

二七一号)

は本委員会に参考送付された。

○野呂委員長

これより会議を開きます。
内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。
本日は、参考人として、日本労働組合総評議会常任幹事室田善君、全日本労働総同盟調査局長河野徳三君、ゼンセン同盟会長宇佐美忠信君、全国造船機械労働組合連合会書記長高橋正男君、日本鉄鋼産業労働組合連合会書記長千葉利雄君、全国紙パルプ産業労働組合連合会中央執行委員長土橋昭富君、日本繊維産業労働組合連合会副書記長中島道治君及び全日本造船機械労働組合中央執行委員長畑田薫君、以上八名の方々に御出席を願っております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつ申し上げます。

参考人各位には、御多用中のところ、本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会におきましては、目下、特定不況産業安定臨時措置法案について審査を行っておりますが、参考人各位におかれましては、本案についてそれぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べただき、今後の審査の参考にいたしたいと存じております。

なお、議事の順序でございますが、最初に御意見をそれぞれ十分程度お述べいただき、次に委員の質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。

それでは、まず、宝田参考人にお願いたしたます。

○宝田参考人

特定不況産業臨時措置法案に関する総評の見解を申し上げます。
なお、この後で総評関係のいわゆる構造的な不況産業と言われる産業に属する組合の方々が意見を表明いたします。その場合には、それぞれの産業の実態に即してこの法案の持つ意義を産業の実情に立って説明し、かつ法案に対する見解を述べられるかと思ひます。そこで、私は、本日、意見表明の機会を持ち得なかつた関係組合もほかにございますから、それらの組合の意見も含めまして、まずトータルな立場からの包括的なこの法案に対する見解と、次に各組合に共通する意見、この二つの点に焦点を当てまして、大きく言って三つの柱について意見を述べたいと思ひます。

まず第一の柱は、この法案の一般的な性格についてであります。法案の題名にもありますように、これは特定の不況産業に対する過剰設備の処理についての特定の対策をとらうとするものであります。それゆえに、法案の条文にもありますように、個々の産業が、循環的な不況ではなくて、過剰生産能力が長期にわたって継続することが見込まれているかどうかというこの判断がそれぞれの産業に即して検討されなければなりません。そしてまた、そういう過剰能力があるとしても、その処理が果たして不況からの脱出、雇用の安定にとつてその産業ではどれほど有効であるのか、他の諸政策との併存なくしても効力があると思われるかどうか、これまた個別産業の不況の原因と現状、将来展望に即して判断されなければなりません。さらに、設備の処理は、短期的には雇用の場の縮小、それも国家の政策で促進されるという側面もありますから、当然雇用減少の懸念の直接的な影響として考えられます。

本来、このような過剰設備の処理ということをして産業政策として採用する根拠は、その過剰設備の圧力を取り除くことによって中期的に産業の安定を増大させ、それを通して雇用の安定性を求める

という、いわば中期的な効果が本来の目的であろうと思ひますが、この中期的な雇用の安定性の追求と、いま申し上げました短期的な雇用面へのマイナスの影響の双方を合わせて考えたときに、労働者にとつてこの法案が有利かどうか、これが各産業の労働組合にとつてはこの法案に対する最大の判断基準であります。

その場合に、過剰設備と現存する雇用の状況の関係も各産業によって異なっておりますし、また、労働集約的な産業と資本集約的な産業では、そのあらわれ方も当然変わってまいります。さらに、産業全体としての話と、大手と中小や関連産業あるいは下請を含めた場では、具体的な影響のあらわれ方が異なってくることは大いにあり得ることでもあります。また、中期的な効果の予測にしましても、それぞれの産業の具体的な状況によって意味が変わってまいります。

こういふように抽象的、一般的にこの法案の性格を述べてきた理由は、この法律というものは、冒頭に述べましたように、特定の産業課題に対する特定の政策なんでありまして、通常の場合にはまずあり得ない産業政策、いわば緊急避難的な性格のものだからであります。必ずしも一般論的な判断のみでは押し切れない側面を持つていると思うのであります。これが労働者の雇用にとつて全体として有利に働くか不利に働くかということが、まさに産業の状態によって異なることがあり得るといふ特殊な法律であります。労働組合として雇用を守りたいという同一の尺度で見まして、その効果は産業によって相違し得る。したがって、労働組合が雇用にとつて有利であれば賛成し、不利であれば反対するというのは、これは組合原則からいって当然でありますから、総評としましては、それぞれの産業の実態に即した各組合の態度というものを承認してきたところであります。この一般的な性格とその個別具体的な発現、この弁証法的な関係の認識が、今度のこの法案の産業政策立法化に当たって非常に重要であらうと考えます。

次に、第二の柱として、以上のような認識論を前提として、次にさらにこの法案の持つ内容上の問題点について五点は意見を申し述べたいと思ひます。

その一つは、過剰設備の過剰率についての認識の問題であります。この点については、経営者や政府と労働者の間にはかなり相違がある場合があります。たとえば稼働日数というものが、中期的に週休二日制への移行を迎えた今日、全くそれを配慮しない基準で中期的な将来の稼働率を測定するというふうな問題は妥当であるかどうかということでもあります。

また二番目に、産業によつては、設備の廃棄を実施しましても、その分が輸入攻勢あるいは日本資本の海外生産と逆輸入、商社の戦術あるいは銀行の出力等々によりまして、設備の廃棄が必ずしも産業や雇用の安定につながらないと見られる産業もあり得ます。

また第三に、さらに言うならば、いわゆる構造的な不況、過剰設備現出の原因そのものにメスを入れたような非常に包括的、体系的な産業政策、そういうものとあわせないと、この政策の効果さへ期待できないという場合もあり得ます。そういう意味で、われわれは、中期的な視点に立った産業政策というものを前提にしないと、この法律の効果さへ危ないということも懸念するところでもあります。そのことは、過去から現在まで行ってきた過剰能力の推定値の変動あるいは設備廃棄の実施の効果が常に事前の予測と食い違つてきたという経験が繊維産業、合板その他で見られたところでもあります。それゆえ、われわれとしては、どうしても日本の産業構造の中期的なあり方についてまず政府は一本政策を立てるべきである、それとの関連でこのような政策を特定の産業政策として考えるべきだということを期待するところでもあります。

第四に、過剰設備の処理というのは設備の量の減少ということにとどまらない。それは、産業によつては業界の再編成、大企業支配の強化、中小

企業の淘汰という形をとりやすい、あるいは下請や関連業界にとっては、経済的な必然性という形をとって整理の強化を迫るのであります。そういう質的な問題を内包している。特に造船産業などのケースでは、大手の船台では小さな船はつくれるが、小さな船台では大きな船はつけれない、いわゆる不可逆性というものを持っております。それゆえ、従来も分野別の受注の調整等々を産産省は行政指導でも採用してきたところでありましたが、それが今回の場合に一体この分野ということの問題は産業の中でどう扱われるかという問題があります。こうして各方面におきまして中小企業にしわ寄せないやり方というものについて、もう少し具体的な施策が用意されておるかどうかが、このことは具体的な場なので政策が問題であります。

第五に、地域経済に非常に深刻な影響を与えることが予想されます。過剰設備の整理のインパクトは、地域にとつて今日深刻な問題を持っている。従来わが国の産業政策あるいは雇用政策では、概して産業レベルの問題、業種の問題が重要でありまして、地域の問題というのは比較的軽視されてきた。しかし、このことは今日の日本の雇用からいいますと、時代に合わなくなっている。そういう意味で、地域というものを今度の法律に関連させてどう考えるかというのが新しい時代の問題として登場してきていると思うのであります。そのことについての具体性がないということでもあります。

それから最後に、三番目の大きな柱といたしまして、労働組合の立場からは、これに賛成する組合も、必要悪あるいはやむを得ないとする組合も、反対の組合も、皆共通に持つておる意見というものがあつた。それは二つありまして、一つは労働組合の参加の問題であります。第二は雇用対策が既存のものから一歩前進するかどうか、この二点であります。

第一の点に言いますれば、雇用に関連するものからこの種の特殊な政策というものが、

労働組合から見ると、自分たちのあずかり知らないところでその枠組みが決定されてしまうというふうな制度を立法化することはとうてい容認することができない。処理を行うべき過剰設備の種類のあるいはその能力の合計とか処理の方法、事業の転換等々は、一体だれがどういう根拠で審議し決定するのか。それによつて直接の影響を受ける労働者も、当然そのことについて協議にあずかる当事者でなければならぬと考えます。また、産業ごとの特殊事情というものは、すでに申し上げましたようにそれぞれの状態を持っておりますから、どうしても関係労働者の参加というものがなければ労働者の意見は十分表明できないと思うのであります。

その意味において、われわれは、まず安定基本計画に含まれる内容を審議いたします関係審議会、共同行為実施の可否を議論する関係審議会について労働組合の参加というものを法に明記すべきであると考えます。なお、この共同行為は、指示ではなくて勧告に緩めるべきだという見解を持っております。また、共同行為の実施の決定に当たっては、当然、事前に労働組合の意見を産産省は聞くべきであります。

さらに、このような政策が具体的な事業においていった場合に、個々の事業者が安定基本計画の定めるところに従つて設備の処理等を行う場合には、事前に労働組合との協議というものをすべきであつて、そのこともまた法案において義務づけることをわれわれは要求するものであります。そのことがなければ、第十条に述べているような事業者、国、都道府県の雇用安定に対する「配慮」とか「必要な措置」等々は、経営者だけとの連絡だけでは現実的な活用というものは実現図れないと思うのであります。

そして最後に、不況産業信用基金についても同様でありまして、それが銀行と企業にのみ有利に扱われないというためには、雇用の安定にも生かされるというためには、評議員に労働組合代表の参加を認めていただきたい。また、債務保証の利

用についても、個別事業の労働者の同意というものを条件としてもらいたいというのが参加問題であります。

第二に、雇用の安定の内容につきましては、この法案の持つ影響にかんがみまして、第一条の目的から、すべて経営の安定ということだけではなくて、雇用の安定及び関連中小企業の安定を明記していただきたい。それを目的に含めてもらいたい。また、安定基本計画にも同様の趣旨を盛り込んでいただきたい。計画というものは、設備だけではなくて、それに関連する雇用の面についても検討がされなければ、片手落ちではないかと思うのであります。

さらに、第十条には雇用の安定という条項がありますが、事業者、国、国及び都道府県の「必要な措置」というものの内容をもう少し前進的に具体的にしてもらいたい。もしそれが従来のいわゆる労働行政ですね、雇用保険法や特定不況業種離職者法等の内容を一步も出ないものであるとするならば、この第十条というものは繰り返すにすぎないのではないかと。今度の場合には、市場競争の結果ではなくして、国の特定の施策の結果として雇用の不安定を促進するおそれがある場合でありますから、一般的な対策を超えた特別の措置を考慮すべきではないか。さもなければ、雇用安定の重視という条文というものは形容詞にすぎない。

最後に、信用基金の目的が、設備処理に関係をいたします下請対策、雇用対策等にも利用し得ることを、雇用保障の面を明記していただきたいということを思います。

最後に、労働政策とこの政策の関連でありますけれども、この法案における不況産業の規定と特定不況業種離職者臨時措置法における特定不況業種との関係というものを明らかにしてもらいたい。と同時に、共同行為の内容決定に当たっては労働大臣との協議ということを入れていただきたい。

以上が労働組合側の希望であります。

終わります。次に、河野参考人をお願いいたします。

○河野参考人 河野でございます。時間も限られておりますので、この法案に対するナショナルセンターとしての基本的な考え方にしぼって申し上げたいと思います。

今日の不況産業の原因についてはいろいろ取りざたされておりますけれども、われわれは主として次の四点にあると考えております。

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕
第一は、何と申ししましても政府の経済政策の失敗でございます。第二点は、今日、日本の需要構造あるいは産業構造は歴史的な変化の過程にあるわけでございまして、それを政府、業界ともに的確に見通し得なかつたこと、そこから当然出てくる産業構造ビジョンの欠如といったことが第二の原因になっていると思ひます。第三点は、エネルギー価格の急騰でございまして、これがさらに産業構造の変化を促進させてきているという側面があると思ひます。第四点は、特に開発途上国を含めた世界的な国際競争力の構造が変化してきているといったようなことが今日の構造不況の原因になっていると思ひますけれども、これらはいずれも個別の業界、企業の対応能力を超えたものであるということがまず第一に強調されなければならぬ点であらうかと思ひます。

そして今日そこから発生しております現象形態は、まさに膨大な設備過剰という現象でございます。そしてこの構造不況は、今日いわゆる雇用不安を深刻化させておりますし、また、景気回復の足を引っ張っている最大の要因になっているわけでございまして、そういう意味からいたしまして、この構造不況産業における過剰設備の解消という問題は、今日当面する最も重要な課題であるとわれわれは認識をしているわけでござい

ます。ところで、こういった過剰設備の解消の問題でござい

體質がきわめて弱体化しているわけでございますし、さらに先ほど申しましたように、こういった構造不況を生み出した背景といったものが企業の対応能力を超えたところに発生しているとするならば、当然こういった施策については国の強力な施策あるいは助成といったものが必要であるし、また、それなくしてはこういった問題を解決することは不可能であるとわれわれは考えているわけでございます。

われわれ同盟は、この問題に關しましては、すでに昨年の九月に、政府に対して一定の政策を採用するよう申し入れをしているわけでございまして、繰り返すにようになりますけれども、その要旨をここで改めて述べさせていただきます。

まず第一に、構造不況対策の基本方向でございますけれども、第一は、関係の各業界がそれぞれ自己利益に固執しないで、国民的見地に立つて、今後ほば二ないし三年の間に問題を解決するという共通目標を設定をなさう。また、政府はどのように指導をなさう。

第二は、当該業界、企業の最大限の自主的な努力を前提としながら、政府の強力な施策を柱として対策を実施しなさい。その際、もちろん構造不況業種の実態はそれぞれ異なるわけでございまして、それそれぞれの実態に応じた多様な政策手段が必要であらう。

それから第三点は、こういった対策を単に不況業種の目先の救済に終わらせるのではなくて、将来の望ましい産業構造というものを的確に見通した上で、それに適合する方向に沿ってこういった問題の解決を図ること。

以上を基本的な姿勢といたしまして、さらに具体的な対策といたしましては、第一は、設備の廃棄ないし凍結をやいなさい。これは、たとえ二、三年あるいは数年先の技術水準とか、あるいは需給関係であるとか、あるいは産業構造等を展望して、その上で設備過剰と判断される業種については設備廃棄をすべきであるし、また、その間に需給が均衡して、現在持っている技術水準がその二、

三年先にも適合できると判断されるような業種については設備の凍結を進めなさい。この場合に、そういった設備の廃棄や凍結は業界の自主的な合意によることはもちろんでございますけれども、問題はまさに緊急の問題でございますし、したがって、政府は積極的に合意の形成を指導しなさい。場合によってはそれに介入すると同時に、この場合ももちろん関係労働組合の意見を十分に聞くべきである。

さらには、カルテルの弾力的な運用をすべきである。設備廃棄ないし凍結を必要とする業種については、公正取引委員会は緊急避難措置として一時的に独禁法の運用を緩和し、あるいは弾力化し、また、政府はそれぞれの業種の必要に応じて時期を失することなく必要なカルテルの結成を指導すべきであるということも、先ほど申しましたように、われわれはすでに昨年の九月に政府に対して申し入れしているわけでございまして、今回ここに提出されております臨時措置法案は、まさにわれわれのこの申し入れの趣旨に沿ったものであるとわれわれは判断いたしました。基本的にこれに賛成でございます。そうして、一日も早くこの臨時措置法が国会において成立することをわれわれは強く期待をしている次第でございます。

ただし、二、三の問題点を指摘させていただきます。第一点は、アウトサイダー規制の問題でございます。これは御承知のように、この法案の作成過程においても非常に大きな問題になった問題でございますけれども、今日の構造不況産業の実態を見ますと、全部の業種とは言えませんが、特に一部の業種については、アウトサイダー規制をやらないうちに、今日の構造不況産業の実態を十分に達成し得ない状況にある、そういった実態にあるということも否定し得ない事実であらうと思っております。

しかし、御承知のように、これに対しては相当強い反対論が各方面から寄せられているわけでございまして、これは主として、この法案の

期間が切れた後においてもアウトサイダー規制をやりますと、行政当局の強い行政指導がそのまま残っていくのではないかと、そして自由な競争体制というものがそれによって大きく阻害されるのではないかと懸念に発しているのではなからうかとわれわれは判断をしております。

先ほど申しましたように、この措置法はあくまでも緊急避難措置でございますので、この法案の役割りが終わった後においては、可能な限り自由な競争体制に復帰をさせるということをこの問題と関連をして政府はその姿勢として示すべきであらう、そういったことを前提にして、必要ならば、この法案の実効を期するためにむしろアウトサイダー規制はこの法案の中に盛り込むべきであるとわれわれは考えております。

第二点は、安定基本計画の策定については、この法案の中に関係審議会の意見を聞くこととありますけれども、その関係審議会に労働組合代表の入っていない審議会もあります。さらに、この問題を審議する最も重要な審議会であるといわれる産業構造審議会については、ナショナルセンターから各一名の委員が選出をされておりますけれども、この問題を具体的に審議する部会には、労働組合代表はとうてい参加できないという構成になっております。したがって、この際、一日も早く労働組合代表が各部会の審議に参加できるように、産業構造審議会に対する労働組合代表の大幅な増員をぜひともやるべきであるとわれわれは考えます。

それから第三点は、雇用問題でございますけれども、この構造不況産業において今後設備の廃棄あるいは凍結が進むといたしますと、特に地域の雇用に対して重大な影響を与えるおそれがありますし、現にそれは発生をしているわけでございまして、したがって、国全体としての雇用政策を完備、充実させていくことはもちろん必要でございますけれども、特に地域における雇用の創出については今後特段の考慮が必要であらうと考えます。

第四点は、先ほど申しましたけれども、こういった設備の廃棄、凍結をするにいたしたとしても、全体としての今後の産業構造に対するビジョンというものがしっかりと示しておらないと、必ずや失敗する運命にあるわけでございまして、政府はそういった産業構造ビジョンを早期に策定をし、これをもって業界に一つの目標を与える、あるいは誘導の機能を果たすといったことをぜひともやるべきであると考えます。

最後に、これはこの法案とは若干離れますけれども、いずれにしても、構造不況産業における雇用問題の解決というものはそう簡単には進まないわけでございまして、一方では、先ほど申しましたように各地域においても必要ですけれども、国全体としてやはり雇用機会の創出を図っていくということが必要でございますので、今日、五十三年度における目標とされております成長率七％を政府はぜひとも実現をして、こういった構造不況産業の問題がスムーズに解決されるような環境条件というものをぜひとも十分に整備をしてほしいということを特別にお願いをいたしまして、希望として申し上げまして、同盟としての意見にかえさせていただきます。

以上でございます。

○中島(源)委員長代理 次、宇佐美参考人をお願いいたします。

○宇佐美参考人 代表的な構造不況産業と言われます繊維産業の労働組合を代表いたしまして、この法案に対する見解を申し上げたいと思っております。時間がございませんから、先に結論を申し上げます。

私も繊維の立場から言いますと、景気が回復いたしたとしても抜本的な産業の立ち直りを図ることが大変困難だ。いま多くの業種で高率の操短を継続しているわけでありまして、それをいつまでも続けるわけにはいかない。そうであるとするならば、過剰設備処理は不可避のことである。これを円滑に推進し、産業の安定を図るため、法律、政策面での総合的施策が必要である、こういうことで、この法案につきましては基本的に賛成

であり、早期成立を強く要望するものであります。ただ、この法案につきましても、幾つかの問題点がござります。

マクロ的に申し上げますと、特定不況産業安定臨時措置法ということになっているのですが、しかし、その中身は、実際は過剰設備の処理を円滑に行うことが主になっているわけでありまして、何かこの法律ができることによって構造不況業種が安定するのだという印象を与えることになりかねない。ですから、本来ならば、これは特定不況産業過剰設備処理臨時措置法と言うべき性格のものではなからうかと思ひます。

そこで、問題点を四点申し上げます。

第一点は、当面の過剰設備処理のための債務保証に限定されており、しかも安定のための総合的施策に欠けている。それからまた、予定されております信用保証基金の規模が余りにも小さ過ぎる。具体的な名前が挙がっております合成繊維業だけでも、過剰設備処理を行おうとすれば一十億以上の資金を必要とする。そうであるといしますと、百億の保証で一十億の資金の運用では余りにも少な過ぎるということが指摘できると思ひます。

二番目は、アウトサイダー規制が外されておりますので、実効に疑問がござります。私どもの産業は、かつて何回か操短を繰り返してまいりました。その都度、多くの労働者が犠牲をこうむったわけでござります。少し景気がよくなると設備が拡大されてくる、悪くなると操業短縮。今回、ここで過剰設備の処理が進みまして、また情勢が変化することによって増設、新設が行われるということがござりますと、同じような事態の繰り返しを招くおそれがあるわけでござりますので、この際、アウトサイダー規制を明らかにしておくことが大事であると思ひます。

三番目は、業種指定、安定基本計画の策定並びに実施過程におきまして、労働組合並びに労働者の関与のあり方を明確にする必要がある。四番目は、雇用安定の条項が抽象的であります

ので、この点をさらに明確にしていくことが大事であらうと思ひわけであります。

なお、その他この法案に対する具体的な要望といたしましては、業界、企業が特定不況産業の業種指定を申し出る場合は、事前に労使協議を行うことを義務づけるべきである。

第二点は、業種指定並びに基本計画の策定に当たって意見を徴する関係審議会には、必ず当該業種労働組合代表を参加せしめる。繊維の場合には、繊維工業審議会がございまして、私も参加いたしておりますが、そういう産業に関する審議会がない場合には産業構造審議会においてということでございますが、その産業構造審議会に当該業種代表が参加する道を開くことが大事であらうと思ひます。

三番目は、安定基本計画には過剰設備処理に伴う雇用安定計画を明確にすることが大事である。特に合議のようには地域経済に非常に大きな影響をそれその事業所が与えているわけでありまして、そういうところの過剰設備処理につきましましては、労働者の雇用問題もきわめて深刻でございまして、地域経済そのものも大変深刻な事態を迎えることにならうと思ひますので、その雇用安定計画を明らかにしておくことが大事だ。

四番目は、安定基本計画の実施に当たっては、各段階での関係労働組合との協議を明確にすること。五番目は、先ほど申し上げましたようにアウトサイダー規制を盛り込むようにしてもらいたい。総合的な安定対策につきましましては、一つは、積極的な財政金融政策を展開し、内需の大幅な喚起を図るとともに、円高是正のための措置を講ずること。

二番目は、秩序ある貿易体制を確立すること。国内で需給バランスをとるための設備処理が行われましても、輸入につきましまして全く何らの施策なしということになりますと、この安定化の方策が無意味になってしまふおそれがあります。そこで、短期、中期の繊維品輸入のガイドライ

ンを設定し、輸入の秩序化を図ること。

それから、国際繊維取り決めに現在ございまして、これに基づきましてアメリカ、EC等は二国間協定を結び、貿易の秩序化を図っているところでありまして、わが国の場合には、このMFA協定に参加いたしておりますが、二国間協定は今日どこも行っておりませんし、これの具体化のための段取りが大変おくれしているのではないかと。それから、繊維の輸入関税につきましましては、日本はアメリカ、EC諸国と比べましても最低でございまして、そこで、せめて欧米水準並みに近づける努力が必要であらうと思ひます。

四番目といたしましては、積極的雇用対策を推進するというところで、現行制度の積極的活用によって雇用の安定を図ること、雇用創出のための諸政策を積極的に展開してもらいたい。また、職業訓練制度の改善、充実を図ってもらいたい。それから、過剰設備処理に伴う雇用調整に当たっては、各企業が自社内または自企業グループ内において雇用の確保を図るよう国は積極的に指導をしてもらいたい。

以上、本法についての私どもの見解を申し上げますが、この機会にわれわれの産業の概要について少し申し上げてみたいと思ひます。時間がございせんから、雇用の問題にしばらく申し上げたいと思ひます。

お手元にお渡しいたしておりますセンセンの資料の表をちょっと見ていただきたいと思います。十ページの第一表でございまして、昭和四十九年四月から五十二年十二月までの間に繊維産業労働者は合計二二・四％の減少を見ておりまして、その中で化繊で二七・八％、紡績では四一・一％の減少を見ていただいております。この法律に對しましては解雇促進法といふいろいろな言われる向きもございまして、これをこのまま放置しておきま

すと、それこそ弱肉強食、そして何らかの形で過剰設備の処理が行われることになり、そのことによって雇用不安は一層増大する。そうであるならば、これを円滑に進めるような法的な手だてが必要だといふことでございまして、私ども、雇用情勢が深刻であればあるほど、この法の必要性を認める立場をとらざるを得ない。

私どもの組合員だけを見ましても、ピーク時六十万若千超えておりましたが、今日では四十九万三千で五十万を切るという状況でございまして、流通労働者も組織化五万が加わったの結果でございまして、繊維関係組合員は約十五万人ほど減少を見ているということでございますし、四十九年の二月から本年の三月までの間に、私どもの組織の中の合理化件数も七百五十六件に上り、倒産企業百四十九、工場閉鎖百十、希望退職募集百八十二件、その他出向等三百五十五件、このことによりまして離職を余儀なくされた組合員は二万六千三百六十五名に及んでおります。

なお、合成繊維が国際的にどのような地位を占めているのか、これは十五ページの第六表に記載のとおりでございまして、日本の合成繊維の世界シェアは七七年で四・三％、アメリカが三・四％、西欧が二・七％でございまして、韓国、台湾等におきましては、一九七二年韓国が一・三％が七六年には三・六％まで伸びる、台湾におきましても七二年一・六％のシェアが七六年では三・二％というようになつて、七七年には約八％ほどのシェアを占めるというようになつて、特にナフサ価格の割り高の問題、国内需要の停滞の問題、国際的な繊維消費量の停滞の問題、開発途上国の追い上げ問題、このようなことで構造不況と言わざるを得ないような状況に立っているわけでございまして。

これは何も合成繊維だけではございせん。十二ページから十三ページの第四表に記載のとおり、繊維関係の各業種におきまして二割前後の過剰設備処理が今日すでに行われておりますし、今後、綿紡績、毛紡績におきましても過剰設備処理というようないふ事態を迎えるというようになつて、私ども何としても雇用安定を図りたい、そのためにいま申し上げましたような見解をまとめたいわけで

でございます。

以上、若干時間を超過いたしました、私の見解の発表を終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○中島(源)委員長代理 次に、高橋参考人にお願ひいたします。

○高橋参考人 高橋です。

造船産業の今日の深刻な情勢について御理解をいただくために、若干情勢について触れてみたいと思ひます。

石油ショック以来、造船会社の倒産はすでに三十九社に及んでおります。昨年だけでも二十二社、今年に入りまして五社が倒産し、関連企業十社が倒産に及んでおるわけであり、その負債総額も二千億に達しております。昭和四十九年から今日まで、造船業から離職した者は五万一千名に達しており、今日段階の仕事量の見通しから推定いたしますと、さらに四万名程度の余剰人員と言われておるわけであり、

世界的に海運不況であります。したがって、船腹は過剰であり、受注は激減いたしました。五十三年度の操業度は、四十九年を一〇〇といたしますと三〇％、さらに五十四年が何と四〇％という程度に落ち込む見通しであります。特に最近の異常な円高、第三国の追い上げ、既契約船の大量キャンセル等によりまして、大勢として今日の仕事の手持ち量が今年の七月、八月までしかありません。したがって、今後倒産が続出するといふきわめて深刻な情勢にあるわけであり、

確かに、わが国の造船産業の建造能力は千九百万総トンと言われておりましたが、いかに市場が回復したとしても、過去のような大量受注は絶対にあり得ないと思ひます。したがって、設備過剰といふことについては否定できないわけであり、現在、海運造船合理化審議会が供給能力の削減について具体的な検討を進められていますが、雇用問題を含めて慎重に対応していただきたいと思います。

造船業は労働集約産業でありまして、また関連

産業のすそ野が広く、地域経済に及ぼす社会的影響はきわめて大きいものがあるわけであり、

現実に、九州の一つの造船所が希望退職を募りましたが、それを苦にして自殺をしたというようなようなきょうの朝刊の報道もあるわけであり、

ECの主要造船国について見ますと、日本より仕事量は持っておりますけれども、雇用確保優先の立場から、西ドイツを除きまして、国有化さらには公営化が進められておるわけであり、本日のUP通信によりますと、スウェーデンにおいては建造コストの約四五％を政府が直接助成をする、さらにノルウェーにおいては四〇％、英国においては三三％、西ドイツにおいては二八％も建造コストに対して政府が助成して、雇用優先の政策をとっておるわけであり、

このような情勢から特定不況産業安定臨時措置法案についての意見を申し上げます。

私たちの基本的な理念と申しますのは、雇用確保優先であり、労働諸条件の維持向上のために仕事量の増大を図っていただきたいということが緊急な課題であります。今日まで産業政策を政府並びに各政党の皆様が要請してまいりましたが、ぜひとも今日の危機を打開するために、政治の場で私たちの政策要求を実現していただきたいというこを強く要望するものであります。

この法案については、構造改善を推進するために必要な法案と考えております。したがって、安定基本計画の策定、実施に当たっては、関係労働組合代表の意見の反映をぜひともさせていただきたいということであり、

二点目については、過剰な供給力を削減することとは雇用問題に影響を及ぼすものであります。したがって、雇用確保を前提としたある程度の操業度を維持することが絶対必要であります。したがって、財政措置を講じ、内需拡大に向けて仕事量の増大を図っていただきたいということであり、

第三点目は、設備の廃棄、凍結については、労働間の事前協議制を義務づけていただきたいし、

さらにまた地方自治体、関連企業労働代表者などと、雇用問題を重視した事前の話し合いがぜひとも必要であるというふうに考えます。

資金量の問題であります。すでに負債総額は二千億といふことであり、資金量の増額、さらに裏保証が必要とされておるわけであり、この改善、さらに返済期間の延長等をお願ひしていただきたいということであり、

第五点目は、政府は早急に中期的なまた長期的にわたる産業構造ビジョンを策定し、それを指針として示していただきたいということであり、

具体的な産業政策について、重複すると思ひますけれども、まず、公共事業の優先発注など、政府、地方自治体において配慮していただきたいといふこと。さらに、官公庁船の代替建造の飛躍的増大を図っていただきたいこと。さらにスクラップ・アンド・ビルド方式の導入、さらにはLNG船の建造促進、環境保全のためのSBT、COWの設置、さらに石油備蓄、浮体構造物、公共的な海洋開発の促進を図っていただきたい。さらに、中小手対策の問題であります。長期低利の事業資金の融資、設備の買い上げ、債務のたな上げなど基本的な措置を講じていただきたいことをお願い申し上げまして、私の意見にかえたいと思ひます。

ありがとうございます。

○中島(源)委員長代理 次に、千葉参考人にお願ひいたします。

○千葉参考人 私は、この法案の対象業種の筆頭に挙げられております平電炉の労働者を組織する組合の立場から、この数年來つづきに体験をし、あるいは見聞きしてまいりました事実を即しまして、意見を申し上げたいと思ひます。まず、最初に結論を申し上げます。平電炉業を今日の構造不況から早く脱却させて、産業の再建と残された労働者の雇用の安定を図るためには、過剰設備の廃棄が何よりも必要であり、しかもそれ

は、この産業の疲弊の状態あるいは非常に根強い過当競争体質といふものからいいますと、企業の自主努力だけに任せておいたのでは、とてもじゃないけれどもなかなかこれは実現をしないと判断しておるわけでありまして、ぜひともここで国の強力な指導と支援をこの設備廃棄に關してお願ひをいたしたい。したがって、これを法的に裏づけることこの法案をぜひとも一日も早く国会において成立をさせていただきたい、これを強く希望しておるというのが私の結論的な立場でございます。

御承知のように、平電炉業と申しますのは、石油危機を契機といたしましてさまざまに実需の構造的な減退を受け、非常な需給ギャップを生じてしまったものでございまして、非常な構造不況に陥りましてすでに三年を過ぎ、四年目に入ろうとしております。この間、企業は大変な累積赤字を出し続けておりまして、東証第一部上場の主力企業ですら、すでに過半数が債務超過という準倒産状態に陥っているといふことでござい

ます。

この間、労働者がこらわった苦しみというものは、これは言葉に尽くせないものでございまして。大量の失業、賃金が抑制されて物価上昇との関連で実質生活がどんどん落ちておる、こういう状態でございます。人員整理だけをとりましてみしても、私も鉄鋼労働者が把握している限りで、昭和五十一年の六月からこの十一月までの約二年半に、全員解雇が六件約千人、希望退職の募集が二十八件三千九百人、合わせて五千八人の人を結局雇用調整の対象にせざるを得なくなりました。平電炉業全体で見ますと、同じ期間で、下請関係を含めまして、恐らく一万一千人が離職せざるを得なかったと見ております。これは、五十年四月現在の在籍人員四万五千人に對しまして、実に四人に一人が結局離職をさせられたという状態でござい

ます。

幅な退職金の支給等の退職条件の改善などを行ってまいったわけでありまして、一定の成果はそれなりに上げてきたわけでございますけれども、結果としてこれほどの大量の離職を余儀なくさせてしまった根本原因は、何と申しまして、余りにこの産業の不況状態が深刻かつ長期にわたっておりまして、倒産、全員解雇を覚悟するか、しかしながらある程度部分的な雇用調整をやつて企業を存続させて最大多数の幸福を貰うか、このどちらかという二者択一の選択に迫られて、かくてやむなく産業の再建等による最大多数の雇用確保を優先させるを得ない立場から、希望退職そのものについてはこれがある程度受け入れる、そして内容を正させる、こういうことをせざるを得ないというのが実情でございます。

このような犠牲を私どもも払いながら、あえて産業の再建と残る者の雇用の確保を求め続けてまいつておるわけでありまして、この前途自身が大変まだ非常に不安定である。その最大の要因は、言うまでもなく巨大な過剰設備の存在というところであるわけでありまして。

平電炉の設備能力と申しますのは、昭和五十二年末現在で粗鋼換算で約二千万トンと見られます。これに對しまして、現在の生産はせいぜい年率で千四百万トンそこそこで、七百万トンの巨大な設備余剰がいまあるわけでございます。しかもこれが一体いつまで続くか、今後とも長期にわたつて解消する見込みはないわけでございます。

昨年の二月に発表されました平電炉基本問題研究会の報告によりますと、いまのままで設備能力を抑えたとしても、昭和五十五年においてなお三百三十万トンないし五百三十万トンの需給ギャップが残る、こう言つておるわけでありまして、これは実は平電炉の主製品である小棒と中小形形鋼につきまして、五十五年度の需要量を五十二年度の実績見込みに對して最低でも二八%、多い場合は四四%伸びるといふ、実は結果的にはそういう計算を前提としての算定なんでございます。一年前にこういう判断があり得たのだ

が、すでにその後さらに状況が悪化して、いまとなつてはこれは非常に過大過ぎる見通しである。過大過ぎる見通しを前提として三百三十万ないし五百三十万トンの余剰がある、こういうことでございますから、実態はもっとこれを上回つて、長期にわたつて設備過剰は残り続けるのではないかと考えられるわけでありまして。

典型的な市況産業でございます。かつ非常に過当競争体質の強い平電炉の場合には、こんな巨大な過剰設備の圧力のもとでは、とてもではないが、長期に見ても市況の安定と採算のある程度の回復というものは期待できるわけがないわけでございます。しかもこの産業は、非常に巨大な累積欠損を抱え、超過債務を抱えておる。そして現状すでに企業体力が疲弊の限りを尽くしておる、こういう状況でございますから、この産業が安定し、雇用も安定するためには、今後長期にわたつてある程度採算性の維持が図られなければならない、こういう状態にあるわけでございます。

もつとも、ここへ来まして平電炉業の市況は多少回復をいたしております。トン当たりで五万二千円ぐらいだったものが六万二千円ぐらいに、約一万円ぐらゐ回復をしておる。もちろん反面でくずが上がつておりますから、利ざやさはほど伸びてないわけでありまして、どうにかやつとフローでの採算線に乗り始めておるといふ状況がいまのところ生まれておりますけれども、これはもつぱら小棒工業組合による非常に厳しい約五割近い生産抑制を前提として初めて生じておることでございます。一たん何らかの事情でこの生産調整そのものが停止ということになりますと、苦しい財務状態で、そして減産のコスト負担にあえいでおりますから、個別企業がまとめておる設備の再投入を含めましておの自身も過度な生産拡大に走る、結果としてたちどころに市況は暴落し、どろ沼市況へ逆戻りするといふ状況になるであろうことは、これは明白であると考えられるわけでありまして。

こういう事態を避けながら、本当にここでの産業の再建を軌道に乗せてしまふためには、現在一応休止状態に置いてある過剰設備というものを、この小棒工業組合による生産調整が維持し得られる間に、早く明確に廃棄持ち込んで、需給不均衡の根源を構造的な面からしつかり正をしていくということがどうしても必要であるわけでございます。

ところが、この過剰設備の廃棄というのは、業界の圧倒的多数自身も基本的に合意しているにもかかわらず、その実際の実施になりますとどうもはかどらないというのが実態でございます。その理由はいろいろあるかと思ひますけれども、主要なものとして、企業の財務処理上これは非常に困難である、債務超過でもってバランスシートが崩れているときに、さらに設備を、資産を落とすといふことは大変むずかしい。しかもそれに伴つては当然資金が必要、こういったことがまず大きな問題であります。

それからもう一つは、やはり業界の過当競争体質でございます。うちはやつてもいいが、よそは果たして一緒にやるであらうかという疑心暗鬼が非常に根強いということがもう一つの原因であります。

こういうことによりまして、この業界の自主的努力だけではこの一番いまだ求められている廃棄のタイミングを失つてしまつて、うかうかしておりますと結局時期を失つて、この産業の再建そのものが挫折をするというおそれが目下のところきわめて強くなつておると私どもは判断をするわけでありまして、どうしてもここでこの法の裏づけによる政府の強い指導と支援が必要とされるわけでございます。

なお、このような行き方に対しては、今日、たとえば業界過保護であるとかあるいは市場自由経済の根幹を脅かす統制的な方法であるとかいふ非難が投げられておるわけでありまして、石油危機といふのはまさに昭和六十年に匹敵する巨大な驚くべき経済変動であつたわけでありまして、このような異常事態が起こつたときには、当然のことながら、政府たるものが特別立法によつて国の強力な支援と援助というものを民間経済に立ち直るまでの間与えるといふのはあたりまえなことではないだろうか。しかもこれはあくまでも緊急避難として時間的な制約を持つてなされるものであるわけでございますから、そうであるならばこれは自由経済を脅かすといふ非難も当たらない、こう考えるわけでありまして。

以上、いろいろ述べたわけでございますが、具体的にこの法案を見ますと、なお幾つか、二、三お考えいただきたい点がございまして、その一つは雇用対策面の充実であります。設備廃棄に当たつて当然雇用安定に配慮を払わなければいかぬといふことは、法案中にも一応は書いてあるわけでありまして、何と申ししてもウェーが小さく、かつ抽象的な感免は免れないわけでありまして、これをより具体的なものにするために、たとえば本法案に依拠しての設備廃棄については事前に労働組合との協議を企業に義務づけるといったような点はぜひ考慮いただきたい。もう一つは、関係審議会等への労働組合代表の参加もぜひ御考慮いただきたい。

いま一つの大きな問題は、設備廃棄ないし新増設規制の共同行為に際してのいわゆるアウトサイダー規制の実施でございます。これにつきましては大変むずかしい問題と思ひますけれども、過剰設備廃棄を真に実効あらしめるためにはこれは非常に必要なことであつて、ぜひともまげて御検討いただきたい。

以上が具体的な要望意見でございますが、何と申しても、何よりもお願いしたいことは、本法案を今国会においてぜひとも、これは角をためて牛を殺すようなことは避けていただきたい、早期に成立させていただきたいということが一番のお願いでございます。特にわれわれ平電炉といふものは、産業再建によつて最大多数の雇用を維持しなければならぬといふことをよくみんなが理解し合うからこそ、構造改善が必要であることを理解するからこそ、耐えがたきを耐えて、この際議

れるものは譲るという形で、職場を一万一千人が去っていったわけでありまして、この人たちの犠牲を無にしないためにも、ここでぜひともこの根源をなすこの設備廃棄をきちんとやっていただけのような御配慮をお願いしたいことを特に申し上げたいと思うわけであります。

なお、私どもは、この法案は、今日なされるべき数多くの構造不況産業対策のうち、特に法の裏づけによって緊急的になすべきことに特に産業間共通の問題に限ってとりあえず打ち出したものだという理解に立っておるわけでありまして、これはこれとして、今後政府が必要とされる多くの産業政策、たとえば平電炉について申せば実需の積極的な拡大策、あるいは鉄鋼価格の安定などといったような事柄でございまして、それから雇用安定のためのいろいろな諸施策、こういうものをさらに強化することを当然のこととして求めたいわけでありまして、それを前提にこの法案の早期成立をお願いしておるのだということをつけ加えまして、私の意見を終わらせていただきます。

○中島源一委員長代理 次に、土橋参考人にお願いたします。

○土橋参考人 不況カルテルを実施中の段ボール原紙及び家庭用薄葉紙を組織に抱えている紙パルプ連の土橋でございます。

特定不況産業安定臨時措置法案について、四点上にわたって意見を述べたいと思います。

まず第一点は、この法案が制定されることを前提にして、各企業では、軒並みと言ってよいほど設備廃棄にかかわる合理化が提案されていることとでございます。昨年の十月二十五日に本委員会では日本製紙連合会の副会長である本州製紙の榎原社長が参考人として意見を述べられたときは、一〇%の設備廃棄がいわゆる構造改善の目標でした。その後、通産省の指導で二五%の設備廃棄が方向づけられると、申し合わせたように、人減らしを初めとする合理化が提案されるようになりました。首切り、配置転換、出向、賃下げ、賃金ス

トップ、期末一時金の切り下げ、諸手当の削減、

定年延長の中止、定年年齢の引き下げ、再雇用期間の短縮、福利厚生費の削減、廃止、パートタイムの首切り、下請関連企業の整理などがその内容です。

この法案が審議される以前からこうした先取りの、便乗的な共同行為が行われることは、独占禁止法に抵触する疑いがあるもので、私たちは、人減らし提案に関しては、少なくともこの法案が発効するまでたな上げにすべきであると企業に抗議をしておるところでございます。通産省の行政指導が労働者の不安をかき立てたことを、私たちは非常に遺憾に思っております。私たちの組織は現在約三万五千人ですが、この三年間に約千八百人が人減らし合理化の犠牲になっております。この法案が制定されますと、一層深刻な事態を迎えることになるかと心配をしております。

第二点は、生産能力の算定及び廃棄率の決定と、私たちが要求している週休二日制の関係です。製紙は戦後、毎週機械をとめていました。私たちは連続操業に反対してきまして、高度成長の始まった六〇年代から連続操業が一般化して、年間三百六十五日のフル操業も出てまいりました。三組三交代制では十分な休養がとれないので、私たちは四組三交代制を要求し、六〇年代後半からこれを実施させました。段ボール原紙は、昨年九月二十日から不況カルテルを実施中です。現在抄紙機の運転日数は、品種及び日産能力によって違いますが、月十五・五日から二十二日になっております。月のうち半分近く休転している現在こそ週休二日制を実施すべきであるというのが、私たちのかねてからの主張でございます。

いまや週休二日制は、労働者の一致した要求です。西欧先進国では、紙パルプでも夏に三週間ないし四週間一斉休転をして、バカンスをとっています。円高に象徴されているように、わが国の長時間労働には強い批判があります。国際的な公正競争の観点からも、週休二日制は必要だと思えます。ところが、通産省紙業課は、段ボール原紙は月

間二十八日運転、年間三百三十六日の操業を前提にして生産能力を算定しています。一方、需要は実質GNPの伸び率に弾性値を乗じて計算し、そこから稼働率をはき出していきます。この試算では、三年後の一九八一年の稼働率は七二・六%にしかならないので、二五%の設備廃棄を行うべきだというのが廃棄率の算出基礎でございます。このやり方できわめて単純な計算を行いますと、週休制の休転にすれば、稼働率は七七・九%になります。隔週週休二日制の割合で休転すれば、稼働率は八五%になります。

生命と健康を害する深夜労働の伴う三交代制度、とりわけ経済的な理由による連続操業は、極力制限すべきであるというのが私たちの一貫した主張でございます。労働者は、フル操業を前提にした機械の従属物としてではなく、人間性の回復を強く要求しています。月間二十八日稼働を前提にし、GNPの操作で設備稼働率を算定し、あるいは容易に変更するやり方には、私たちは承服しかねます。

通産省紙業課は、国際競争力を高めるためにということで、設備廃棄一本やりの設備の処理を指導しています。設備廃棄を行えば、企業の考えることは、縮小された設備でフル操業を実施したいということなんです。そうすれば労働者は、人減らしをさせられた上でさらに労働強化を強いられることになってしまいます。設備の処理については、格納、休止を優先し、廃棄は最小限にとどめるべきであると考えます。

第三点は、法案の具体的な内容です。この法案は設備廃棄を主眼にしています。信用基金の創設によって銀行や商社が不況産業に投下した資本の回収を容易にするところに、大きなねらいがあります。設備廃棄によって職場を奪われる労働者に対する雇用保障が明確になっていません。この法案の十条に「雇用の安定等」がうたわれています。そこで、私たちは、通産省に対して、この条文を裏打ちする具体的な施策は何かを問いただしてまいりましたが、明確な回答は得られませんでした。

設備廃棄という重大な産業政策の変更にあたつて、生産の担い手であり、当事者の一方である労働者の納得を得ないでこれが強行されることに、私たちは反対せざるを得ません。設備廃棄一本やりの設備の処理は、どうしても系列企業や中小企業の老朽マシンが対象になります。これは中小企業の淘汰、大企業中心の産業再編成につながります。また、私たちは、設備廃棄に伴って締め出しを食う下請関連企業のことを考えなければなりません。

この法案の「目的」、「安定基本計画」、「事業者の努力」、「雇用の安定」、「信用基金」などの各条項に、雇用の安定と関連中小企業者の経営の安定に努めるという趣旨を盛り込み、修正されるように要求します。

また、特定不況産業の指定、安定基本計画の決定、共同行為の内容の決定、雇用の安定、債務の保証等、重要な各条項に関しては、産業別労働組合及び当該労働組合と十分協議を尽くし、一方的に強行しないという歯どめをかけるよう修正していただくことを望みます。

第五点は、「共同行為の実施に関する指示」とありますが、これはやり方によってはおもむく刃の剣になる危険性が多分にあります。やはりこの点は「勧告」に改めるべきであると考えます。

政府の責任で共同行為の内容を決定する際は、これによって生ずる失業を防ぎ、雇用を確保する観点から、主務大臣は労働大臣と協議することを義務づける必要があると思えます。同時に、その協議する手続とその具体的な内容を明確にすることだと思えます。単に労働大臣と形式的な協議をしたということでは、意味がありません。労働大臣は首切りの受けざらをつくることに終始するようでは、積極的な意義がなくなります。失業の予防に力点を置いた補強をしていただくよう、強く要請します。

第四点は、ぜひとも明確にすることを願いたい点です。その一つは、第二点とも関連しますが、設備の

処理の定義です。段ボール原紙の場合、長期の格納、休止は設備の処理に該当しない、また、ドライヤーに穴をあけたりドライヤーの一部を撤去することによる生産能力の削減もこれに該当しない、とにかく国際競争力を高めるために次第に老朽化したマシンを廃棄することだというのが通産省紙業課の指導です。しかし、私たちが要求している週休二日制が実施されれば、廃棄率も違い、事態は大きく変わってまいります。設備の処理についてはもっと柔軟な解釈、適用ができるように、何らかの形で明確にしてほしいと思います。

二つ目は、関係審議会への労働者代表の参加ですが、この点につきましてはすでに各参考人が申し上げておりますので、省略したいと思います。

以上をもつて私の意見といたします。

○中島源委員長代理 次に、中島参考人にお願いたします。

組織してある労働者が直接この法案には関係を持っておりませんけれども、産業関連の関係で、中小繊維労働者の立場から、この法案について大略四点について御意見を申し述べたいというふうに思います。

第一点は、このような法案審議に当たり、従来の政府、業界の産業政策、経営政策の反省がまず前提に立たなければならぬというふうに考えます。

高度成長時代の企業の強気な投資、いわゆるスケールメリット論による生産規模の拡大、これを促進した銀行と政府側の責任、反省が十分なされずに、当面の行き詰まり状況のみをクローズアップして、このような場当たり的な緊急避難政策があったかも正当性を持つような議論が先行していることに對して、きわめて問題があると言わなければならないと思います。しかも、該当する業界の経営陣のトップなり、従来の政策推進者としての政府・通産省の反省の声は少しもなしに、該当業種の取り巻く環境条件が変化しただけを大

きな理由に取り上げているにすぎません。合繊業界で言うならば、戦後復興の過程、とりわけ朝鮮戦争以降の手厚い合繊産業の保護育成政策、さらには昭和四十二、三年から四十七、八年の間の後発メーカーの進出、企業競争としての増設ラッシュ、一貫した規模の拡大、すべて業界と通産側の強気な需要予測に支えられて鼓舞激励されてやってきたわけですから、したがって、そのことの主体的な責任は一体どうなるかということを引きつと踏まえた上で、この種の議論をしていただきたいというふうに思います。

また、今日東南アジアからの追い上げを云々しておりますけれども、その合繊設備の大半は日本の大手合繊企業の進出になるものであり、いわば日本人の手で建設され、急速に生産力化したものであります。たとえば問題になっております合繊大手メーカーの帝人は、韓国で鮮京合繊を初め東南アジアに約十件進出しており、東レは約二十件進出してあります。つまりこのように合繊メーカーで東南アジアに進出してない企業はほとんど絶無というふうな状況の中で、そしてそれが日本の今日の繊維中小企業の経営を、労働者の雇用を大きく圧迫しているということを捉えた上で、ぜひ議論をしていただきたいと思ひます。

これらに對して全く反省を欠いたまま今回の過剰設備処理問題に取り組んだのでは、政策効果の実効も期したいと思ひます。必要なのは、設備廃棄を前提とした企業の統合、合併と再編成の前に、従来の政策体系の見直しこそ必要だと思ひます。特に国民生活優先の上に、国の経済的中期計画の中で、日本の繊維産業、とりわけ輸出比率五割を超え、しかも円高問題を抱えている合繊産業をどう位置づけるかということを明確にしておくべきではないかと思ひます。

第二点は、過剰設備廃棄についての労働組合側の参加、協議、同意と、設備廃棄されたものの行方、監視が必要であると思ひます。過剰設備廃棄と雇用問題については後の項で意見を述べますが、特に産業転換先の不明確な場合、

基本的には反対せざるを得ないと思ひます。仮に緊急やむを得ない場合においても、まず過剰設備廃棄申請に当たって、当該労使間の労使協定書の提出を義務づけるべきであると考えます。

今日、この法案では当面合繊だけが特定されておりますけれども、原糸段階の設備廃棄は、当然川中、川下の繊維中小二次加工部門の雇用問題と、一定の時期を置いて重要な関連性を持つことが想定されます。したがって、この部分との関連を明確にした上で設備廃棄の基準を考えると同時に、輸入規制との関連についてもお考え願ひたいと思ひます。

また、過剰設備買い上げの基準と価格の根拠について、少なくとも業界と政府の密室的な作業でなくて、その根拠を社会的に公表されたいと思ひます。

この法案の第三條第二項に、「前号の設備の処理と併せて行ふべき当該設備の新設、増設及び改造の制限又は禁止」となっておりますけれども、設備の更新または改良を妨げるものではないとなっておりません。とすれば、設備更新の際の改良と前文の「改造」とは一体どのような関連を持つのか、つまり一定の設備廃棄を行っても、設備更新の際、改良と称してより生産性の高いものを導入すれば、一定の廃棄をしても、それは設備廃棄が生産力としてはつながらないという問題があります。したがって、恐らくこれは企業秘密と関連がありましかるけれども、この点をどう位置づけるかということについての一考が必要であらうと思ひます。

次に重要なのは、設備廃棄のスクラップの処理方法とその確認であります。かつて合繊を除く繊維産業は、数回にわたる構造改善あるいは日米繊維協定の際設備廃棄を行ってきまして、全部が全部完全に破砕され切ったと果たして言い得るのかどうか。破砕されたと称して、織機や紡機などはペンキを塗るかえて、日韓経済援助の中で生き返っているという例さえ聞いております。また、合繊プラントは、設備処理に当たって全く解

体するの、あるいは開発途上国に輸出するの、その場合、当該国の企業なり政府とどのような市場協定をやるのか。したがって、その処理方法と確認について、業界のみの密室的な処理方法と形式的な報告という形にとどまらず、きちんとした社会的な監視が必要であらうかというふうに考えます。

第三点は、過剰設備処理をやるならば、それとの関連で繊維の輸入についての一定の規制は不可分の問題であり、その具体的な方法を明確にすべきであると考えます。

それは、過剰設備廃棄を行っても、輸入についての一定の規制がない以上、設備廃棄を一体どこまでやっていくのか、その歯どめさえつかめなないと思ひます。そしてこのことは、同法の言う経営の安定にはつながらないと思ひます。したがって、合繊は国全体の繊維消費の五割を超えている段階にあることから、国内産業としての繊維産業と、そこに働く労働者の雇用、とりわけ中小企業の経営なりそこで働く労働者の雇用、国民衣料の安定的供給などを守る立場で、一定の規制政策というものを具体的に立てる必要があると思ひます。

次に、国内における設備廃棄と合繊企業の海外進出との関係であります。国内で設備廃棄をやつて、今後開発途上国に合併企業を設立し、進出させていくつもりなのかどうか、明確にすべきであると考えます。

一体、日本の国内の繊維労働者の職を奪い、利潤を求めて低賃金を利用しての開発途上国にこれ以上進出することが、企業の営業活動の自由という名のもとにおいて許されるのかどうかといううことについての検討を、ぜひお願いしたいと存じます。したがって、今後設備廃棄を必要とする業種の新たな進出については国会での審議事項にするとか、あるいはこの種企業の海外営業活動の活動報告について、国会で特別委員会を設けその報告を義務づけるなど、多国籍企業との関連でぜひはっきりしていただきたいと思ひます。

第四点は、設備廃棄の計画を作成するに当たつ

て、当該労使の協議と合意を必要とするように明記すべきであると考へます。

本法案の第十條では、「配慮しなければならぬ」という形をとつて、当該企業の事業主に対するいわば精神的協力義務だけをうたつております。これではきつめて不十分であります。特に繊維産業にとつてみますと、たとえば昭和四十六年の構造改善の場合、あるいは四十九年の構造改善の場合、すべて一定の配慮をしなければならぬという精神的条文だけでした。最後の答申案と言われる五十一年の十二月の織工審の答申でも、できるだけ配慮するという意味合いしか述べておりません。しかも昭和四十年代と昭和五十年代では、雇用情勢の大きな変化がございます。したがって、設備廃棄に当たっては、必ず当該労使の合意と、その計画についての労使協定書を明確に出させるようはつきりすべきであるというふうに思ひます。これがなされない以上、かつての繊維産業のように、スクラップだけが企業の都合上一方的に進出し、人員整理のみがこれに伴つて後追いの形になつていくという形になりかねないと思ひます。

また、これとの関連で申し上げますと、単に当該企業の木工労働組合だけでなく、いわば臨時工、パートについての雇用保障なりその再就職の援助計画についても含まれるべきであるということを示すべきであると思ひます。

最後に、特定不況産業信用基金の運営に当たつても、労働組合代表を参加させるべきであると思ひます。この信用基金制度が、かつて過剰設備投資を促進した銀行の債権確保の国による制度的保障のみになつて、労働者の雇用保障と労働債権が軽視されてはならないと思ひます。

(中島源)委員長代理退席、山下(徳)委員長代理着席

したがひまして、労働者側の雇用の問題、労働債権の確保についても、貸渡法のように一定の基準を設けた保障をこの信用資金の中でぜひ考へていただきたいというふうに思ひます。

以上で私の意見を終わります。

○山下(徳)委員長代理 次に、畑田参考人にお願ひいたします。

○畑田参考人 全造船の畑田でございます。私は、造船の立場から意見を述べたいと思ひます。

現在、特定不況産業安定臨時措置法案が審議の過程にあります。すでに造船の場合は、この法案を受けた形で、運輸大臣の諮問機関である海運審の造船施設部会で、設備廃棄を前提とした構造改善の審議が進められようとしていて、ところどころあります。こうした事実関係が先行していることに大きな疑問を感じてゐるものであります。すでに業界筋では、設備廃棄率五〇％論も出されておりますし、また、二五％から三〇％の設備廃棄説も流されているわけでありまして。造船業の仕事量は、ここ二、三年が最も落ち込む状況にありますが、四、五年先、すなわち昭和五十七年から五十八年ごろには需要回復に向かうと見られてゐるのであります。運輸省の需要見通しも、昭和五十五年におきまして国内船を含めて年間六百五十万トンの需要が見通されてゐるわけでありまして、これも、しかし、これもせいぜい二年先までの議論しかされておられないわけでありまして、それから先の需要動向、造船産業の将来展望も明らかにされない中で、ここ二、三年のどん底という限定された時期を判断基準にして設備廃棄を論ずるのは、いささか短絡的にすぎないかと考へてゐるわけでありまして。

しかも昨今の構造改善論議が、設備廃棄だけが先行をして、労働者の雇用問題が置き去りにされてゐることに大きな問題点があると思ひます。今回の構造不況法案におきましても、特定不況産業における企業の経営安定を目的として、そのための設備処理と債務の保証を行うことになつておりますが、雇用問題については事業者の配慮と国の努力がうたはれてゐるにすぎません。雇用の保障が明確でないわけでありまして、さらに、法案の第十條第三項では、国及び都道

府県は、適用事業労働者の離職を前提にした職業訓練の実施、就職あっせんのみについて明示をされてゐるわけでありまして。これでは失業の予防ではなくて、法的に摩滅なく人員整理を行う首切り合理化法案であると言わざるを得ません。造船業の場合は労働集約型でありますから、設備廃棄は直ちに労働者の解雇につながるおそれが多分にあるわけでありまして。総合重工業である大手企業は別として、造船専業である中小造船は、直接的にそのことがあらわれてくるのであります。私は、今回の法案の企業経営優先、雇用問題置き去りの政府案に対しては、強く反対せざるを得ないわけでありまして。

今日の情勢のもとで構造改善を議論する場合は、仕事量が減少したから設備をつぶして労働者を削減するということでのいかどうか、そういう発想だけであるならば、低成長下における政策とは言えないのではないかと考へるわけでありまして。もちろん需要の創出も考へていかなければならぬわけでありまして、限られた需要の中でこれを食い延ばし、雇用確保と雇用機会の創出を考へていく必要があると思ひます。いま完全失業者が百三十六万人にも上り、さらに増大する状況のもとで、雇用問題は社会的な問題となつており、雇用問題の抜本的な解決策が政府の施策としても最優先されなければならないのではないかと考へてゐるわけでありまして。そのために、いまこそ労働時間の短縮、ゆとりある労働の実現を図るべきであると思ひます。

そうした立場からこの法案に対しての意見を申し上げますと、第一点は、先ほど申し上げたような状況からいたしまして、労働者の雇用安定、保障を明確にしたいというところであります。

造船不況が言われてからこの三年間で、すでに五万一千人が削減されてゐますが、設備廃棄ということになれば、先ほど申し上げたように、造船の場合は即労働者の解雇ということになつていくわけでありまして、きつめて深刻な事態と危

機感を強く抱いてゐるものであります。したがつて、本法案の第一條の「目的」、第三條の「安定基本計画」、第四條の「事業者の努力」、第十條の「雇用の安定等」、また「信用基金」などの各関係条項に、雇用の安定に関する条文を明確に打ち出してもらいたいと思ひます。

第二点は、造船の場合、中小分野を明確にすることが前提でなければならないと思ひます。かつての造船業は、大型船は大手、中型船は中小、小型船は中小手という建造分野がつくられ、その範囲で企業競争が行われてきたのであります。最近の造船需要が中小型船に変わり、大手が中小の分野に進出することによって中小造船が大きな影響を受けて、倒産、経営危機に追い込まれてゐるのが現状であります。設備過剰といいますが、こうした状況を見ますと、端的に言えば、大手が過剰であつて、その影響を中小が受けてゐるのであります。そうした実情からしますと、むしろ大手、中小企業の分野協定が明確にされなければならぬというふうに考へてゐるわけでありまして。そうしなければ、直接中小造船の場合は雇用問題につながつていくわけでありまして。

また、日本の造船産業の年間建造能力は、千九百万トンとも、また二千万トンとも言はれてゐるわけでありまして、造船会社は千五百社ある中で、大手八社だけで七〇％から八〇％の建造能力を占めており、こうした途方もない企業格差と構造を抜きたしたままでの設備処理等の施策先行は、造船産業の根本的な解決にはならないのではないかと考へられるわけでありまして。

第三点は、関係労働組合との協議、合意を明確にしたいというところであります。

冒頭指摘しましたように、本法案では、雇用問題について「配慮」と「努力」という精神規定にとどまつておりますように、雇用の軽視が労組の無視につながつてゐるのではないかと懸念を持つてゐるわけでありまして。重大な産業政策、産業構造の転換につながる設備処理等の問題については、生産の一方の当事者である労働者、労働組

合との協議と合意を得ることは当然であります。設備廃棄が労働者の雇用と労働条件に深くかかわっていることも先ほど申し上げたとおりであります。

個別企業段階で解決し得ない産業政策上の問題であり、しかも法的措置が講じられる事態であるとすれば、関係の産業別労働組合並びに当該労働組合と十分な協議を尽くすべきであります。また、関係審議会への参加、労働組合との協議については、当該の産業別労働組合また単組段階におきましても複数組合が存在する場合、差別的な取り扱いをせず、同等な取り扱いを強く望むところであり、全造船は、海造審への参加について長い間要求をしておりますが、今回ようやく造船施設部会の専門委員として参加が認められたわけであり、正式の委員ではありません。こうした取り扱いには、労働組合でありますから同等の扱いをするように、この際強く要請をしておきたいと存するわけであります。

第四点は、関連中小、下請企業の安定と雇用安定についてであります。

造船産業は、造船企業千五百社に対し、下請企業が約四千社、関連工業千六百社と、関連下請企業が最も多い産業の一つであります。労働者数も最盛期の昭和四十九年時点では、本工十八万七千人、下請労働者九万人、関連工業労働者八万七千人、合計三十六万一千人と言われてきていたのが、昨年十二月末時点では三十一万人と、五万一千人が削減されております。その内訳は、本工一万六千人、下請二万八千人、関連工業七千人となっており、関連下請労働者に大きくしわ寄せをされているのが実情であります。これが設備廃棄ということになりましたと、下請関連企業は大きく切り捨てられることになりました。したがって、関連中小企業の経営安定と関連労働者の雇用安定について、本法案の関連条項の中で明文化する必要があると考えております。

第五点は、関係都道府県など地方自治体の意見具申並びに意見聴取の措置を講じてもらいたいと

いうことであります。

造船業は、御承知のように地域集中型であり、同一地域に幾つもの造船企業が集中をしているのであります。しかも関連企業を含めると、地域経済に与える影響はきわめて大きなものがあります。全造船機械は、こうした地域性を重視し、かねてから関係自治体に対し造船対策会議の設置を要請してきているところであります。すでに幾つかの自治体では設置をされているのであります。設備処理等についてこれらの地域の意見反映ができるように、規定の明文化をしてほしいと思います。

以上、雇用問題のかかわりを中心に申し上げましたが、これで私の意見を終わりたいと思います。○山下(徳)委員長代理 以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十八分休憩

午後一時五分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより参考人に対する質疑を行います。念のため申し上げますが、発言の際は委員長の許可を受けることになっております。また、参考人は委員に対して質疑をすることはできないことになっておりますので、あらかじめ御承知願います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。辻英雄君。

○辻委員 本日は、参考人の皆さんには大変御多忙で、特にこのような経済情勢の中で労働組合の責任者としていろいろ御心労の多いことだと思っておりますが、当委員会の御審議に御協力をいただいて、貴重な御意見を御陳述いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げます。今後の参考にさせていただきます。

なお、御発言の中で理解のできない点がございましたので、私から質問をさせていただきます。が大変時間が制限されておりますので、言葉遣い等が失礼なことにはわたるかもしれませんが、時間節約の趣旨でございますので、御了承をいただきたいと思っております。

御意見の中に、雇用の安定がきわめて重要であるという御発言でございまして、ごもっともだと思いますが、その場合の雇用の安定として目指しておられる中身につきましては、それぞれの参考人の御陳述の中で相当ニュアンスの違いがあるようにも受け取れました。これは申すまでもなく、個別の設備廃棄を強いられる特定不況業種のそれぞれの企業の中における絶対的な雇用安定、つまり一人も離職者を出さないという意味ではないというふうに理解しております。むしろ全体としての国の労働市場の中においてどのように安定していくかということだと理解しますが、この点につきましては、宝田さん、いかがでございますか。

○宝田参考人 私の立場は、冒頭申し上げましたように、それぞれの産業と労働関係といえますが、労働の事情によっていろいろ特殊性があるということとをまず前提に置いて物を考えます。もともと一般的に申し上げまして、いかなる企業においても現在の雇用を動かすなというふうなことを申ししても、資本主義でありますからそれは無理であります。だから、ほかの参考人の方も申し上げたと思いますが、転換先がないのにやめよと言った場合には一体どうするのかというふうなことを問題にするケースもございます。国際的に見ましても、全部固定ということではなくて安定でありまして、安定の中身をどう考えるかというのはいろいろ多様でございます。

○辻委員 ただいまの御見解であれば、私どもも納得がいくわけでございます。そこで、具体的な雇用対策をどうしていくかということになりますといろいろございしますが、皆さんもすでに御承知のように、前国会におきまして特定不況業種離職者臨時措置法というのが議員

提案で提出されました。これは各党全部が賛成されて成立した法案であることは御承知のとおりでございます。この法律の第一条の目的の中に、「雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等」にかんがみてこの法律をつくるのだ、こういう趣旨になっておりまして、事の順序としましては、この不況産業の設備廃棄等を含めたいろんな諸施策と、それから出てくる離職者の諸施策というのは相互不可分でございますが、事の筋合いという離職者の方の受けさらから先に用意をしたということとは、私は非常に賢明であつたのではないかと存じておるわけでございまして、この法律がすでに施行されました逐次活動しつつある、そういう状況で、雇用対策についてまことに何もないう中というふうな、私の取り違ひがもしもありませんが、そういう御発言があつたように思いますが、この点については、大ぜいでございますので、ひとつ代表されまして、宝田参考人と河野参考人から御意見を承りたいと思います。

○宝田参考人 それぞれの参考人の方のお考えもあろうかと思いますが、私は、午前中に申し上げましたように、あれは普通の市場状況、市場メカニズムのもとの失業に対する一般的な今日の労働行政上の雇用対策であります。このことについては、野党の方も賛成されましたけれども、内容上非常に不十分なものであることは言えると思うのであります。労働組合もまたそう考えております。

今回の問題は、そういう失業だけではなくて、この法案によって失業が促進されるという効果を持つ場合もあり得る。その場合に、あとの雇用はあの法律でいいじゃないか、それ以上考慮しないというのであればわれわれの態度もまた変わるものであります。そうじゃなくて、たとえば債務保証をする場合にでも、そのお金は雇用問題の方に回るかどうかが、この法律を立法することによりまして離職者対策法を超えましたプラスアル

フアといいますが、一歩前進というものをわれわれは要望しているものであります。

○河野参考人 離職者措置法については、われわれは、おっしゃるとおり今回の措置法と関連を持った一つの措置であると考えております。

ただ、その内容が十全であるかという点、必ずしもまだそれは言えない面があるのではないかと。たとえて申しますと、賃金補助ですね。たとえば、その期間が果たして十分であるかどうかといった問題もございまして、それからさらに、特に関連企業をどう把握するかといった点についてさらに改善の余地があるとわれわれは考えておりますし、同時にまた、じゃあ法律だけでこの問題が片がつくかという点、そうじゃなくて、私も先ほど申しましたけれども、もっと積極的な雇用創出といったことも十分に考えるべきである、こう考えております。

○辻委員 ただいまこれ以上言いますと議論になります。基本的にはこの不況を乗り越えて成長率七％の経済に持っていく、その間たとえは公共事業で大幅の離職者を吸収する、恐らく今度の計画で十七万人ぐらゐの数になると思いますが、そういう新しい雇用創出につきましても必要なのは、これは申すまでもないが、基本的にはいま河野参考人が言われましたように、この特定不況業種離職者臨時措置法というのは現在の産業構造の転換等からくる不況業種の離職も含めて、景気変動だけでなく、いま申し上げたような離職を含めた対策を昨年時点において立てたものだとも私も理解をしておりますが、なおいまお話しした、たとえば下請の場合の業種指定がどうなるのか、これはすでに運用において解決されつつあると私は理解をしておりますが、この点については、また時間もありませんので、私は基本的にはそういう受けざらができていくんだという御理解で受けざらを活用する方向で御努力をお願いしたい、参考に希望を申し上げた次第でございます。

もう一つ、各参考人の御意見の共通の御発言の中に、労働者あるいは関係労働組合の意見を聞く

ように、それをさらに明確にするようにという御発言でございましたが、私は、これは従来の歴史を見てまいりますが、労使の間の話し合いというものには各組合によりまして非常にニュアンスが違った歴史がある、かように思います。

解雇される当該の——合理化といいますが、設備廃棄のされまます当該の企業におきまして、その影響を受ける労働者と企業と、設備廃棄とそれに伴う雇用の問題について十分話し合いをされることは、もう当然のことであると私も思います。また、でき得れば、産業レベルにおける労働組合が、率直に言ってしまつた組合があれば、その組合と使用者側と話されることもまた結構なことだと基本的に思っておりますが、その話し合いの前提として、労使関係の信頼感というものが各組合なりあるいは産業別組合によって非常に違つておるといふ点が非常に問題でありますので、果たしてそういうことは法律をもって一律に書くべきだといふような御意見が正しいのか、そうじゃなくて、各組合ごとの態様によって善処されるのがいいのか、相当問題があるんじゃないか。

画一的に意見を聞けというふうな書き方をすることが妥当かどうかは、過去のたとえば石炭の合理化の歴史等においても多少疑点がある。むしろ組合と使用者側との率直な信頼関係の問題だ。法律で強制することじゃないのだ。政府が作り出す審議会の中に産業別組合の代表者が発言をする機会を保障しろということ、むしろ政府の問題でありますから、それはある程度法律に書くべきかどうかという問題として取り上げることだと思ひますが、この点につきまして宇佐美参考人の御意見を伺いたい。

○宇佐美参考人 私ども取り組みました具体的な例から申し上げてみたいと思ひます。かつて日米繊維協定が結ばれて、そのときに繊維の機械等の買い上げが実施されました。国からの資金も出しました。そのときに、その資金が出される前に当該労使の話し合いが十分行われたかどうか、行われないままにその資金が使われる

ということについては問題があるということ、繊維工業構造改善事業協会の窓口になつておりましたから、その運営の委員会の中に私ども労働組合代表も参加をし、そしてその資金の使途につきまして事前にチェックをし、問題がある場合にはその資金の支出についてチェックをしていくというふうなことをやっていたわけでありまして、そういう点からいいますと、今回の法案は若干点でも物足りない点があるわけであつて、そういう点で、今度政府資金が出るわけにございせんけれども、それにしてもこの法律に基づき労働者にも大きな影響のある過剰設備の処理を行うわけですから、それに対して労働組合の代表が十分参画できる、発言できる機会というものをつくつてもらいたいということでございます。

もちろん今度は、労使だけの問題にしましては、私どもの例で言いますと、合議の各社長と私ども合議労使首脳会談を持ちまして、今後計画を進めるに当たっては事前に協議をしようということになつていくわけでありまして、ですから、労使自主的に行うべきものと、それから法の裏づけによって行うべきものと、両面あるんじゃないかと思ひます。

○辻委員 ありがとうございます。そこで、御意見の中には、通産大臣が指示カルテルを出すときにも当該の労働組合の意見を聞けというふうなこともあるようですが、労働組合というものの基本は、私は、やはりいま宇佐美参考人が言われたような労使が基本で話ができる体制があることが前提だ、特にまた、労働組合に關係のある基本計画の策定については、何らかの形で当該の組合の意見が反映できる機会を審議会等に保障すべきだ、これはごもっともであろうと思ひますが、法律の問題かどうかはまた別個議論があると思ひますけれども、御趣旨はごもっともだと思ひます。

ろにおける経営参加というものと、日本のように自由な経営者と自由な労働組合がそれぞれの分野において自己で責任を持つんだという場合と相当違ふ。場合によりまして、たとえばこのたびの不況に基づくこの法律の運用あるいは設備の廃棄等というものは、一部参考人からお話ございましたように、非常に緊急なものである。したがつて、早急な合理的な処理ができなければ、なし崩しに倒産、崩壊に追い込まれるを得ないというのが不況業種の現状だと思ひます。

そこで、これを早急に処理をしていかなければならぬというたてまえに立つておるときに、果たして労働組合の意見の表明あるいは話し合いというものが、公述にお出になつてくる組合以外にもいろいろありましようと思ひますが、そういうところで円滑な話し合いができるのか、どこまでのことを組合は担保せよとするのか、いろいろニュアンスがあろうと思ひますが、これを鉄鋼労働の千葉参考人に私は御意見を承りたい。

○千葉参考人 たてまえ論として組合がいろいろなことを申す場合もありましようけれども、構造不況産業の実態の中では、ほとんど圧倒的な大勢が実情をよくわかつておりまして、最大多数の幸福のために産業の再建を非常に重視するという立場で事を進めておりまして、鉄鋼の場合でも、希望退職等につきまして、一方的な解雇は絶対に許しておりませんが、筋を通した形の交渉によって問題を解決するという実績がすでにあるわけでございます。その点は、むしろ民間労働組合の良識を御信頼いただきたいというふうに考えます。

○辻委員 私は、鉄鋼労働の皆さんの御苦心もよく存じておりますので、ただいまの千葉さんの御発言、信頼をしろという御趣旨はよくわかりました。でき得べくんば、全部の労働組合の労使関係の中でそのような信頼のもとに必要な話し合いが行われまして、とるべき緊急な措置が速やかにとれますように、労働組合の皆さんのいろいろな御立場、御意見はございませうけれども、私どもとして

はそのような希望を申し上げておきたいと思ひます。

次に、鉄鋼労働の千葉さんに先ほどお伺ひしましたので、引き続きお尋ねしたいと思ひますが、このたびの廃棄処理をします場合に、安定計画を策定して、それに基づいて業界が自主的に廃棄をしていくということが基本であり、それが自由経済のたてまえだし、業界の自主性のたてまえだと私は思ひますが、この法律で規定しておりますように、短期間に緊急にしなければならぬのにそれだけでできない場合に、通産大臣から、主務大臣から指示をしてカルテルを行うということでありまして、これはやむを得ない緊急の措置だと私も存じます。

その場合に、先ほどの千葉参考人の御公述の中で、アウトサイダーをどう規制するか、こういう問題が出ておるようには思ひますが、文法にもございいますように、業者の大部分で業者活動としても大部分だということ踏まえてこの申し出を受けて措置に入るわけでございしますが、たてまえ論としての自由経済というものは基本的に大変大切なことであつて、それを壊すようなことをやると、一見よさそうだけれども、そのことはかえつて経済あるいは当該産業の健全な発展を阻害すると私は考へておるわけでございしますが、現在の平電炉業界で、お話のような過当競争もありますけれども、仮にそういうことを法的にやつた場合には、指示カルテルそのものの性格から、これは通産大臣が別に罰則をかけるわけでもない、強制力をかけるわけでもない、安定基本計画をやりやすい形に持つていくので通産大臣が指示をしつゝつてもらう、こういう基本になつておるのに、アウトサイダーに対してだけ何か強制力を持たせるのだということはたてまえもおかしい。それならばみんなに強制力をかぶせる、あるいは全体として官僚統制をやつていくことに近づいてしまふのではないか。

もう一つには、経済の変動がこのように非常に激しいものですから、二年なら二年区切つて、三

年なら三年区切つて、その業界を他から遮断するということが本当に妥当なことなのかどうかというところになりますと、確かに予断しがたいのであつて、そこは経営者の良識並びに通産行政の適正な指導によつて処理する方が総合的に妥当だと考へますけれども、重ねて参考人の御意見を伺ひたい。

○千葉参考人 これはあくまでも大変緊急的な措置でございまして、まあ二、三年の間を限つて、異常に生じている状態を切開手術をするという限りである程度規制的な要素を強めるということになり、決して一般的な意味での産業の基本的な活力なり、市場経済の持つメリットを脅かすものにはならないと私も強く考へます。

そしてそのアウトサイダー規制につきましては、法技術的にはよくわかりませんけれども、実体論から申しますと、やはりこれをなくしては、一方で新設を自由ほうにどんどんやつていふという状態のある中で設備廃棄がなされても、實際上その設備廃棄の持つ需給均衡化への意義がなくなつてしまふという実情も明瞭であるわけだと思ひますから、どうしても実体論としては何らかのコントロールというものが加えらるべきではなからうか。

しかも受益的な見地から見ますと、いま現にアウトサイダー的行動があるわけだと思ひますけれども、一方で圧倒的多数の人が、大局的利益を考へてそれぞれ大変な犠牲を払つて調整活動をやつておる。そのときに、何らそういう犠牲を払ふことなしに結果としてのメリットだけを最大限に享受して、そしてそれを正当化するために自由経済論をぶちまけておるという状態は、これは社会連帯的な見地から見まして決して妥当と考へべき姿ではない。やはり苦しむなら、異常事態の異常切開なんでありまして、関係するすべてが一樣に苦しんで、公平に苦しんで、全体として立ち行く状態を早くつくつていくことの意義は、自由経済とは言いながら、すべての個別企業もこういふときにはついてもらわなくてはならない。そ

れを要求する法的権利というものがデモクラシーの上においても明らかにあると私は考へておりますので、その実態から出発して、法技術的な諸問題を解決して何らかの形でこれを生かしていただくようにお願い申し上げたいというのが私の意見であります。

○辻委員 これは大変議論のあるところだと思ひますので、御意見として承りますが、平電炉業界その他を含めて今日これだけの構造的な不況の中で、設備廃棄を国の法的な力なしに融資まで含めて援助を受けてやつておる段階で、その業界の中で新規設備をつくるということは、いまの時点では一般的にはよほどのところでなければそれは考へられないのではないかと。もしそういうような状態であるならば、この共同行為自体の存立の基礎があるのかどうかということがむしろ問題になるのではないかと。これは個々の業界の細かい実情はわかりませんが、私もあくまでも一般論として先ほど申し上げたように思ひますし、同時にまた、そういう実態を克服されますように、これはむしろ、業界の方は本日お見えになつておりませんけれども、労働組合側の方も協力されまして、そういう不当な過当競争を平然とやるような業界の体質そのものの改善のためにはお互いに努力をしていかなければならぬのではないかと。安易に法的な力にいかどうかにつまみましては、私としては最後まで疑問を留保させていただきます。

時間がありませんので、次に、お話の出た中で、労働時間短縮、週休二日ということ、これは紙パルプの土橋参考人だと思ひますが、申されまして、一般的に労働時間が労働生産性の向上に見合つて短縮されることが望ましいということ、これは私が申すまでもない。しかし、あくまでもこの労働時間の短縮というのは、労働生産性の向上なり企業の付加価値の長期的な増大に見合つて、その利益をある程度は賃金に持つていつて、ある部分を時間短縮に持つていくのだ、こういうことであらうと思ひます。したがひまして、時間

短縮の一般論としては御意見は承れるけれども、この不況の中で、設備を廃棄して相当な労働者を場合によつては離職させるとなほ危機に類するような産業の中で、いままでやれなかつた労働時間の短縮をやろうということは、私は、この場合意味がなはだ納得できない。

特に、これはもう参考人も御存じだと思ひますが、昨年発表されました一九七五年の世界の労働時間統計等によりますと、日本の労働時間が三八・八、西ドイツが四十一・四、フランスが四十一・七、アメリカが三十九・四と、細かい開差途上国は別にしまして、そういう数字が出ておる。基本的に日本の労働時間が終戦前のような特別の長労働時間でもないのに、いかにも日本が長労働時間で日本産業が維持されていると考へることは大変な誤りであり、誤解を招くともあると私は思つております。この不況のさなかで、不況からの立ち上がりの中で、その生産性の配分をどこに持つていくのだ、悪く言えば水増し雇用を温存するやうな考へ方ではとてもやつていけないのではないかと考へますが、その点について土橋参考人の御意見を重ねてお伺ひしたいと思ひます。

○土橋参考人 私が申し上げたのは、特に紙パルプ産業というのは大変特殊な産業でございまして、先ほど申しましたように、昼夜運転の連続作業でもつて、一年間にわずかにしかとめない大変労働環境の悪い産業ですから、そういう意味では、現在の設備廃棄計画を労働者の時間短縮によつて相当縮小することができるとも、もちろん労働者の時間短縮をカルテルに使うわけじゃないのですけれども、私も私としてはそういう計算もしておりますし、また、労働生産等につきましては、すでにトップ企業においてはアメリカを凌駕している現実もございまして、労働環境の悪さからいって、労働者の福祉の面からも考へるべきじゃないか。そういう一つの対策的な数字等も持つておりますけれども、いままでのところ通産省の指導は設備廃棄一本やりで、そういったものについて一切考へが払われていないという現状から申し上げた次

中でほとんどの部分が未組織という状況であります。そうした状況の中で、それらの意見の反映をどのようにさせていくかということについては、これは組織がないわけでありますから、直接のそれそれの下請労働者が意見を述べるといふ体制がとれていないわけなので、それらを産業別的な立場で代弁できるような措置がとれないかどうか、私どももそういう点をいろいろ考えているのですけれども、なかなかむずかしい問題ではないかと思ひます。

そういう点では、特に下請労働者等を含めたそういう未組織、これは造船だけに限りませんけれども、やはり地域的な雇用対策ということの中でこうした下請労働者の問題を、これは地域の場合

は具体的であり直接的でありますから、それらについての反映あるいはその対策についても細かい対策が立てられていくのではないかと。そういうことで、特に造船の場合は、午前中申し上げましたように、地域自治体等においての行政並びに労使三者構成による対策委員会等の設置等もいた

しておりますが、そういう中に下請企業の業者代表は入っているわけなんですけれども、残念ながら、未組織という状況の中で労働者代表の選定

ができないものですから、それを含めての対策検討というのが非常にできないということでありますので、そういう点では、全造船といいたしましても、県評、地区労を通して、下請労働者についての雇用対策というものをその地域の雇用対策の中にできるだけ取り入れた中でやるように努力をいたしておるわけであります。しかし、こうした産業構造、特に設備廃棄等の問題等々の事態になつてきますと、これは産業にかかわる問題です。

から、そういうことの中では産業別として下請労働者の雇用問題も含めた立場で全造船としてはで

ります。

○岡田(哲)委員 同じ質問ですけれども、高橋さんちよつと御意見を聞きたいと思ひます。

○高橋参考人 臨時工というのはほとんどありま

せんけれども、協力工というのが多いわけであり
ます。それは造船産業が非常に波がありまして、
その波の多いときに協力工を入れて工程を崩して
いくというのが造船の今日までの状態なんです。
造船重機労働の場合にはすべてが事前協議です。
下請の解雇問題、さらに設備関係、出向、配転、
全部が事前協議、労使が一致しなければならぬ
わけで、特に協力工の場合については、造船産
業がこのような不況でありますから、ほかの業種
に親会社があつていないところにそういう努力を
しているわけなんです。それに耐えられないところ
が離職していくという事態なわけでありま
す。したがって、われわれは何としても離職させ
ないで雇用を守るようにまず財政措置で仕事を
ふやしてもらおうじゃないか、そういう形で産業
政策を出して御要請申し上げているわけであり
ます。

たとえば国民の環境保全、流通改善、という
点に対して空港問題とか、さらには石油備蓄問題
とか、それはもう空港問題を取り上げて成田で
大変な大騒ぎをしているわけですね。内陸では狭
いためになかなか大変じゃないか、それでは、二
百海里時代でありますから海上を活用したらどう
なのか、そういう仕事をふやして協力工まで守
るといふのを基本にしているわけでありま
す。

ですから、ぜひその辺をお願いしたいし、あと
親会社に対して、社会的な責任になっているわけ
ですね、完全失業者が百四十万に近いわけであ
りますから、親会社にはかの業種にあつては、こ
ういう形でやっておるわけでありま
す。したがって、本工も一万六千ぐらい四十九年
から減少しているし、協力工というのが二万六千
ぐらい。そういうふうな、本工だけがいったとい
う形でなくして、働く造船労働者すべてが救われ
るような方策をいままですら労働協議でもやっ
てきたわけでありま
す。そのようにして守つていかなければい
けないのじゃないかと思ひます。

○岡田(哲)委員 残念なるかな、幾ら守ろうと
してもどうしても守れ切れなかったというのが多く

出てくるのじゃないかという心配なのでありま
す。未組織といふんです、実際組合組織の中に入
っていないのだが、その方々が離れていくという状
態を考えますと、ちょうど炭鉱を思い起こすので
すけれども、やはり地域的に物を考えなければな
らぬ。そういう組織されていない労働者をどのよ
うにしていくかという点が私ども非常に心配なの
であります。やはり造船それ自身が幾らやろう
と思つてもなかなかできにくいというお話がいま
ありましたように、これはどうしても地域で何と
かしていかなければならぬ。そういうふうにし
ますと、県評なり地区評なりというところでこの人
たちの一つの組織化ができるかどうかかわりませ
んが、そういうふうに考えるのですが、その辺の
仕事はやはり総評になると思うのですけれども、
総評、どうでしょう。

○宝田参考人 産業の方から労働者がはうり出さ
れますと、その産業ではもうめんどうを見ない
縁が切れてしまふ。特に日本の場合には労働組合
も企業別組合でありますから、産別組合加盟の組
合員のままで失業という状態がないわけですね。
その点、ヨーロッパの場合には産別組合として編
成されていますから、失業中の組合員と就業中の
組合員と二種類の組合員で組合が構成されている
という原則がまずあります。このことが日本の場
合非常に特殊な問題を生んでしまつて、最近のよ
うに低成長になりまして失業者が産業に帰れない
場合には、現実問題としては地域問題になつてし
まうのです。これは地域で処理をすればいいと
いうことではない、そうではないんだけれども、
現に取上げていくのが自治体であるとか、ある
いは組合で言えば県評、地区評であるというか
うになつてしまつているところに日本の悲劇が
あるわけですね。

そのことはもつと根本的にさかのぼりますと、
今日までの日本の政府の産業政策の問題があつた
んじゃないか。高度成長時代には過疎過密とい
う問題が起きた。だけれども、過疎のことも過密の
ことも産業議論をしているときは余り配慮に入れ

ないで、ある産業が伸びればよいというかつこ
うで産業政策を見てきたんじゃないか。あるいは一
国の経済政策もGNPがどのぐらいい伸びるかとい
うことをまず考えまして、せいぜい落ちてくるの
は公共投資がどのぐらいいかというのが経済計画
の大筋だつたわけですね。それに個別の産業育成政策
が乗つていた。地域問題というものは三全総か
何かで別にお考えなさいというので、産業論を
考えるときに地域的な視点というのがなかつたか
ら、今日のように北海道はどうする、沖縄をどう
する、裏日本をどうする、福岡をどうする、兵庫
をどうするといふふうなことが起きてきている。
これもせんじ詰めますと企業が減つていくところ
から出てくる雇用問題ですけれども、ストリート
に地域であるといふふうな肩がわりしてしまふわ
けにはいかないと私は思ひます。

ですから、これから日本の産業というものを考
えるときには、産業の地域配置とか地域ベースと
いうことを一本置いていたいただきたい。ですから、
業界に見合うような縦割りの産業論的な産業政策
と、ローカルティーといふんです、ローケーション
といふんです、アロケーションといふんです、地
域的な配置もあわせて考えましょ、なかなか産
業政策といふものがいままでのようになつてこ
うなイメージではもう合わないのじゃないかとい
う感じがいたします。

そこで、そういうことをいまいわれれば非常に
痛感しているわけですが、そのことを頭に置きま
して雇用の問題を考えますと、どうしても現実問
題は地域でカバーしなければならぬといふこと
で、いま自治体に盛んにお願いしまして雇用関係
のいろいろな協議会をつくつたり、三者で、経営
者と労働組合と自治体といふようなところでい
ろいろな処理をせざるを得ない。そのときは、産
業団体は知りません、経営者も知りませんといふ
うなことになるのじゃないか困るので、産業とい
うのを地域に割つて雇用の問題にいま取り組もう
としている、これが第一点であります。至るところ
に自治体レベルで雇用問題の協議会をつくつてく

れといふことで運動をやっております。

それからもう一つは、日本の労働行政というの
は非常に複雑怪奇でありまして、現に中高年者手
帳なんかも、あるいは今度の難対法の適用でも
おかれていくわけですね。なかなか複雑怪奇でわ
からない。言いかえますと、失業者はいまの法律
のもとでどれだけの権利を持てているかといふのが
なかなかわからない。労働省にそういうパンフ
レットをつくつてくれと言つてもつくりません。職
能給の手引きはつくりませんが、そういうものはつ
くりません。仕方がなくて、いま春闘共闘と総評で、
失業者がどれだけの制度を利用できるかといふパ
ンフレットをつくつて、下へ流している現状なん
です。労働省ではやつてくれません。

そういうことを考えますと、現にある複雑怪奇
な法体系、雇用に関する法体系と職安と個人の失
業者との間には非常に大きなギャップがある。で
すから、何とかしてこの失業者の権利をちゃんと
活用するために、だれかめんどうを見るような
人がどうしても地域で欲しいわけですね。それをわ
れわれは県評、地区評でやりたいが、残念ながら、
やはり財政的にも人的にも能力がない。本来の業
務で手いっぱいでありま
す。

そこで、いまわれわれが考えておりますのは、
炭鉱のときに、あつせんといふんです、めんどう
を見る方をたしかに配置した経験がございますが、
そのようなことをいま新しく考えていたございま
せん、御質問にありましたような組織を持つてな
い方が失業した後の手が何にも打てない。このこ
とは、例がいいかどうかかわりませんが、たとえ
ば生活保護法というのがあります、個々の生活
保護を受けた人の権利を満たすためには、やは
りめんどうを見られるような委員の方が配置され
ています。あれに似たような、日本の場合には
失業者のめんどうを見て、どういふ法律が使える
かとかどういふ訓練が受けられるかとか、そうい
うことを親切にめんどうを見てやるような一種
のヘルパーといふんです、そういう方をやはり何
らかの形で考えを願ひたい。そういうものがな

いと、御質問のようなどころの手はなかなか打てないというのが現状でございます。

○岡田(哲)委員 実はずさん方にそれぞれお伺いしたいわけですが、私の持ち時間が来てしまったものですから、非常に残念であります、本当にきょうはどうも御苦勞さまでした。

これをもって終わります。

○山下(徳)委員長代理 清水勇君。

○清水委員 まず最初に、参考人の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。

非常に長期にわたる不況の上に、ついに二百二十円台まで割り込むというような円高、そういう状況の中で、よしんば景気が多少回復をしても果たして産業が立ち直れるかどうか、こういうような状況に置かれる皆さんが労使関係等を通して大変に御苦勞をいただいて、このことについてはまずもって心から敬意を表したいと思います。ことに、今日大変にお忙しい折でありますから、お越しをいただくこと自身大変だったわけでありましょうが、貴重な御意見を聞かせをいただいたことを、私からもお礼を申し上げたいと思います。

さてそこで、時間も限られているわけでありまして、くどく言葉を使いながらお尋ねをするというようなことは許されませんので、できるだけ簡潔にお尋ねをいたしますので、参考人の皆さんにもよろしくひとつお答えを賜りたいと思います。

まず最初に、土橋参考人にお尋ねをいたしたいと思ひます。

実は私は、ここにも持ってきておりますが、昨年の十月二十五日の商工委員会の議事録がございます。

(山下(徳)委員長代理退席、委員長着席)その際、製紙業界を代表する立場で業界の榎原副会長がいろいろと御陳述をされたわけでありまして、時間の関係で議事録を読むことは省略をいたしますが、一口に言くと、過剰設備は一〇%を目標に廃棄しようといふ努力をしている、ところ

が各メーカーはなかなかむずかしい状況だ、四、五%程度しか希望が集まらない、できれば廃止でなく設備の休転というものを併用をさせてもらいたいという希望が強い、こういうふうな指摘をされております。

ところが、先ほど土橋さんの御意見を承る中で、通産省の指導がその後加わって二五%の廃棄という方向にいま業界が動いている、こういうお話でございました。そこで、私は、時間的に言えば非常に短い間に何ゆえに業界の言う一〇%という目標が二五%という大きな数字に変化を来しているのか、少し理解ができませんので、とりわけ本法案でも、本来設備の処理は業界の自主努力にまづ、これを大前提にしているわけでありまして、それらを踏まえて土橋参考人、どのような所見をいまお持ちであるかお聞かせを願ひたいと思ひます。

○土橋参考人 たしかその後の状況の変化等もあって、必ずしも先般榎原参考人が述べた一〇%というものが適切であるかどうかというところは問題があると思うのですけれども、少なくともいま日本の紙パルプ産業が設備を破棄しようとしている。これは戦前、戦後を通じて、戦争中の一時期を除いて、軍需工場に転用されたという時期を除いては初めての経験でございます。しかもパルプのマシンというのは、一列数十億ないしは百数十億もするようなマシンを破棄する。大変大きな影響を持つわけであり、私どもも通産省に対して、その計算の根拠についてあれこれ折衝をやってきてはいるわけなんですけれども、そういう意味では、この二五%の設備廃棄というもののについては私ども自身が大変大きな疑問を持っている、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○清水委員 重ねて土橋さんにお聞きをしたいと思ひますが、これはいづれにしても、過剰な設備をめぐって、どうも先ほど来皆さんの御所見を承つても、あるいは先般業界代表の御意見を承つても、見解が一致をしているわけではなしに、政府筋の見方もまたギャップがある。言葉をかえて

言えば、率直に言うと、政務使の間に認識なり判断なりの違いがあるようにうかがわれるわけであります。

そこで、先ほど土橋さんからのお話の中で、たまたま生産能力の算定及び廃棄率の決定、それと週休二日制の關係に触れられておりました。そこで、お尋ねをしたいわけでありまして、御意見によると、通産当局は月二十八日、年間三百三十六日の操業を前提にし、したがって二五%の設備廃棄が必要である、こういうような判断をしていると指摘をされているわけでありまして、ところで、土橋さんの御主張のように、今日労働省の報告などを見ても、製造業でも約四八%ほどが何らかの形で週休二日制を実施している、こういう状況でありますから、そういう前提で仮に週休二日制を紙パルプ産業で実施をする、こうした場合に、先ほど榎原参考人の数字が述べられているわけでありまして、つまり設備の過剰率といひましようか、これはパーセンテージで結構であります、どの程度になるというふうにお考えでしょうか、お聞かせいただければありがたいと思ひます。

○土橋参考人 設備の過剰率というものを正確に計算したわけじゃないのですけれども、少なくとも通産省の計算ですと、一年三百六十五日のうち二十九日しか休転しない。ということは、片方においては設備廃棄をしながらも、片方においては昼夜兼行の完全操業と申しますか、連続操業と申しますか、こういうものを一層強化していくというふうな矛盾があるわけであり、私どもとしてもこういう問題については過去昭和三十年代からやつてまいりましたけれども、大変大きな問題になるのではないかと。

したがって、私ども自身としては、別に私は先ほど完全週休二日制と申したわけではないので、隔週週休二日制の制度をとった場合であっても、少なくとも五十二日休転をするというふうな中で、まあわれわれが休みをとって減産をするという意味じゃないのですけれども、労働者福祉という面からも相当の過剰生産の緩和になる。すでに

また片方においては、零細企業でつくっております家庭用薄葉紙というのは、この四月末まで不況カルテルを実施しているのですけれども、ここでは週五日制、まさに完全週休二日制を、就業規則を変えて、そして労働協約を改正して、業界が自主的にやろうとしている。しかも中堅企業、大企業である段ボール原紙が、片方では二五%設備を廃棄しながら、片方ではフル操業をする、こういう矛盾があるということを申し上げておきたいと思ひます。

○清水委員 これは一言で結構なんでありまして、ときどき通産の指導ということがお話に出てまいりますが、現にお話にあった週休二日制の実施をめぐる労使間の交渉等の場面、何か通産の年間三百三十何日という運転体制というものでしょうか、つまり操業についての指導というものが週休二日制の実施についてのブレーキになっているというふうなことがあるのかないのか、一言だけで結構です、お聞かせください。

○土橋参考人 私どもは、産別として統一要求として各企業に週休二日制の要求を出しておりますけれども、実は通産に対しては何回か折衝をやってはいるのですけれども、先般の折衝におきましては、通産としては一貫して、もし週休二日制というものを通産の指導でやるとすれば、これは独禁法違反になる、片方においては構造改善事業という名前において通産主導型の設備廃棄カルテルが実質的にやられようとしておる、こういう現状にあるというのをひとつ御認識願ひたいと思ひます。

○清水委員 最後にもう一点土橋さんにお聞きをいたしますが、先ほどの御発言の中で、この法案の成立を前提とした設備廃棄にかかわる先取りのあるいは便乗的な合理化提案が出ていて、これは問題だ、こういうふうな述べられたと思ひます。もとより私も設備の処理ということとは必然的に労働者の労働条件、とりわけ雇用等の上に重大な影響を来すわけでありまして、当然に、合意を得るような、交渉を通じて解決が図られるというふう

なことが前提でなければならぬというふうに思っているわけですが、何か今日そうした合理化提案をめぐる交渉について問題点とお考えになっておられるようなことがおありになるのかどうか。また、実は私も本委員会が質疑をする際、通産大臣から、特に設備の処理などということについては、労働組合の協力が得られなければならぬものじゃない、こういうことを大臣みずから見るものとして披露をされているわけなのでありますが、そうした方針に合致するような形なのかどうか。先ほどの提案に触れてちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○土橋参考人 先ほども若干申し上げたのですけれども、いま実は各企業におきまして、通産省指導とそれから社長会決定ということによって、軒並みに人減らし、首切り合理化が提案をされているという現状でございます、その一例を申し上げますと、先日、二十七日の日に、中央板紙という会社、この社長は藍綬褒章をもらったつばな方なんですけれども、八百十三名いる従業員のうち二百六十四名に勇退をしてもらいたい、労働者に勇退をしてもらいたいということなんですけれども、そして、その勇退した人たちの生活を見るために、残った従業員は一〇%の賃金カットをしてそれに充てる、勇退者が少なかった場合にはさらに賃金カットを多くする、こういう提案がされたりしております、実はこれもマシンを二台廃棄する通産省の指導、社長会の決定ということでございます、これは明らかに本法案の先取理的な合理化が進行中である、かように申し上げたいと思います。しかもこうした会社が実は黒字の会社なんですね。黒字会社がこういうことをやっている。これはほんの一例でございます、数え上げればたくさんあるわけですけれども、一例として申し上げておきたいと思えます。

○清水委員 次に、宇佐美参考人にちょっとお尋ねをいたします。

ど途上国の追い上げを云々する向きがあるけれども、それらの発展途上国の合繊設備の大半というのは日本の大手合繊企業の進出によるものである、こういうふうな御意見がございました。それで、一例として帝人が十件とか東レが二十件とかという数字も例示をされておりましたし、それからの逆輸入といいましうか、これが日本の業界、とりわけ中小企業などに圧迫の原因になっている。こんなふうな言われ方をされたと思います。

そこで、何も合繊だけではなしに、この種の傾向は他の産業、業界にもずいぶん指摘をされるわけなんです。が、宇佐美さんとしてはそうした見方についてどういう御所見を持っておられるのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

○宇佐美参考人　ただいまの問題につきましては、すでに七、八年前から私も組織の経営者に指摘をしていたところでございまして、余り積極的に進出過ぎると、結局自分で自分の首を絞めることになるおそれもあるから、そこは自衛をすべきだ。ただし、マクロ的に言えば、開発途上国の場合も、比較的労働力を多く使用し、資本が少なくても外貨をかせぎやすい産業を興さざるを得ない。資本のない国々ですから、何らかの形でこの資本進出の面で協力しなければならぬ立場はわかるが、しかしそれはおのずと限度を考えるべきだ。いっとき、もし日本の資本が出ない場合には、アメリカなり西ドイツの資本が入ってくる、だから日本が出た方がベターだというような議論も業界の中にはあったわけですが、しかし、今度とは二国間の貿易関係ということになると、その単品ごとの比較じゃなしに、トータルで出超か入超かを比較しなければならぬ、そうなった場合に、日本が韓国等への進出をし過ぎる場合には、必ずその貿易上の摩擦の中で議論が起きてくるおそれがあるではないかということで、私も指摘したところとございまして、この議論は実は私どもの内部ではもう終わっているところでございまして、今日ではもう海外への資本進出はきわめて少なくなっている、皆無のような状況になってきつつある。

逆輸入の状況につきましては、御指摘のとおり、いまそれらの国が輸出競争力を持って、製品の形で輸入されているというのが現状です。

○清水委員　重ねて宇佐美さんにお尋ねをいたしますが、あわせて中島さんから、たまたま廃棄をされた織機等の過去の繊維産業におけるこの設備廃棄というものを通じて見た場合に、たとえばベトナムキを塗りかえて、日韓経済協力と称する形で韓国にこれが輸出をされていくとか、そういった現実にはつぶされたはずの機械が生きているという歴史的経過があったんじゃないか、こういうふうな御意見を出されていると思います。

そこで、今度の合織の場合を想定して、絹紡等における織機と違って、合織の場合のプラントというものはそれ自身非常に価値の高いものでありますから、これを解体をするのかしないのか、あるいは解体をしない場合に輸出という形で海外へプラントを出していく、こういうことになるのかならないのか、これはよくまだわからない問題ですけれども、いずれにせよ廃棄をされるであろう設備の処理の行方というものは、十分にこれは監視をされなきゃいけないのじゃないか、こういう御指摘がございましたが、この点、いかがでしようか。

○宇佐美参考人 最初御指摘の、たとえば織機等の買ひ上げの場合にこれが的確に行われていたのかどうか、この点につきましては、やみ織機等が出てきたというような経緯を見ますと、必ずしも適切ではなかった。繊維のブームが起きてまいりましたときにそれらが稼働をし、需給のバランスをさらにまた崩すというような結果があったことは事実。あるいはまた、ある業種によりましては、紡機のストラップをしたかと思つたら、それが今度は過疎地帯、東北等で軒下紡績というような家内労働的な人々たちを使つての生産体制が起きてきているというようなことも事実ですが、ただ、海外の關係につきましては、開發途上国も中古の品物を買ふというんじゃないに、このごろはもう近代的な設備を持つて、そしてその競争力を

つけるというような体制になってきている。

もちろん、今度は合織のプラントということになりますと、相当大がかりなものでございますから、当然私も、これからその織維の需給問題については、国内だけで見るのではなく、国際的に見ていかなければならない、そういう観点からいたしますと、当然行方についても事前に十分確認をする努力をしていきたいと思います。

○清水委員　いまたまた宇佐美さんから、国際的な関係においてこれから見ていかざるを得なくなる、私も同感なんです。そのことに関連をして、先ほどの御発言の中で、あるいは中島さんもそういう御指摘をされていたと思いますが、いわゆる輸入の関係をどうするのか、こういう点でお触れになっておられるし、たとえば秩序ある輸入という言葉遣いをなさったり、もしくは欧米並みの関税率に引き上げるべきじゃないか、こういう御指摘もございましたが、いずれにしても設備に過剰がある、だから廃棄ないしは処理をする、そして一定程度の需給のバランスを確保したとしても、輸入自体が野放しであるということになれば、やがて近い将来再び設備過剰という問題が出る。つまり悪循環の再生産というような状況がどうしても予見をされる。ですから、いまの廃棄をされる設備の行方をどうするかということとあわせて、やはり輸入の規制をするのかしないのか、これをどうするのかということもこれは非常に重要な課題になるのじゃないか、こんなふうな感じを持っておるのですが、その辺、先ほどの御意見に触れてもうちょっと具体的なお考えがあったらお聞かせをいただきたい。

○宇佐美参考人 纖維産業の場合、国際的にもい
わゆるかつてのような自由貿易原則というのはいま
う余り論じられていない。そうじゃなしに、やはり
秩序ある貿易体制の確立が必要だ。そういうこ
ろで、いまから四年ちょっと前に国際繊維取り決
めというあのMFA協定ができて、それに基
づいて、輸入急増によりまして市場攪乱等のおそ
れがあるような場合に、あるいはまた市場攪乱が

起きたような場合に、これはセーブすることが可能だ。ただしその全体的な貿易を減少させてはいけないうこと、漸増方式で、二国間協定の場合には六%を上限にして漸増をさせていく、そういう中身の協定であるならば、これはMFA協定に基づく二国間協定ということ、国際的にも認めていくということになっているわけでありまして、アメリカでもECでもその協定に基づいて、すでにその二国間協定を積極的に行っている。そういうことで、韓国等につきましては相当枠を下げて、そして協定をするという努力が続けられている。

日本は、国柄からしてなかなかそこまで踏み切れないというところで、どこの国ともその協定を結んでいくわけではなく、私どもが政府当局に要請していることは、たとえばここで需給バランスをとる、需給バランスがとれますと何とか水面上の価格に戻ってくる、そうなるまいかと、そこで安い物がどつと入ってくる危険性があるから、そういう場合に日本に輸入が急増にならないように、また、そういう急増があった場合にはいつでも二国間協定を結ぶ交渉を開始するということを、ひとつ相手国に十分事前に警告を——警告という表現はどうかと思いますが、事前に伝えておくことが必要だ。

それとあわせてもう一つは、いま製品輸入というものが非常にふえてきているわけですから、これは繊維全体の構造改善をもっと積極的に進めて、そうしていわゆる消費者が直接買入製品価格というものがそれらの輸出国の価格との間に大きな開きのないように、要するにもっと端的に言えば、日本の製品の価格も下げるという努力が一方行われてくることも大変大事なことではないかということ、これを指摘しているわけでございます。

○清水委員 次に、畑田さんにちょっとお尋ねをしたいのでありますが、先ほどこの法案に就いて、政府は雇用の安定と言ふけれども、結局受けさらは難職者法くらいしかないんじゃないか、したがって、失業の予防なり雇用の安定なりと言ふ

みても、どうもそういうことにはならないんじゃないか、こういうことから造船業界の具体的な状況に触られて御指摘がございました。

そこで、先ほど岡田委員の質問にお答えをいただいておりますが、とりわけ組織化が非常におかれている関連下請中小企業等における雇用不安定なもの、ただでさえその不安定が高いいわけでありまして、こうした部門で働く労働者の雇用問題に関連して、この機会ですから、何か具体的な御提案がありましたらお聞かせをいただきたい。ことにさっきのお話を、たとえば幾つかの県で造船対策会議などが設置されている、こういうお話があったように承りましたが、その後、この対策会議はどういう効果を上げておられるか、これも時間の関係で簡単に結構でありますがお聞かせをいただければありがたいというふうに思いました。

○畑田参考人 下請対策の問題でございますけれども、なかなかむずかしい。先ほど申し上げたとおりであります。いま私どもとしては、もともと雇用のこうした二重構造自体に問題があるわけなんですけれども、今日のような状況で雇用問題が非常に緊急な重要な課題になってきていますから、下請の本土化の要求をしてきているところなんです。これもなかなか思うように進んではいませんけれども、ただ、中小の場合は下請の依存度が非常に高いわけでありまして、本工と下請が大体半々というぐらいの構成でやられてきておりますから、実際の作業段階の中では同じような工程の中に組み込まれてやられている状況です。そういうことの中で下請を減らすということは、それだけ作業工程に支障を来してやるわけで、それらを本工が穴埋めしなければならぬ、こういう関係になって、単に量を減らせれば事が解決するという問題ではないわけでありまして、この際、やはり雇用確保が重要な課題になってきていますから、下請といえども雇用確保の立場から本土化をしていくべきではないか、こういうことで、一つの例でございますけれども要求はしているということ

と、もう一つ、何といつても未組織でありますから、やはり組織化し、そして労働者の団結権の中でみずからの権利を守っていく、こういうことに運動的にはしていかなければならないということ、努力をしているところであります。

造船対策会議の効果というところでございますけれども、いままだ具体的にこうとうこと等はありませんが、特に東北石巻にありまして山西造船、日魯造船等々、そのほかの地域もありませんが、特に倒産をしているところに対する地域的な影響が非常に大きいわけでありまして、自治体等の中で一定の公共事業、その中で何とか作業量を確保していくということ、宮城の石巻あたりにおいては、県、市において橋梁の十億円程度の資金でなされる工事を山西造船にやらせるとか、いろいろそういうことが対策会議の中で討議をされて、できるだけ雇用を確保していく、こういう努力がされてきつております。その他の地域の中でも、造船問題が非常に深刻になってきつておりますので、それらについてのいろいろな対応が、いま検討が進められている、こういう状況でございます。

○清水委員 以上で終わります。どうもありがとうございました。

○野呂委員長 沢村利久君。

○沢村委員 大変長時間、お疲れで恐縮でございますが、さらに若干お尋ねをさせていただきます。私の伺ったのにも間違いがあったら失礼をいたしますが、この法案について基本的に結論的に賛成だという御意見をいただいたと思えます。総同盟、ゼンセン、それから全国造船の高橋さん、二の点でお尋ねしてみたいというふうに思うわけなんです。

これは先ほどどなたからもお話がありました。この法案自体は、一つには国の産業政策、国の施策の失敗というものが背景にあったということ、これはもう明確なことであります。通産省は、一定の産業政策、ビジョン、中期政策、一

定の需給見通しなども明らかにしながら、石油ショック以後の状況の中でも業界に対しては一定の設備投資を誘導するような行政指導も、施策もあつたと私も理解しているわけでありまして、すべてを政府の施策の面にだけかけるといふ言い方は当たらないと思っております。しかし、そこを全く除いて今日のこの不況状況あるいは特定不況産業といわれる業界のこの厳しい状況というものはなかったと思うわけでありまして、さらには、いまもお話ありましたように、一定の業界の、たとえば海外の低賃金へ飛びついて、そして逆に今日、ある意味ではみずから手での判断の錯誤から業界自体がおおきく食うというやうな逆境をつくり出してきているというものは、企業家の見通し、判断の間違いというものとも全く無関係に今日の不況状況があるというふうにも言える性質のものではないかと思っております。

構造不況業種というのはいくつあるか、ということ、大変むずかしいことだと思ふのですけれども、そういうことの中で、やや表現は悪いけれども、しりぬぐい法案というのになつていくことだけは、これは間違いない法律だと思ふのですけれども、にもかかわらず、先ほどの参考人の皆さんの御意見を伺いまして、また、業界の事実が示しますように、ほとんど首切りだけは果敢に行われているわけですね。生々しくきくとも皆様がからお話を伺いましたが、組合を指導されておられる立場から言えれば、自発的な退職の意思を労働者から募るなどという対応がだれも好ましくないと思つてやっておるわけはないわけ、そういう意味では大変胸を打つ響きがあつたのですけれども、一言で言えば、政府の政策破綻とか経営者の無能、無責任あるいは錯誤とかいふようなものとは全く別にして、現実にはその不況の中で犠牲のあおりを食っているというように生々しい事実がございます。

しかし、先般来政府の態度を委員会等で質問しておりますと、需給計画いろいろ出したことはあ

るけれども、それに基づいてどういう投資をするかしないか、そんなものは企業の判断の問題であって、政府の責任を言われても困るという言い方があるわけですが、いまやある意味では国の施策として、国の力を借りてこの特定不況産業の対応を考えると、これは佐美さんでしたか、単に過剰設備の問題というより、全体としての安定策、総合的な施策があつて、その中で過剰設備の問題とすることではないけれど、一皮むくとこれは単に債務保証だけという御指摘もあつたと思いますが、そのとおりだろうと思つておきます。ですから、いま不況産業対策に国が乗り出すということの中では、まず雇用を確保して、先ほど千葉さんでしたが高橋さんでしたかの御発言の中にもありましたが、稼働率を上げる前提として雇用を確保する。いまの不況対策の中で、過去の責任は問わないとしても、まずいま連日刻々にして経営の側は、やむなくといひましようか好んでいひましようか、とにかく労働者に合理化をかけてきているという状況の中で、やはり国の施策としては、まずそこに歯どめをかけるということが施策の出発点だろうというように私も考えまして、そういう点でぜひ四人の参考人の方の御意見を伺いたいと思うのですけれども、この法案は、そういう政府の責任ある法律として、不況産業対策としての姿勢ということで御判断なさつて一体十分なものかどうか、どうお考えだろうか。

これは先ほどお話がありました、去年できた難職者対策の臨時措置法、これといわばうらはら、二者一体だ、本当は同時に出すべきものだったという御意見がよくあるわけです。つまり言ひかえれば、今度の法律はどうしても過剰設備と一緒に労働者の首を切る法律だ、その方の受けがらに去年つくつた法律、政府がつくつたんじゃない、あれは労働四団体の御要望にこたえて、議院が議員立法でつくつたのですけれども、いづれにしてもそれで受けていくんだ、こういうことですが、一方では雇用を創出するような政策が全く

ないわけですね。

それで、三池の山をつぶしたようなときには、高度成長政策の中でとにかく二十万からの労働者の吸収力があつた。だから何となくおさまつたようなところがあるけれども、いまのような全体の状況の中で出される失業の問題、こういうことを考えますと、これはやはりここで政府が乗り出して特定不況産業対策とおっしゃるならば、皆さん御指摘のとおり、これ以上は失業者を出さない政策、失業の予防を前提とした雇用の確保、そのために必要なあらゆる援助、もちろん経営安定のために過剰設備の廃棄も大きな問題です。これを否定するものじゃない、大いになる。いろんな手を打たなければならぬ。しかし、常にその施策の前提に雇用の問題をきつと踏まえないとならぬ。労働組合の組織、流れにはいろいろございませうけれども、そしてきょうの御発言にもいろんなニュアンスがあるという受けとめ方をされた方もあつたかもしれないけれども、私は、この一点では、いまの労働運動を、たくさん労働者の生活を預つていらっしゃる皆さんの立場から言へば、完全に一致する点だらうという意味で、そういう姿勢が今度の法案審議にもそのまゝ反映するといふ意味で、きょうの参考人の皆さんの御発言に非常に期待をし、注目をいたしておるわけでございます。

まず基本的な背景といひましようか、問題点として、いまの点について簡潔にお答えいただければ幸いでございます。

○河野参考人 失礼なことを申ししますが、質問者に質問できないのでまことに困るのでございませうけれども、いま雇用確保とおっしゃつたんですが、個別企業の現在働いていらっしゃるから、その場所から一人も首切りを出さないというのを前提にして考えるべきであるとおっしゃつていらっしゃるのか。もしそうであるならば、いままでその点についてはすべての参考人、宝田さんも含めて、それは今日の状況で言えはきつめて困難であるということをおっしゃつていらっしゃるわけですが。

ですから、われわれの対応としては、千葉参考人からまた後で意見があると思ひますけれども、いまの構造不況産業のもとにある企業から一人でも首切りを少なくしていくというののために最大の努力をしていく、これは当然の前提でございますが、にもかかわらず、やはり一定の雇用調整というものが発生せざるを得ない、それがまさに構造不況産業の実態であるわけです。そこで、まさにおっしゃつたように全体としてどうやって雇用を確保、安定させるかということも一方で考えていかざるを得ない、つまり両面作戦をとらざるを得ないという状況に今日置かれていゝと思うわけでありませう。

ところが、そういう全体的な雇用の安定確保といふものを、今日出されております措置法案の中にすべて盛り込むことが出来るのか、また盛り込むべきものなのかということになると、私は法律の技術的な詳しい問題は知りませんけれども、必ずしもそういう問題ではないであらう。今日、御承知のように、政府では雇用基本計画といふのをつくつておられますけれども、これ自体でも一つの問題があるわけで、そういうものを全面的に見直すとか、あるいはさらに補強をしていくとか、そういう全面的な対応の仕方が雇用の問題については今日最も必要である、こう判断しているわけですが。ですから、措置法の中では措置法の中で可能だと思ふ点について、雇用の保障をもつと充実するようにわれわれは要求しております。措置法の外に出る問題についても、それぞれの法案、それぞれの施策の中で最大限の努力をするように今日まで要求をしてきていゝ、こういうことでございませう。

○宇佐美参考人 今日日本経済そのものが高成長から低成長といふか、安定成長に移行していきその過程の中で、産業構造の転換といふものがどうしても行われることにならざるを得ないのではないのか。そういうことになつてまいりますと、その転換していく産業、それからさらに今後発展していく産業、いろいろあるところに私ども大変な悩

みがございます、そういう点で、構造不況産業といふことでいろいろ法による過剰設備の処理の進展といふのが具体化されようとしていゝわけですが、そういう中であつて私どもは雇用確保に最善の努力を図るようしていきたいが、しかし、さりとて、いま河野参考人が言ひましたように、それが企業の中で完全にその雇用の確保ができるかといふことになると、それはそうなり得ない事態もあるわけなので、そこで、その人たちができるだけ円滑に他に移り得るすべをぜひ講ずるようしていきたいものだと思ひていゝわけですが。

○高橋参考人 造船産業全体を見ますと、世界的な視野でながめないと対策が出てこないと思ひわけでありませう。特に西ドイツ、ヨーロッパの主要な造船国は、設備の廃棄なり縮小をやつておるわけでありませう。日本の場合も、きつめて肥大化した設備があるわけでありませうから、当然この転換を余儀なくされるわけでありませう。

具体的にどうなのかといふと、造船産業といふのは、きつめて労働集約産業であるとともに、技術集約産業であると思ひわけでありませう。その技術をどう生かすかといふことは、やはり国の経済全体の視野でながめていきたい。そうしますと、その技術を生かすためには、何としてもそれに類似した職種に進出して雇用を安定するという立場ですから、日本の経済を総合的に考えてみる必要があるだらう。

そうすると、一つはエネルギー問題でありませう。これはクリーンエネルギーとしてLNGといふのがたくさん入つております。しかしながら、日本でつくつた船は一隻もありません。これは一隻三百億以上もするわけでありませうから、エネルギー対策上どうしてもこれを建造する。これは全日海と話しまして合意に達しましたので、近いうちに政府に要請したいといふふうに考えます。さらに、かけがえない海を守るために、既存タンカーについてのSBT方式なりCOW方式、これはIMO総会で決議された内容でありませうが、そのよ

・私たちは、おんぶだっこで何でも政府政府ということも言えないわけであります。労働組合みずからもそれに対応してまいらなければならぬ。

したがって、二十三万組合員から一人五千円ずつ集めて友愛救済基金という制度をつくって、中小企業の債務保証、賃金、労働債権の問題についての保証なり貸し付けをやるという形で、いま職場討議をやり、五月の中央委員会ですれを確認しようと思います。約十億でありますから、労金なりに預託すれば三十億から四十億の資金運用ができるわけであります。この安定臨時措置法を見ましても、債務保証基金というのは中小企業だけじゃなからうと私は思うわけであります。ですから、労働組合自身も中小企業に向けて倒産のショックをやわらげていく、こういう総合的な面に対して対応していかないとこの危機は乗り切れないのじゃなからうか、そのように考えて政策要求をしているわけであります。

○千葉参考人 この法案は、今日求められている全般的な意味での構造不況対策あるいは雇用安定対策という見地から見まして非常に限局されたものであつて、その限り、これだけでは不十分であることはきわめて明確だと私も思つておりまして、御指摘については全く同感でございます。にもかかわらず、とりあえず緊急に処理しなければならぬ需給均衡化のための過剰設備廃棄はこれを必要とするがゆえに、これはこれでひとつ成立をさせてほしいというのが私どもの立場でありまして、御意見そのものについては全く同感であります。

それにしても、雇用の積極的創出というものと、可能な限り余剰であろうとも雇用を抱え込みながら

ら、出血なしに状況へ対応していくというあり方を追求することは非常に重要であって、われわれも全力を挙げてそれを要求しております。少なくとも、多少とも吐き出すような過去の蓄積があるところでは現にそれをやらせておる。鉄鋼大手五社のごときは、明らかに約一割以上の余剰雇用を抱えておりますけれども、一人の首切りもいままです出させないでおります。しかしながら、累積債務がべらぼうになっておりまして、三千億からの焦げついているような融資があつて、累積赤字がどんだんどんどんふえていく、そういう中でこのまま進めていけば、結局、資本主義でございますから、個別企業的にはぶつつぶれてしまふ以外にないという状況のところ、一体どうするかということになると、そこではやはり雇用調整も、希望退職というのをわれわれは許容限度の限界としておりますが、自主的なものであるならばある程度場合によつては認めざるを得ないという現実が、資本主義の法則の貫徹という形で存在するわけであります。それに対してはやはり社会全体で抱えていく、そのためにも、一般的な雇用創出をさらに強めることによつて転身できる場をつくつていただくという対応しかないのでなかろうか、そういうことは考えますけれども、基本的には御趣旨ついでには全く同感でございます。

○沢沢委員 もう時間でありますので、一点だけ。宇佐美さん、いまのお話でもありますように、その辺は法律できちんと一定の歯どめをかけることいたしますと、宇佐美さんの方で出されたこの文書の中にもありますように、指定から始まって全体的にこの事業をやっていく上での各段階での労働組合の事前協議制といいますか、つまり労働組合の合意を得てやれ、これは現行法では全く歯どめになっておらぬわけですよ。配慮すると審議会に出るなどというのは、ある面ではもう決め手にならぬわけですし、特に当該業種の事情は、一口に不況と言ってもそれぞれ違いますから、その辺の合意事項というものを法文に明確化しないこと、皆さんの御指摘が全く生きてこない。それで

○宇佐美孝考人 そのとおりだと思います。幸い繊維の場合は、たとえば四月に労働組合が参加して需給協議会が開かれます。あるいは繊維工業審議会に参加している。だけれども、これは全般的に見ますと必ずしもきちつとしてない面があるから、そこをきちつとしていただきたいということです。

○松本忠委員 本日は、特定不況産業安定臨時措置法の審議に際しまして、労働界で指導的な立場にあるナショナルセンターの幹部並びに繊維、造船、鉄鋼、紙パルプ等々日本の産業労働者の代表とも言える方々の御出席を得て貴重な御意見を伺うことができることになり、法案審議につきまして大変有益でありました。私に与えられました時間は約四十分でございますので、その中で何点かの問題について御意見を伺いたいと思うわけであります。

まず最初に、日本労働組合総評議会常任幹事の宝田参考人と全日本労働総同盟調査局長の河野徳三参考人のお二人にお伺いをいたしたいわけでございますが、御承知のように、この法案は、構造不況業種が申し出をしたときに特定不況産業について実態に即した安定基本計画を策定する、そして計画的な設備の処理を促進するということにあるわけでございまして、設備の処理は即労働者の雇用の不安定につながる、また設備の廃棄は労働者の首切りにつながる、こういう論点から、第二章の第十条におきまして特に「雇用の安定等」という項を起こしまして、「その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定に配慮しなければならぬ。」と規定されているわけでございます。しかしながら、事業者が一方的にこれを行うというのでは不安が残りますので、この第十条の

もう一点、河野参考人からお話があったと思いますが、産構審のメンバーにつきまして、三十余名の現在の委員の中で労働界を代表するのは総評の富塚事務局長だけでございます。私は、この産構審のメンバーというものはかえるべきである、労働者の代表の数をふやすべきである、このように思うわけでございます。しかし、実際問題としてこれをすぐ実行することは不可能だと思つてわけでございます。そこで、皆さんの御意見の中にもございましたけれども、関係審議会の意見を聞く場合に、労働者の代表の数を四分の一以上三分の一未満というふうにするべきではないかと私は考えるわけでございますが、この点についていかがでございましょうか、まず、ナショナルセンターのお二人からこの問題について御意見を伺いたいわけでございます。

○宝田参考人 おっしゃられました二つの点について、私は全面的に賛成でございます。

第十條というのは内容が非常に不明確であります。して、先ほどの質問者の中にもありましたけれども、もう離職者対策法でいいのだという趣旨でこの法律はできておるといふのでありますと、雇用の面において何ら前進がない。あれはいわゆる不況業種と言われているものの対策でありまして、市場の原理によって起きた場合も適用になるわけですね。今度の場合は、国が特定の対策を立法化することによつて、法律が必然的に失業を引き起こすという危険性も産業によつてはある程度あり得るわけですから、一般的な既存の労働行政から一歩前進するようなものが当然どうしても欲しいということをわれわれはかねてから要望しております。

す。したがって、第十号の内容について具体化を図るという修正は賛成でございます。

それから、二番目の産構審の問題でありますけれども、これもおっしゃるとおりで、われわれは全面的に賛成であります。

なお、参考のために、いまわれわれが考えておりますことの一部を申し上げますと、日本の場合にはいわゆる審議会法みたいなものが整備されておられませんで、産構審にしても税調にしても、その他もろもろのいわゆる審議会なるものの性格論が体系化されてない。したがって、悪く言うところ隠れみのであったり、そういうことになっている。国際的に審議会なるものは一体どういうところにレーゾンデートル、存立基礎があつて、どういう機能を持つべきかというところについて、総評としては実はいま見直しを考えております。が、残念なことに、国会の立法審査局に尋ねても、どこに尋ねても資料がない。辛うじてありますのは、いわゆるアメリカ型の審議会という考え方やフランス型の審議会という考え方がございまして、そのくらいしか日本に参考資料がないのでありまして、一体これでいいものかということをわれわれは大変懸念をしております。

もう一つ、われわれがなぜこういろいろな審議会に参加していることを最近要求するようになったかといいますと、これは時代の変化でありまして、一昨年度ですと、ILOがノルウェーのオスロで国際シンポジウムを開きましたときも、最後のファイナルレポートで、いまは参加というのは、参加すべきか否かではなくて、どういう参加をするかということが論じられる時代になったというところを述べております。労働組合は、単に経営者と労働条件だけ交渉しておれば済むという時代ではない。それでは健康とか安全とか平和とかいろいろなのは守れない。ソシアルな制度を整備しないと特に老後であるとか生活が守れないというところになりますと、さまざまな分野でやはり参加ということを考えなければならぬという意識で、日本のいまの産構審とか税調とかもろもろ

の審議会というのは、一昔前の時代おくれの構成になっております。特にいろいろな審議会で、フランス型のように労組代表何名というふうな規定がなしに、ある場合には学識専門者を扱い、うるさいから一人入れておこうとか、こういうことをやっておつたのでは、現代の時代問題に相応しいと考えますから、私はお考えに全面的に賛成でございます。

○河野参考人 第一点の、配置転換等について法律の中に明記したらどうかということでございますけれども、ここにあります失業の予防その他雇用の安定に努力するという規定そのものは抽象的でございますけれども、では果たしてそれが配置転換とか特定の施策に限定することができるとかどうかということになりますと、必ずしもそうではないのではないかと。もつといろいろな施策がある得るのではないかと。私の考えでは、たとえば法案はこのままにしておいても、では努力するという内容はどういうことなのか、施行規則で明確に定めるとかといった方法もあり得るのではないかと、こういった点については同盟としても検討をしてみたいと考えております。

第二点でございますけれども、われわれは従来から一貫して参加経済体制の実現ということを言っていますし、審議会にも参加を主張しているわけですが、宝田参考人から時代の変化ということがありまして、われわれは従来から一貫しておるので、そういう声が強くなったというのはまさに時代の変化ではなからうか、こう考えておりますけれども、話がちょっと横へそれて失礼しました。

労働組合代表を三分の一ないし四分の一にするというところでございますが、原則的にはそうでございますけれども、ではストレートに労働組合代表そのものが三分の一ないし四分の一参加しなければならぬのかというと、われわれは必ずしもそうは考えていないので、たとえばその一部は労働組合代表そのものが参加し、残りについては労働組合が指名をする学識経験者が参加するという

かつこうでもないのではないかと、あるいはその方が、労働組合の見解を学識経験者に代弁をしてもらうて、より体系的に意見を述べてもらおうということがむしろベターであるということも考えられますので、そこは必ずしも固定的には考えていないけれども、もう一度申し上げますが、少なくとも労働組合の意見を代表する者が審議会において三分の一ないし四分の一は選出されなければならないという点については、全く賛成でございます。

○松本(忠)委員 次に、センセン同盟の宇佐美参考人、それから日本繊維産業労働組合連合会の中島参考人、お二人にお伺いしたいわけでございます。

この法案の柱は、何と申しまして安定基本計画の策定にあると思うわけでございます。そこで、その安定基本計画を策定するに当たりまして関係審議会の意見を聞くことが規定されております。関係審議会の委員さんの考え方の基本にあるのは、どうすれば計画的な設備の処理ができるか、その期間がいかに定められるべきであるか、あるいは設備の処理とあわせ行わなければならないか、増設、改造の制限または禁止はどうしたらいいか、または処理にあわせ行わなければならないか、どうしたらいいか等々、言うなれば事業者サイドに立つての考えが基本的な考えであつて、この設備の処理に伴つて雇用の不安定になるわけでございますけれども、労働者の雇用の安定について何ら考慮が払われておりません。また、これらの製造業者に関連するいわゆる下請中小企業者の経営が不安定になることも少しも考慮されておられません。そこで関係審議会の意見がまとまつてしまつては大変なことになってしまいます。そのことを私は恐るわけでございます。

法案の審議の過程においても、審議会の運営によりましてそうしたことがないようにするということのような答弁が、いまでも当局からあつたわけでございますけれども、この関係審議会における審議の基本的な姿勢として、法案に列挙されている条文以外に、雇用の安定とかあるいは関連中小企業者の経営の安定を図る、こういうことを忘れずに安定基本計画を定めるべきである、このことを条文に明記すべきであると私は思うわけでござい

ます。午前中にも各参考人からこうした御意見がございましたので、この点は重複するようでござい

ますけれども、改めて確認の意味においてお二人からお伺いをいたしておきたいと思うわけでござい

ます。○宇佐美参考人 午前中にも申し上げましたように、安定基本計画には過剰設備処理に伴う雇用安定計画を明確にすること、これが伴いませんと、雇用問題について幾ら条文があつても、それは実効の上がらないものになってしまうおそれがあるというところから、私も、これはぜひ入れたいと思つてお

ります。○中島参考人 ただいまの御質問の御意見のとおりだと思つております。特に、一定の産業連関を持つから、関連中小企業者の代表と、それから単に産業別の多数派組合だけでなくて、複数組合の代表についても意見を述べる機会をぜひ与えていただきたいと思つて

おります。さらにつけ加えますと、従来の審議会のあり方が、業界のトップの部分と通産省の間では大綱がで

き上がつてしまつて、事後承認を受けるような形で審議会の運営がなされておりますから、これらについても運営の面でも特に改善を図られるようお考え願いたいと思つて

産業というのは、大変すそ野の広い産業でございまして、合議を川上といたしますと、川中、川下の中小企業が数多く存在しています。いま川中、川下が一番苦しんでいるのは何かといえますと、今日こういう情勢の中で、大もとの合議企業が大きな事態になっていることのために加工賃等がなかなか上がらないというように、結局大もとがぐらぐらしているから下の枝がさらに苦しむ、いわゆる寄せがそちらへ行ってしまうということになっているわけですから、まず第一には、幹になる合議企業というものを安定させることが大変大事だ。ですから、繊維産業におけるシェアも、合議の場合にはもうすでに五八%くらいになってきています。繊維産業、合議がどうなるかということが中小企業に大変重要な大きな影響を与えるということも、私も非常に深く認識しておりますので、その安定のための施策を緊急事態としてぜひ講じてもらいたい、こういうことでございます。ましてや、今度は過剰設備の処理、いまでも不況カルテルの場合もそうですけども、ユーズナリ関連業界の意見を聞かずして事を運ぶということとは許されないことでありますから、私も、関連の業界の意見を聞くというのは当然のことだと考えております。

○松本(忠)委員 それでは次に、造船関係のお二人、全国造船機械労働組合の高橋参考人と全日本造船機械労働組合の畑田参考人のお二人にお伺いをいたします。

この法案の審議に当たりまして、私も、中小造船所として都内の江戸川あるいは横浜の新子安などの工場も実態調査をいたしました。また、大手の造船所として横浜で著名な工場も実態調査をいたしました。大手は大手なりに、中小は中小なりに、それぞれの大きな問題を抱えて大変な不況の荒波の中に、経営者もまたそこにお勤めの労働者の方々も非常に大変で、難局に対処しようとしているそのお姿を目で見て、はたで感じて帰ってきたわけでありました。

そこで、造船の方の受注の残というものはもう

山は見えております。新しい受注は当分望めそうもないわけですが、こうした中で、どこへ行っても、予算が通つたればいよいよ官公需の発注、これを早くしてほしいという意見がございまして、確かに仕事はやつても金が入らないということでは困るわけがございまして、その点は、官公需でございまして前受金もありませんし、労働者の賃金の支払いということも一応確保できるわけがございまして、官公需ならばその点は安心でございまして、これをねらうのは当然でございまして、いよいよこの官公需の造船という問題は、防衛庁の自衛艦であるとか海上保安庁の船巡視船艇あるいは水産庁等々の船、もう限られたものでございまして、そうしたものが予算の許す範囲の中で発注したといたしまして、この発注量では、現在の造船の仕事のできる可能の数字から見たれば一時しのぎだ、このように思うわけがございまして。

そこで心配をするのは、この官公需が仮に出た場合に、大手が話し合いをしまして、それによするに大手という限られた八社ばかりが話を合え、全部さらってしまふのではなからうか、そういうことになりまして、結局中小というものは官公需は回ってこない、こういうふうになるのではなからうかと心配をするわけがございまして。特に、大手に動いていようと、中小に動いていようと、労働者の諸君は、何よりこの景気の悪い、見通しの暗い、そうした中において、どうしたらよろしいかということをお考えになっていらっしゃるわけがございまして、小さなパイをどう分ち合つたらいのかということではないかと思ひます。しばらくの間みんながまんじょう、がんばろう、こういうふうな連帯の精神というものが私は必要ではなからうかと思うわけがございまして。

(委員長退席、山下(徳)委員長代理着席)

そうした意味において、造船関係のお二人の参考人から御意見を伺っておきたいわけがござい

○高橋参考人 官公需の前倒し代替建造をお願いしているわけがございまして、いままでの状態から申し上げると、保安庁の巡視船、これについては大体現行就航しているのが三百五十トンぐらいで、二百海里時代でありますから、こんなものではどうしても海洋秩序は守れないということ、大体一千トンぐらい、その船については系列関係で中小企業関係にこれはやらせる。技術的な問題が、これは高度な要請をされるわけでありまして、それはもう親会社が指導をするという形で、お互い業界そのものが協調姿勢で、話し合いで分け合うということにしているわけがござい

したがって、あとは海洋汚染を排除する小さな自治体の船、消防艇等については、優先的に中小企業の方に発注するように、業界としてもそのような方向で地方自治体の方に要請をしているわけがございまして。当然この艦艇関係の問題については技術的に大手が中心にならざるを得ないと思うのです。したがって、大手がそういう艦艇関係中心に受注しますと、その他についても中小の方々に仕事を分け合う、こういうようなことをこれは業界に対しては私たちが主張をしているわけがござい

ですから、具体的に申し上げますと、もう非常に仕事量が少ないわけがございまして、ある程度、たとえば二五%の仕事をとつたら足踏みをして、そして中小企業の方に回るような、業界全体として、これはアウトサイダーでなくとも、造船工業会、中型造船工業会、小型造船工業会というふうな、業界総ぐるみで協調姿勢をとるようにならうと申し出ておりますし、一部そのような方向で現在発注されているということも申し上げます。

○畑田参考人 御指摘のとおり、大手、中手の関係が、午前中にも申し上げましたように、現在の需要が中小型船に変わってきたということで、中小の分野に大手が進出してくる、こういうことで非常に困難な状況になってきているわけがござい

か、その問題がいまきわめて重要になってきておりますので、これらの点については、承るところによると、過般の商工委員会では海運省の船舶局長も、中小の分野調整については海運省の審議局の中での一つの大きな柱になるとも言われておりますように、そういう点についての審議を非常に期待しているところであります。

いま御指摘の官公需の問題でございまして、私も、保安庁の巡視船艇あるいは地方自治体等における指導船その他の官公需の船舶については、中小に優先発注をするように要求をいたして、努力をしております。

艦艇関係については、これは大手で従来はやられてきているところでありまして、私も、私どもは、こういう軍需的な生産については賛成できない立場を従来とってきているわけがござい

したがって、不況対策、仕事確保ということのために、こうした防衛庁関係の兵器に通ずる生産拡大について求める考えは持っておりません。そのほかのいろいろな国ないしは自治体等における官公需があるわけがございまして、いろいろそういう点について、特に自治体等を中心に、地場産業という関係もありまして、優先発注をするような要求をしておりますし、また、造船全体としてはここ二、三年のところがきわめて厳しい状況にありますが、そういう点については老朽船の代替、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドによる当面のつなぎというところの中でこうした方向を推進していただきたい、こういうふうな考えをしております。

○松本(忠)委員 もう一度宝田参考人と河野参考人にお伺いしたい点がございまして。

それは、主務大臣が関係審議会の意見を聞くべきことが定められておるわけがござい

その審議に当然当該事業者の労働組合の意見が反映されなければなりませんし、そこに組合の方に御出席になっていただくということになるわけがござい

その場合に、AB両方の組合からそれぞれ同数の

委員が選出されていて意見を述べたけれども相反する意見、こういうふうになった場合、それからもう一つは、組合員数が三分の二を超えているAと三分の一のBとの両組合が、これは組合員数に比例して委員が選出された、そのA B両組合員の意見が相反した場合、審議会としてはどちらの意見を安定基本計画の中に入れるべきであるかというところについて、ナショナルセンターとしてのお考えを聞かせていただきたいと思うわけでございます。

○福田参考人 そういふケースは、すでに現在労働関係では最低賃金審議会とかさまざまなところで経験を積んできておりますから、かなりこなせると思ひます。ただ、労働側であるから意見が一致しなければならぬという事は必ずしもないので、たとえば労働四団体からILOに代表を出すとかいろいろなことはいままでありますし、統一ということを求める努力ということではやぶさかではありませんが、やはりそれぞれ見解の自由を持っていますから、合わない場合もあります。それはやはり審議会全体の多数決ということでお決めにされることは仕方がないと思うのであります。ただ、私が言いますのは、参加できない、発言できないという事態をまずなくすことが先で、入れば入ったような対応はそれぞれの組合がするとは信じます。

○河野参考人 現在の審議会には、ほとんどの場合、一方だけが出て一方が出ないという形はだんだんなくなってきたというわけです。その場合、意見が違ふ場合でございませうけれども、やはりなるべく一致させるように努力しなければならぬことは事実ですけれども、特に緊急に解決を迫られてやってくる場合には、基本的には多数決に従ってやってくる、決定をする、こういうこと以外に方法はないと思ひます。

○松本(忠)委員 最後に、日本鉄鋼産業労働組合の千葉さんにお伺ひいたします。
平電炉の状態は、私どもも大きな関心を持って見てまいりました。一面、平電炉の場合は、構造

不況産業の代表的な問題として、設備の廃棄という点に對しては業界自体が自助努力をしている点には私も認めるわけでございますが、その中になかなかその意見にきくみしない者があるということも事実でございます。こうした問題について、アウトサイダー問題等々についていろいろと御意見も出ております。先ほどの御意見の中にもそれがあつたわけでございますが、これが全くいままでは別に、アウトサイダーの問題に對しては、政府の答弁の中ではこれを規制しないでもできる方法があるということをやつてまいりましたわけでございませう。特にこの問題に對して、平電炉としての関係の労働組合として御意見があるならば、お伺ひをいたしておきたいと思ひます。それが一点、もう一つは、特に建設事業そのものではなくて、建設に對する材料を供給しているところの生コンであるとか小碎であるとか、こういった方の業界を代表してというところと何でございませうけれども、きょうはそういった方から出てくるのは特別におたくだけでございませうので、お伺ひしておきたいわけでございますが、要するにこれから公共事業がかなり大幅に地方にも出てくると思ひます。もちろん大型プロジェクトのものもあれば、また地方地方に小さなものも出てくると思ひますが、こうしたものに對しては、要するに仕事の取り合いというものが当然起こってくると思ひわけでございませう。そうしたものに對してやはり平均化して仕事が行くように望むわけでございませうが、なかなかこれが実際の問題とするとできません。と申しますのは、いわゆる役所なれば、役所というものは、もう前年からの実績がなければだめだ、あるいは実績があり、そしてまたその仕事をできるだけの人間を抱え、機械を持つていてというようないろいろの制約があるわけでございませうが、こうしたものがあることは事実でございますが、新規の参入というものはなかなか、見積もり参加すらできないというふうな状態が地方においては多いわけでございませう。これに對しては千葉参考人としてはどのようにお考えであるか、この点を

お聞かせを願つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○千葉参考人 アウト規制につきましては、先ほども申しましたとおりでございますが、やはりこの需給調整の実効を上げる意味からも、それから事のよつて起こつた原因において、アウトと言われるものの非常にオーバーな、過当競争的な設備拡張が全体の設備過剰の大きな原因になつたというところ、さらに、それをみんながまん合つて調整しようとしていくときに、その調整努力にのみしなないで結果だけを漁夫の利に占めて恥じないというあり方、こういうあり方に対する社会的な観点から見た問題性、この両面から推しまして、やはりこれは法律上いろいろむずかしい点はあるまいけれども、そこを突破して、何とか臨時的な措置としての規制をこれに及ぼしていただきたいという見解を、私どもは依然として強く繰り返さざるを得ません。

それから、第二の御質問でございませうけれども、大変残念ながら、私どもは、建設業に建設資材たる小棒、形鋼を提供する産業に働いてる者でございまして、建設業そのものには大変実は暗いわけでございますが、ちよつと御質問に對して責任のある意見を述べることは能力がございませう。どうぞお許しください。

○松本(忠)委員 それでは、千葉さんにもう一点だけ伺ひますが、要するにそのアウトが非常に特定の建設業者に對して安易横流しをするというところが間々あるわけでございませうが、この点についてはどのようにお考えでございませうか。

○千葉参考人 これは最も好ましくないことであります。しかしながら、自由経済体制でございませうから、販売そのものを何らかの形で強制的に規制することは残念ながら、好ましくないといへども、そういうものを直接規制することはできない。したがって、全体としての需給バランスというものを適正化することによつて、そのような好ましくない不合理な状態というものが自然に市場メカニズムの中で解消されるようにしていく

以外にないであらう、こういう見地に立つております。

○松本(忠)委員 八人の参考人の方々から貴重な御意見をいただきました、本當にありがたうございました。

以上で終わります。

○山下(徳)委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 不況産業に従事される方々を組織されております皆さんですから、本来なら全員の方にお聞きをしなければならぬわけでございませうが、二十分間という時間でございませうので、それができかねるわけでございませう。

そこで、まず、全部に關係はございませうけれども、造船の高橋さん、畑田さん、お見えでございますのでお聞きをいたしますのは、不況産業不況業種といひましても、その業種より以上に、関連をいたします業種という定義はなかなか困難じゃないかと思ひますが、それらの方々が多に多いわけでございまして、本来その人々に大きなしわが寄せられておる。問題は、法律がいろいろできておりますものの、なかなかその法律の適用の業種に指定されない範疇にあるわけでございまして、この点について非常に残念と言わざるを得ないわけであります。ところが、労働組合を指導なさる皆様方は、日ごろからそれらの人々に對していろいろな御指導をなさつておるはずでございます。あるいはまた、この指導のあり方についてもいろいろあるわけでございませうから、教育問題なりあるいは組織をされるなり、あるいはまた雇用問題についてのいろいろな条件という問題についていろいろな配慮をなさつておると思ひわけであります。その点について、ひとつこの際でございませうから、直接御指導なさつております造船の高橋さん、畑田さんに、いままでいろいろそういう問題について取り組んでおられる事例を二三挙げていただければ、案外参考になるのじゃないかと思ひわけでございませうので、その点からまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋参考人 私どもは、各都道府県に造船産業

以外にないであらう、こういう見地に立つております。

○松本(忠)委員 八人の参考人の方々から貴重な御意見をいただきました、本當にありがたうございました。

以上で終わります。

○山下(徳)委員長代理 宮田早苗君。

○宮田委員 不況産業に従事される方々を組織されております皆さんですから、本来なら全員の方にお聞きをしなければならぬわけでございませうが、二十分間という時間でございませうので、それができかねるわけでございませう。

そこで、まず、全部に關係はございませうけれども、造船の高橋さん、畑田さん、お見えでございますのでお聞きをいたしますのは、不況産業不況業種といひましても、その業種より以上に、関連をいたします業種という定義はなかなか困難じゃないかと思ひますが、それらの方々が多に多いわけでございまして、本来その人々に大きなしわが寄せられておる。問題は、法律がいろいろできておりますものの、なかなかその法律の適用の業種に指定されない範疇にあるわけでございまして、この点について非常に残念と言わざるを得ないわけであります。ところが、労働組合を指導なさる皆様方は、日ごろからそれらの人々に對していろいろな御指導をなさつておるはずでございます。あるいはまた、この指導のあり方についてもいろいろあるわけでございませうから、教育問題なりあるいは組織をされるなり、あるいはまた雇用問題についてのいろいろな条件という問題についていろいろな配慮をなさつておると思ひわけであります。その点について、ひとつこの際でございませうから、直接御指導なさつております造船の高橋さん、畑田さんに、いままでいろいろそういう問題について取り組んでおられる事例を二三挙げていただければ、案外参考になるのじゃないかと思ひわけでございませうので、その点からまずお聞かせ願ひたいと思ひます。

○高橋参考人 私どもは、各都道府県に造船産業

危機突破対策委員会というものを設置して、そして地方ごとに公共事業等の自治体に対する協力要請もやっておるわけですが、具体的に教育上の職業訓練等の問題について、実は私は職業訓練法を抜本的に改正していただきたいという要望があるわけでありまして、特に、今日までの職業訓練というものは、中卒程度の初級的な技術習得の域を出ていないんじゃないかと思うわけでありまして。

しかしながら、今日の不況を見ますと、造船産業は陸上部門、特にプラント関係に進出してあります。この比率が全体的に造船が三五ぐらいであり、陸上が六五程度に変化している、構造的に変化しているわけでありまして。それも特にアラブ関係、ですからアラブ語を教育訓練課程の中に織り込んで、そして海外等へのいろいろなノーハウの輸出、さらには技術指導、そういうことが今後日本にとって重要な部門になるんじゃないかろうかというふうに考えているわけでありまして。

したがって、具体的に今日まで造船から離職したという数字を申し上げましたけれども、それは技能が、技術集約産業として大体五百種類くらいの技能を持っているわけでありまして。その技能を生かすには、自動車産業に出向させてみたり、さらには一部の企業においては鉄鋼産業に配転してみたり、いろいろな形をとられているわけでありまして。ですから、いまま何としても持っている技術を類似的な職種、業種に伸ばすという方向で、労使協議でも実は問題提起をしているわけでありまして。したがって、労働組合自身が職業教育、そこまで手を伸ばしておりませんけれども、方向性については、抽象的でありまだけれども、労働組合もあらゆる新しい分野に進出する方向で、それぞれの労使協議の中で問題提起をしているというのが実情であります。

○畑田参考人 御質問の関連労働者との関係、あるいは職業訓練その他等の具体的な取り組みの問題でございませけれども、正直に申し上げまして、私どもとしては非常に不十分であると思っております。

す。何と申しましても、現実には企業内組合という状況から十分抜け出し切れない弱点というものを持っております。そういう点で、いろいろとその中にあるけれども、関連労働者との関係についてできるだけ緊密な連携をとるという立場に立っているわけですが、とりわけ先ほどから申し上げておりますように、下請労働者との関係については、未組織状態という状況にありますから、そうした組織化の中で対応をしているつもりであります。しかし、これらの職業訓練等の問題については、今日の状況等の中にあるから、私どもなりにそれなりの研究をして、これからそうした取り組みをどうしていくのか、具体的に考えていかなければならぬというふうな考えをしております。それらの取り組みについては、率直に反省として非常に不十分であるというのを申し上げておきたいと思っております。

○宮田委員 千葉参考人にお聞きいたします。鉄鋼業、本日は平電炉というお立場でここにお見えになったわけでございます。平電炉も、鉄鋼業全体からいいますと、もう三年來の不況というところでございまして、平電炉一つとりましても、さきに説明されましたように四千九百七十一人で、さか、ところが、関連する人を含めると二万一千人になんなんとしております。鉄鋼業全体が、高炉の大手メーカー一つとりましても、余剰人員として一割は抱えておるはずなんではないかと、これは御存じのとおりであります。余剰人員が一割あるというところは、それに関連いたします業者といいますが、企業といいますが、それも同時に一割以上、何万人という余剰がある計算になるわけでありまして、それらをこれからどうするかというところでいろいろ対策しなければいけません。きょうは平電炉という問題について、三年來の不況に対してどう対処するかということから労使でいろいろ話し合いを進め、結果としてこまごまいったということなんです。

そこで、一般的には、平電炉業界では設備廃棄をした場合に、もうすでに済んだんじゃないかという論が一つあるということ、さらに言いますと、さらに新たな雇用調整が発生するのじゃないかという両論出てくるわけですが、その点について、新たに雇用調整が発生するか、もう済んだから設備廃棄だけで終わるかどうか、この点をひとつお答え願いたいというところ、それからもう一つの問題は、いままで一万幾らという離職者が出てまいりましたが、これらの離職者が果たして新しい職場を見つけて再就職の機会があったかどうか、その点をお聞きをしたいということなんです。

平電炉の場合は、御存じのように、さきにできました離職者対策法ができる以前の問題でございまして、恐らく離職者対策法の適用を受けております人々というのは、ほんの何百人程度じゃないかと思うわけなんです。こういうことを考えますと、できまです対策が後手後手ということになってきておりまして、皆さん大変その点はお困りじゃないかと思ひますが、それらのことについて、ひとつ千葉さん、ここで率直に御意見として聞かせていただきたいと思います。

○千葉参考人 実は平電炉だけに限って申し上げますと、余りにも長い不景気、余りにも債務超過的な企業の吸収余力の喪失という条件の中で、遺憾ながら結果的にかなり雇用調整が進んでまいっておりますものでございまして、目下のところは、現有稼働設備に見合う人員の範囲に雇用そのものは調整されてしまっているというふうな判断をせざるを得ないんじゃないかと思っております。

大まかに申し上げますと、二千百万トンの能力のうち約四百百万トンぐらいがいま休止状態にございまして、千七百万トンぐらいがまだ現役として置いてある、それに対して千四百百万トンの生産でございまして、現役に対して八十数%の稼働率、全体で見ると六七%の稼働率、こういうことでございまして。千七百万対二千百万を見ますと、全能力に対して約八〇%ぐらい現役が残っており、こういう

ことでございまして。これに対して雇用調整は、大まかに申しまして二十数%に及んでおりますから、大体その雇用調整は現有設備に見合った人員にまでもういつてしまっており、こういうふうな考えをいたします。したがって、四百百万トンのうち三百三十万トンを切りまして、そこにもう人はついていない。したがって、直接これが新たな出血を起すという状況にはないかと私は判断いたしております。

しかしながら、鉄鋼業といえどもはかたにたえばフェロアロイ産業というものを抱えておりまして、これは非常に深刻な構造不況産業にいまなりつつあるわけでございます。このような状況のところでは、この設備廃棄との関連で鋭い雇用問題とセットの形で発生が予想され得ますし、それから、同じ労働組合同士として多くの造船その他の状況では似たようなことがあると思われまします。私どもとしては雇用面での充実策を、他の労働組合の代表とともに、同じ考え方で御要望申し上げておるというのが実情でございます。

それから、第二点以下の問題でございましてけれども、大変残念ながら、御指摘のとおり離職者対策法案はわれわれ去年の夏からお願ひ申し上げておったわけでありまして、できた時点ですです。もうあらかた平電炉の場合は済んでおります。これが実際に均てんできる数というのは大変限られておるわけでありまして。一方、離職者の状況は、追跡調査が大変むずかしいのでありますが、一通りどこかへ移っても結局そこをまたやめて、かなりの部分が季節労働者の状態に落ちていっているという状態にあるようでございます。これはまたここに深刻な問題である。この問題に対する決め手としては、どうしてもやはり景気の早期な回復によるトータルとしての雇用創出、雇用回復を図る以外に道はないように思ひますが、失業保障的な面での、つまり一般的な失業給付の面で社会的にしばらくの間抱え込む、この異常な失業状態を社会として抱え込むという面での手厚い努力というものをお願い申し上げます。

ておるわけでございます。

○宮田委員 宇佐美参考人にちょっとお聞きしますけれども、ゼンセン、繊維も長い間の不況で悩まされておると思うわけです。今度のこの法案、もう皆さん御存じのとおりでありまして、当初のいきさつ、これができるまでの経緯といいますが、それはもう御存じだと思います。出てきた法案は、いま皆さんの目の前にございますそのとおりでございます。特に私考えますと、せっかくこの法案をつくりまして以上は実効を上げなければならぬ、実効が上がらなかつたら何にもならぬわけでありまして、実効を上げるための最大のポイントというのはアウトサイダーの規制、私はそう思うのです。もしそれが極端に言いますと野放しというところになった場合に、果たしてこの法案に言います目的が完遂できるものかどうか、その点についての御意見を率直にひとつ聞かしていただきたいということなんです。

しかし、もうすでに提案されております法案です。アウトサイダーの規制というところまでいかなくても、それにかわる何かの期待というものはあるはずでございます。行政指導一つとりまして、ただ行政指導で言えば抽象的過ぎますので、どうもこうもならぬわけでございますが、行政指導するにしてもどういう行政指導を欲せられるか、こういうことについて御意見がありましたら、ひとつお聞かせ願いたい。まず宇佐美参考人をお願いします。

○宇佐美参考人 アウトサイダー規制が伴わない場合に、一体実効が上がるのかどうかという点につきましては、私は大変疑問が残る。しかし、現実もしこれができなかつたときに一体どうなのかという点でございまして、第一に必要なことは、資金の裏づけをきっちりというところだと思ひます。先ほど申し上げましたように、余りにも資金の裏づけが小さ過ぎる、それでは乗ってくる人が大変ちゅうちょしてしまふんじゃないか。ですから、まず第一に、信用保証基金を百億だなんていうのじゃなしに、もっとふやすような

努力をしていただきたい、一千億にもさらにふえるということになってくれば、その面で協力者ができるだけ多く得ることが可能になってくるのではないかと。

後の行政指導につきましては、どういう措置がいいのか、私もきょう特に案を持ってきていたわけではございません。ただ言えますことは、繊維の場合ですと、いままでその需給見通しをしっかりとつかむことが大事だということで、労働組合も大体参加いたしておりましたが、需給見通しを立てる協議会がつくられておまして、そういう点で産業の実態というものをできるだけ周知させて、そしてその関係者みんなが協力し合う機運を積極的ににつくり上げていくことが、大変大事なことでないかというふうに考えております。

○宮田委員 二十分間もうたつたようでございますが、もう一つの大きな問題は、この法案では抽象的でございます労働組合の参加の問題についてでございます。皆さんの参考意見がこの面について集中しましたし、強調されておりますので、いづれこういう点についてはお互いに連絡しながら何らかの方法を考えなければならぬと思っております。ただ参加をするという意見が申し述べるといふ、これだけでなしに、協議までという、もう少し言いますならば協議決定までという、協議決定ということになると、またいろいろ意見の相違も出てくるんじゃないかと思ひますが、河野参考人と、それから総評の宝田参考人おられますから、どの程度までの参加を労働組合の許容限度としてお考えであるか、簡単によろしいですから、お答え願ひたいと思ひます。

○河野参考人 理想とすれば、協議決定まで労働組合でもどうして参加を広げたいということでございましてけれども、現実にはなかなか多くの障害があるというところでございまして。少なくとも、たとえば企業段階におきまして、あるいは産業別労働の段階におきまして、あるいは審議会の段階におきまして、いろいろな案をつくる段階

から労働組合が参加をし、その意見が取り入れられる、そういう体制をぜひともつくりたいし、つくっていききたい、またつくってほしい、こういうことでございまして。

○宝田参考人 審議会における労働組合のかかわりによつてかなり違うと思ひます。私は、年金であるとか労働行政関係であるとか、そういう直接自分たちが当事者であるようなものについては、やはり協議決定までの権限が欲しいわけでございます。それから、税調とか何かわれわれもいろいろな団体の一部として参加する場合には、それなりの権限といひますか立場が欲しい。とにかく発言権がないのがむしろ現状でありますので、最低限まず権利をつくらせて、中身はそこで議論しながらということを考えております。

○宮田委員 どうもありがとうございます。

○山下(徳)委員長代理 安田純治君。

○安田委員 八参考人の方々、一日われわれにおつき合ひいただいたて貴重な御意見を聞かせていただきました。大変感謝しております。

全部の参考人にお伺ひしたいことはやまやまなんでございましてけれども、時間が私どもの方は十五分と限られておりますので、全部の参考人にお伺ひできないかもしませんが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

そこでまず、本法の中身を見てみますと、設備処理を主な柱としているということについては、ほとんど争いが無いと思ひます。したがって、安定基本計画の内容も、ほぼ設備処理に限られていと言わざるを得ないわけですね。

そこで、紙バ労働の土橋参考人にお伺ひしたいのでございます。先ほど土橋参考人は、この法案の目的、それから安定基本計画、事業者の努力、雇用の安定、信用基金などの各条項に、雇用の安定と関連中小企業者の経営の安定に努めるという趣旨を盛り込む修正をせよと言われたように私伺つたのでございましてけれども、これは安定基本計画の中に、失業防止、雇用の安定あるいは関連中小企業の経営安定のための措置が、設備処理と

同格で並べられねばならない、こういう主張と私は受け取つたのですが、そういうふうに向つてよろしいんでしょうか。

○土橋参考人 そのとおりでございます。

○安田委員 これは労働組合の立場としては、雇用安定を図るということと当然の御主張だと私受けとめるわけです。

次に、基金の件でございますが、債務保証につきましてこういうことをしてもらえば企業の金利負担の軽減になる、こういうことは事実だと思ひます。長期的には確かにそうだと思いますけれども、しかし、考えてみますと、一時的には廃業による特別損失の計上などで企業の財務内容が形の上で悪化するということで、これがまた人減らしの口実にもなるのではないかと心配を待つわけでございます。

そこで、また土橋さんにお伺ひしたいのでございますが、全国紙パルプ産業労働組合連合会が発行されました討議資料(その2)「当面する緊急課題について」という冊子を見ますと、その三ページにこういふことを述べられておるようです。「パニック時に、誤つた増設、増産を指導した通産省が、まず第一に今日の事態の責任を負うべきであるとの立場から、国が責任をもつて中小企業の経営の建て直し、救済に当るべきことを要求する。また同時に、通産省の指導に乗つて、金を出し、企業に増設、増産をやらせた銀行、商社もその責任を負つて、金利負担の免除、繰り延べなどの措置をとるべきことを要求する。」このようにこの紙バ労働の出された冊子を拝見しますと書かれておるようでございますけれども、これは失業防止、雇用安定を図る労働組合として、また当然の正当な主張だと私は思ひます。

日本共産党・革新共同は、現在の過剰設備を招いた銀行、商社の責任、列島改造型設備投資をあまり立てた責任を明確にして、応分の負担をさせることがまず大切だと考えておるわけでございます。三方一両損という話がありますけれども、不良債務といひますかそういうものが解消して、銀

行、商社にとっては大変結構な話、企業にとって金利負担などで身が軽くなる、労働者だけがしわ寄せを食うというのは、三方一兩損どころの騒ぎではない。しかも本来、構造不況の問題については、労働者に何の責任もないはずだと思いたすので、この点で、銀行、商社などの責任、したがって応分の負担をさせたいという考え方についてどうお考えか、まず、紙幣労働の土橋参考人にお伺いしたいと思ひます。

○土橋参考人 設備廃棄で最も打撃を受けるのは労働者でございまして、しかもいままでパニック時に、通産省は増設命令増産命令を出してきたわけなんです。先般通産省と交渉をしたわけなんですけれども、通産省は命令を出すような権限はないとおっしゃっていただけなんです。しかし、事実そういう命令によって増設、増産がなされて、今日の現状になっておるわけなんです。さらに、銀行あるいは商社等から、ほとんど設備投資をさせるような方向で金が動いてきた。したがって、その影響を一番受けているのが、商社、銀行系列のいわば後援の中堅企業であるわけなんです。しかもこの中堅企業が、今日大変な金利負担に追われて、債務超過というような状態になっているわけなんです。これは一部においてはすでに金利たな上げあるいは引き下げ等が行われて、いますけれども、やはりもっと国の責任あるいは銀行、商社の責任において、金利のたな上げあるいは引き下げ、支払いの繰り延べということもやるべきであって、その犠牲を労働者に一方的にしわ寄せされるようなことはがまんがならないということで、実は三月七日に総理大臣あてに申し入れ書でもって以上の趣旨を言っておる次第でございまして、

○安田委員 同じ質問でございまして、商社、銀行に対して応分の責任を負わせるべきだし、それはこの法案の中できちっとさせるべきではないかという考え方について、総評の宝田参考人及び組織労働の中島参考人にお伺いしたいのです。

○宝田参考人 商社その他の責任ということについて条文ではつきりさせるかどうかということ

は、私はちょっと問題があると思うのは、そういうふうな確定し切れるかどうかという問題があります。誘導といふことの責任はまだ一般的に解明されていませんから、直接の指示とか何とかというこの立証が問題だと思ひます。それから、今度は実態論として言いますと、いまかなり大きな企業の倒産とかいろいろの問題については、ナショナルな救済政策が現実問題として効いておりません。日銀が発動するとか、あるいは大手の銀行間とか商社間とか、さまざまな対策が可能であります。そういうものと比べますと、やはり中小企業とかその他については野放しといひますか、落ちるときはもう何も手がないう意味からいいますと、何らかのことはやらなければならぬというところは感じます。それが今度の法案の場合には、特に中小関連について目的からずつと重視をしていってほしいというわれわれの希望になつてあらわれているというふうに御理解願ひたいと思ひます。

○中島参考人 こういう問題が起きますと、安田先生がおっしゃったように、よく三方一兩損とか大の虫を生かすために小の虫を殺すとかいう、いわば資本の論理で活動が行われるときに、一般社会の通常の論理を採用してごまかしてしまふ例がたくさんあると思うのです。特に労働者の直接生活権に関する問題についてそういう怪しげな一般社会の論理で考えようというところに、私は大変問題があるかと思ひます。特に組織の場合でも、大手商社あるいは銀行その他が、いわゆるワンセット主義で、系列にたくさん自分の影響力を強めるために、せつせつと勤めて設備拡張をやらしたわけなんです。したがって、法文上どうこうあれ、実際の中で、たとえ金利のたな上げとかあるいは軽減とかいふ形の、みずからやったことについてみずからの始末をきちつとつけるような形がとらるべきであると考えます。

なお、この点に関連してもう少し申し上げますと、中小企業の争議において背景資本の問題を出しますと、一時大手商社、銀行なんかについても

対応は少しよかったですけれども、最近、これらの団体交渉を求めるといふ形になると、警察官を導入してそういう大手資本との交渉に対して弾圧するといふ気配がありますので、これらについては国会の方でも厳重に監視されたいと思ひます。

○安田委員 実際、誘導といふことの効果なり誘導の実態なりがはつきりしないにしても、少なくとも労働者は設備廃棄によって被害をこうむる、あるいは被害をこうむるおそれが非常に大きいことだけは明らかである。しかし、労働者がこの特定不況産業に当たるような職場へ就職したのころが、銀行、商社が金を貸して担保を取っているわけですから、金を貸した見込み違いは少なくともあることは間違いない。一方は過失がない、一方は過失がある。それは故意的な責任まで、つまり誘導、あおり立てをしたかどうかということまでは争ひがあるにしても、こうなりますと、どうしてもやはり銀行、商社の責任、応分の分担ということは何としても考えてもらわなければならぬのじゃないかと私は思ひます。

その点で中島参考人、非常に明快に断ぜられましたが、おっしゃいましたように、背景資本が系列会社をわれ知らぬというので捨てていく、一時対応はよかったですけれども、最近またそういうふうになつてきた。それはやはり国の姿勢、われわれ立法府の姿勢も、こういうときに大企業を免罪せんがとき言動が多少でもあらわれるところに彼らが高姿勢になる原因があるのじゃないか、非常に遺憾に思つておるわけでありまして、

そこで、組織労働の中島さんに最後にお伺いしたいのですが、各参考人とも、安定基本計画の策定あるいは業種の指定のそういうあらゆる段階で労働者の協議が必要であるということについては、ほとんど御意見は一致されていたと思うのです。形はともかくとして、ところが、中島参考人だけは、協定書を添付させるような義務をとい

うふうに、非常に強く具体的に申されました。これは非常に特徴的だと思ひますが、この協定書の添付を義務づける、これは業種の指定の段階でも安定基本計画の策定の段階でも、こういう御主張のように伺ひましたけれども、それでよろしいのかどうか。そういう場合、協議で足りない、協定書の添付を義務づけた方がいいのじゃないかという御提案、御意見、この理由をひとつお伺ひたいと思ひます。

○中島参考人 協定書の添付を義務づけることを要求いたしましたのは、多数組合と少数組合があった場合に、多数組合とだけ話をして、そして労働者の総意であるがごときことで全部やってしまう、そういうことがかつて日米繊維協定のときもあつたものですから、したがって、その経験から、少数組合といえども、事は生活権の問題でございまして、きちつとした双方の協定書を添付すべきであるというふうに考えます。大変いやな話ですけれども、つまり申請に乗っからないと退職金が出ないとか何とかという形で、少数組合をかける例が多いわけです。したがって、少数組合といえどもそういう権利をぜひ保障していただきたいというふうに思ひます。各段階で必要だと思ひます。

○安田委員 どうもありがとうございます。時間が来ましたので、ほかの参考人の方にもお伺ひしたいことがあるのですけれども、これで私の質問は終わりたいと思ひます。

○山下(徳)委員長代理 大成正雄君。○大正委員 大変長時間にわたりまして、参考人の皆さんお疲れでございまして。最後でございまして、ひとつ御協力をいただきましたことと存じます。時間の関係もありますので、合議、造船といったこと、時間があれば最後に、総評、同盟の代表の方にお聞きしたいと思います。

最初に、合議関係でございまして、私は、本法が成立してその効力を発生したにしても、日本のこの産業構造の改革にどれだけの貢献できるかといったことは、なかなかむずかしい問題だと考え

ております。特に合議の場合には、この設備廃棄以前の問題としてナフサの問題、途上国との輸入問題、こういったことが先ほど来御指摘のとおりでございます。

そこで、いま業界が一部グルーピングを進めておるわけですが、共販会社等のグルーピングと同時に、また合議の再編成は石油化学の再編成にこのまま結びついていかなければ、本當の意味の構造政策は成り立たないというふうな考えでおるわけでありまして、したがって、石化、合議、同業界の組合の皆さん方にとっても、この業界の再編成というのは重大な問題だというふうな理解をいたしておるわけでございますが、そういうこと等に対する考え方が第一点。

第二点としては、率直にこの合議問題は韓国問題であるとも言われているように、わが国自身が協力したその結果が、所産がブーメラン現象として皆さん方を苦しめているといった結果になっているわけですが、アメリカの労働者がこの輸入規制等については相当の力を発揮しているわけでありまして、御組合等においてはそういった不当廉売関税の適用等についてどのように考えておられるか、それをあわせて承りたいと思います。

○宇佐美参考人 いま合議関係の再編問題が出てきているわけでありまして、これはちょっと経過を申し上げますと、いつとき合議というのは、繊維全般の不況の中でもまだよかったのです。在庫もそんなにふえていない、微増の状況の中で価格が急落を始めた。これは何かというと、結局各企業の国内におけるダンピング競争があった、いわゆる安売り競争があった。そういう点からいいますと、何らかの形で共販会社等のグルーピング化をしていくということが大変大事なことだ。私も、汗してつくられたものがコストを割って販売されるということはよくないことだ、国際的にもダンピングはよくないことだ、あるわけですから、国内でもコストを割るようなことは許されるべきではない、そういうことで、こういうグルーピング化の方向につきましては、そ

ういう安売り競争を防止する上で大変大事なことだということ、方向性としては私どもはこれを是認する。ただし、そこはどう雇用の問題が起きるのか、そのことを大変気にいたしております。

それから、韓国等の問題につきましては、さっきも触れましたように、主として合議の糸、綿で入るよりも製品で入ってくるという率が高い。このことについての基本的な対策を繊維業界全体が考えていかなければならない問題だ。

そのことよりも一番問題は、アメリカ等の合議の価格が日本の価格と比較して大変安い、そういうものにつられていわれる輸出のような状態が続いているところに問題がある。そこで、ではアメリカが一体コスト割れで物を売っているのか、あるいは原料、コストが安いためにそれでも採算に合せて売っているのか、その点が大変重要な問題でございまして、この点については、私どもも労働組合なりに十分研究を進めて、競争力を保つという努力をしていきたいものだと考えているところでございます。

○大成委員 ありがとうございます。

畑田さんですが、造船も同様に本法以前の問題として重大な問題を抱えております。重病人が手術するというならば、手術に耐えられる体質をつくるのがまず先に立たなければならぬ。スクラップ・アンド・ビルドであるとか、あるいは官公需船の耐用年数を繰り上げて発注を促進するとか、あるいは途上国に対する資本協力であるとか、あるいはナショナルプロジェクトを推進するとか、いろいろなことはいま言われておるわけでありまして、船も造船もすべて一切が法律的には政府の許可手続によつて今日まで進められ、集積した結果がこうなつたわけですから、国の責任において手術に耐えられる体質をつくるという、仕事を創出するということが非常に大事なことだといふふうに私たちは理解しております。

それがためには、スクラップ船の公団ぐらいはつくって思い切つて対応していかなければ、解雇

作業そのものも進まないというふうにも理解をしておるわけでありまして、現場認識として、組合の責任者として、目先何を要求するかということになれば、人事を要求する、こういう立場だろうと思うのですが、そういう意味において、この解雇船等の仕事の創出に対して組合としてはどのように対応していこうとしているのか、どのような要求をしておられるのか、まず承りたいと思っております。

〔山下(徳)委員長代理退席、委員長着席〕

○畑田参考人 仕事創出の問題につきましても、私どもこれまでいろいろ三年間、それぞれ産業政策という形の中で要求をいたしてきております。その中で、スクラップ・アンド・ビルドの問題なり、あるいは二重底の問題なり、その他のいろいろな要求をいたしておるわけでありまして、これらの措置は当面の対策でありまして、今後の造船産業の将来のあり方をどのように求めていくのかという一つの課題があるだろうと思っております。

これらの点について、やはり従来のような二年分も三年分もの需要量があるという状況がとうてい今後は望めないという状況にありますから、そういう点については、やはり新たな需要創出としてのいろいろな海洋構造物とかその他の新たな需要創出を図るための研究開発、こういう点についても一層努力をしていかなければならぬだろうし、その点については、一産業、業界ということだけではいけない面も、そういう面にあたつてきまうとかかわつてくると思うので、そういう点には政府としての研究援助その他の政策的な援助が必要になっていくのではないだろうかというふうな考えております。

もう一つは、もちろん雇用という面からそうした仕事の創出ということも重要でありますけれども、もう一つは、午前中の意見の中でも申し上げましたように、今後の低成長下の中で、一定需要量が、仕事量が限られた中でやっていくようになっていくということになりますならば、いわゆる

雇用確保のための雇用創出、雇用機会をどのようににつくり出していか、このことを真剣に考えていかないと、仕事の面だけでは解決しないんじゃないか。そういう点では、現在企業段階で進めておりますような労働時間の延長とか、定年の切り下げだとか、あるいは賃金カットだとか、そういう方向ではなくて、やはり労働時間の短縮、あるいは週休二日制、あるいは労働密度を緩めてゆつとりのある労働というところの中で雇用の創出を図っていく、こういう取り組みをしないと根本的な解決にはなつていかないのではないかと、このように考えているところでありまして、いわゆる個別企業の段階ではそういう面にはないという状況がありますから、これはやはり政治的、政策的な立場の中で、もっと政府がそういう点についての総合的な雇用対策として取り組みを進めていただく必要があるんじゃないかというように思っております。したがって、当面の対策と将来展望に立った対策というものを考えていく必要があるし、造船の場合は、そういう点に向けての抜本的な立場からの問題のとりえ方と研究、検討をしていかないと解決にならないのではないかと、このように考えておる次第であります。

○大成委員 時間がありませんが、宝田さん、河野さんにできれば承りたいと思っております。

目下春闘が進められておりますけれども、二百二十円を割るような厳しい円高不況あるいは構造不況、一般的にそういうムードの中で春闘で御苦労の多いこととは思いますが、ともかくこの御参列いただいているような不況業種の組合の皆さんと、一面また、苦しい中にも日が当たっているといった円高差益を十分吸収して利益の配分が可能であるといったこと、あるいは親方日の丸といったそういう不況知らず、こういういろいろあるだろうと思うのですが、日本全体の労働者のすべての利益をお考えになっておられる皆さん方とされまして、この構造不況に働く労働者の地位の安定確保の問題、あるいはその労働力の質と量の再編成の問題とか、いろいろむずかしい問題があ

ろうと思いますが、大まかな質問ではございますけれども、この機会にひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。構造不況産業に働く人たちに對して全国組織の組合としてどのようにお考えになっておられるかを、大まかではございますが、承りたいと思います。

○宝田参考人 今日社会に人並みに生きるためには、たばこの値段は別に所得で差があるわけじゃない、社会的な生活費というものは、どの企業に働いていっても、不況産業であるとかないとかいうことにかかわらず、ほぼ一定でありますね。これは学校の修学旅行の経費も別に差がないわけでありまして、いろいろな意味で、ナショナルセンターとしては、労働の重い軽いとか、労働時間が長い短いとか、そういう当然出てくるディファレンシャル、違いですね、そういう賃金の差は認めますが、いわゆるディスクリミネーション、賃金差別ですね、人種が違ふとか、性が違ふとか、年齢が違ふとか、職場が違ふというふうなもののは極力なくすというのが賃金政策の一般論であります。ですから、われわれとしては、やはり世間並みの労働条件というものを、中小であるとか不況であるとか、そういう条件にかかわらず、やはりできるだけ守るべきだというのが原則でありますね。決してその差を認めるわけにはいかない。中小だから低くていいとか、不況だから低くていいというふうなことは原則としては認められない。

だが、現実問題としてやはり格差があったり、賃上げに格差が出てくるということは、これは実態でありますから、やむを得ないと思うのであります。それをまともに肯定しますと、やはり賃金というのは支払い能力で決まっちゃうんだということになりますので、われわれとしては、一般論といえますが、原則はあくまで原則、問題は原則からのずれといえます。ですから、やむを得ないときはやはりやむを得ないのでありまして、そのことをどうこう言っているわけじゃない。しかし、

そのことによって原則は変えないという立場をナショナルセンターはとっております。

○河野参考人 構造不況産業の労働者全体に對して何を望むかというところでございますけれども、何といつても、まず当面の五十三年度については、政府が目標としております経済成長を確実に実現すること、これがまず第一だと思ひます。同時に、それは中長期にわたつても安定的な経済成長を実現すること。それから、望ましい産業構造をその中でぜひとも実現をしていくこと。三番目には、実はこれが最も重要なことでございまして、雇用保障体系というものをより体系化していくこと、これがぜひとも必要なことである。

当面の賃金の問題につきましては、確かに原則的には格差が拡大するということは望ましいことじゃありませんけれども、かといって、お話のとおり状況のいいところもあるわけでございますし、そういうところから、じゃ取れるものを取らないかということになりますと、よく言われておりますように、七・七成長を実現するためには一定の個人消費支出の拡大が必要であるけれども、それさえもできないとますます悪循環に陥るということになりますから、構造不況産業においても可能な限り賃上げをする同時に、取れるところはまたそれなりの状況に応じて可能な限り高い賃上げを実現していく。そこで当然格差が発生しますけれども、それは日本の産業構造がもと望ましい形になった場合に、再びまた着実にそれを縮小していくという努力をわれわれはしていかざるを得ないということだと思ひます。

○大成委員 ありがとうございます。ちょうど時間ですから……。

○野呂委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位には、長時間にわたり貴重な御意見を述べいただき、ありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

参考人各位には、御退席いただいて結構でございます。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○野呂委員長 速記を起してください。

○野呂委員長 内閣提出、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案を議題といたします。提案理由の説明を聴取いたします。河本通商産業大臣。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○河本通商産業大臣 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

本法律案は特許協力条約を実施するための手続を定めることを主たる内容とするものであることにかんがみ、特許協力条約の概要についてまず御説明を申し上げます。

特許協力条約は、近年における国際的な経済活動の緊密化及び技術交流の進展に伴い、外国における特許権の確立がますます重要となつてくる状況にかんがみ、外国出願の容易化、各国の特許庁における審査に要する労力重複の軽減を図ることを目的として一九七〇年に採択されたものであり、一八八三年の工業所有権の保護に関するパリ条約以来の画期的な条約であります。本条約によると、一つの国際出願をすることによって同時に複数の外国へ出願したのと同様の効果が与えられます。また、国際出願がされると、それが新しい発明であるかどうかについての事前調査、すなわち国際調査や予備的な審査、すなわち国際予備審査が行われ、その結果は出願人及び関係国の特許庁によって活用されます。

特許協力条約に加盟すれば、外国への出願が容易となり、外国における特許権の確立に大いに資することにも国際間の技術交流を促進することとなるため、わが国が今後とも技術立国、貿易立国として発展していく上においてきわめて有益であり、また、本条約は特許の分野における開発途上国援助を行うことを目的としており、この点においても意義深いものであります。

特許協力条約はすでに本年一月二十四日に発効しており、いわゆる特許大国である米国、ドイツ連邦共和国、フランス、連合王国、ソビエト連邦を初め十八カ国が加盟しております。また、わが国が本条約を締結することにつきましては、今国会において御承認をいただいたところであります。

本法律案は、この特許協力条約を実施するために必要な手続を定めるとともに、特許法等関係国内法の整備を図ろうとするものであります。なお、本法律案につきましては、昭和五十一年六月から工業所有権審議会において慎重な審議を重ねた結果、本年二月に「特許協力条約への加盟に伴う特許法等の改正に関する答申」が提出され、この答申に基づきまして作成したものであります。

次に、本法律案の概要について御説明を申し上げます。

第一に、本法律案は、特許協力条約の規定を受けまして、国際出願、国際調査及び国際予備審査についての特許庁と出願人との間の手続を定めることとしております。具体的には、日本語で日本の特許庁に国際出願をすることができるとし、国際出願をしようとする場合の提出書類、それに欠陥がある場合に特許庁長官が行う手続の補完、補正の命令、特許庁長官による国際出願日の認定、手数料を納付しない場合の措置等について規定しております。また、国際調査、国際予備審査に關しましては、特許庁長官は審査官に国際調査報告、国際予備審査報告を作成させることとし、その場合の手続、出願人の補正書、答弁書の提出等について規定しております。なお、特許庁が受理する国際予備審査の請求の件数につきまして

は、当分の間は、これを制限することができるとしてあります。そのほか、国際出願の正確かつ円滑な遂行の確保が強く要請されていることにかんがみ、特許庁に対する手続の代理を行う者の資格につき必要な規定を設けてあります。

第二に、わが国の特許または実用新案登録を取得しようとする国際出願について、これを現行法の国内手続にながため必要となる特許法及び実用新案法の改正を次のとおり本法律案の附則において行うこととしてあります。

すなわち、わが国を指定国に含む国際出願は、その国際出願日にわが国にされた特許出願または実用新案登録出願とみなすこととし、出願書類が外国語で作成されている国際出願については、原則として最初の出願の日から二十ヶ月以内に翻訳文を特許庁長官に提出しなければならぬこととしてあります。この段階以降は、この翻訳文に基礎を置いて出願の処理または審査を行うこととしており、そのための所要の規定を整備してあります。なお、国際出願が正確に翻訳されなかったために、出願に係る発明、その出願に基づいて与えられた特許等の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合については、審査の段階では異議申し立てにより拒絶することにより、また、特許または実用新案登録後においては無効審判の請求とそれに対する権利者の訂正審判の請求とを組み合わせることによって措置することとしてあります。そのほか、翻訳文の国際公表、条約に基づく補正の取り扱い等につき規定してあります。

第三に、弁理士の業務に国際出願に関する事務を追加することに伴う弁理士法の改正、特許庁が国際調査及び国際予備審査に関する事務を行うことに伴う通商産業省設置法の改正等を本法律案の附則において行うこととしてあります。

なお、本法律は、特許協力条約がわが国について効力を生ずる日から施行することとしてあります。以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○野呂委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○野呂委員長 内閣提出、特定不況産業安定臨時措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 運輸大臣が時間の関係でお急ぎになるようですから、先にお尋ねをすることにします。

造船業の不況回復の見通しというのはどうなるんだらうか。この間、真藤造船工業協会会長に委員会に参考人としておいでいただいております。その中、五〇％の設備廃棄だ、それにしてもいま三百万トンぐらいの受注量しかない、きわめて深刻な意見を聞かされてもった。もちろんそれは陸上部門もありまして、造船だけということではないわけでしょうけれども、それにしても問題なんだというふうに思うのですが、見通しをどう立てていらっしゃるんですか。

○福永国務大臣 中村さんがお話のように、造船業はいま非常に苦しいあえぎの中にあるわけでございます。そしてこれがもうすぐによくなるといふような見通しでもございせん。世界一を誇っていたわが国の造船業が、ここに参りまして世界的に需要が衰退した。日本それ自体でもなかなか容易でない事態にある、こういうようなことである。いろいろなかことが加わり、かてて加えて、円高等の現象からいたしましていま注文を差し控えるというふうな状態でございますが、もちろん船舶の場合はいままでそういうことではないと思ひます。ある程度たちますと船をつくらずにはいられないというところもあるわけであり、そういう場合に、わが国はほかの国よりも優秀だし、注文もや

がて来るといふことにはなりましようが、漫然とそういうことで安心はとめてもらいたくない、こう思うわけでございます。五〇％云々というふうな程度までと言ふ人もあるし、まあそこまでいくまいと言ふ人もあるのでございすが、そこらあたりは、いずれにしてもそういう言葉が出るほどに深刻であつて、いま中村さんのおっしゃる見通しということにつきましては、近い将来にはがらつとよくなるというふうなことはまだなかなかむずかしい、こう言わざるを得ないと思ひます。

○中村(重)委員 たしか日経新聞で対談をされている。そのときも真藤さんはたゞいま私が申し上げたようなことを言つておられたのですよ。委員会ではそこまではおっしゃらぬのではないかと思つたところが、委員会でも言われた。いま日本の造船の建造能力というものは二千万トン程度ですね。現在その四分の一程度の受注量しかない。世界全体で一千万トンといふますから、これは大変な事態で、真藤さんが言われる五〇％の設備廃棄ということも、現在の情勢からいふならば奇想天外のことではないということになるのです。そうすると、五〇％の設備廃棄をやつて、今度はどうなるんだという問題がまた起こってくるわけですね。

それと、真藤さんが述べられた意見等を裏づけることになるのかどうかかわりませんけれども、いま造船施設部会で脇村義太郎さんが座長になつて討議を進められて、六月をめどに建議をするといふことなんですね。いま審議をいたしておりますこの法律案が動き出すのがちょうどそこらになる。大体そこを目安にしていま討議に入つたんだらうと思ひます。そうすると、ここで基本計画をお立てになるんだけれども、その基本計画といふのは業界の意見がやはり中心になつていくだらうと思ひます。いまの脇村委員会が議論している問題を尊重するといふことになるわけでしょう。か、どうなんですか。

○福永国務大臣 いろいろその種の御検討をいたしておりますが、そうした高度の専門的知識等も加えた御検討に対しては、われわれは大いにこれを尊重して対処する、こういうことでありたいと存じます。

○中村(重)委員 申し上げたように、仮に五〇％の設備廃棄をやつて、そして現在受注をやつていゝる状態からいたしまして、外国からの受注難といふものを、五〇％設備廃棄をしても一〇〇％の操業率の確保は期待が持てない。どうして食いつたぐのかといふことについては、官公庁船のスクラップ・アンド・ビルドですね。船舶がもつて十三年とか十五年とか言つておるのですが、それをスクラップしてもらつて、そして優秀な船につくりかえをしてもらつていふことを政府に強く要請したい、こう言つてゐる。それから民間に対するスクラップ・アンド・ビルドといふことで協力を求めたい。船主協会の意見も運輸委員会聞いてみたのですが、協力の方向ではあるわけですが、さうして財政的な措置をどうするかといふ問題が出てくるわけですね。これに対してはいま船主協会と造船工業会との事務レベルで詰めの段階に入つていゝるということですから、前向きに取り組みであるうといふことは考えられます。そうしたことに對する見通しをどうお立てになつておられるのか。協力可能かといふ点。

それから、官公庁の船、たとえば巡視船であるとか監視船であるとか、まだいろいろあるわけですが、それとも、そういうものもやはりスクラップ・アンド・ビルドといふことで計算の中に入れておられる。そしてこれで生き延びていくんだ。それで、大臣がお答えになつたように、いつまでもこういう状態ではないだらう、船は寿命が来るんだから廃止もあるだらうといふような、それは単なる希望的観測ではなくて、ある程度の期待感を持つてもよろしからうと思ひのだけれども、そう甘いものではない。これは単に造船の経営者の問題とか労働者の問題だけではなくて、造船業といふのは地域経済に密接な関係を持つておるだけに、これはきわめて重要な問題点であるわけですから、そこらに対する大臣の見解をお聞かせいた

だきたいと思ひます。

○福永国務大臣 官公庁船のスクラップ・アンド・ビルドというようなことは大いに進めなければならぬし、民間でもそういうようにあつてもらうように、われわれの施策としてはぜひそういうふうに向かうようにいろいろ心配しなければならぬ、こういうように思ひます。その他輸出船もかなり多いのでございますから、どうしても輸銀の資金を確保する等の処置等も要るのでございすが、私は、実はこの節はかの大臣各位等とも相談しながら、船そのものの需要の確保ももちろんしなければならぬが、先ほどから中村さんも御指摘のような事態等もございしますので、船は大いにやるのではあるが、同時に、必ずしも船でなくとも何とか造船の技術が生かせるようなものをつくる。そういうことから、今度の公共事業等についても、橋その他の船の關係で仕事は何とかなるようになりいろいろ心配してくれるようにというので、建設大臣等にもそういうものを考えてくれ、特に造船が不況であえいでいるような地帯へそういう仕事をというようなことである程度話をし、よく理解してくれて対処してもらつておりますが、これがさで急に大量にというわけにはななままいりません。

特段の力を注いでいくべきだ、こういうように考へております。

○中村(重)委員 おつしやるように、新しい需要の開発ということ。それから、造船の場合も、この間から石川島播磨で新しい船を開発してブラジルに輸出をしたということがありますね。これは河本通産大臣が一番専門家でいらつしやるので、後でお尋ねもしたいのだけれども、大手はそういう方面に力を入れなければいけないのじゃないですかね。先ほど参考人として労働組合の代表八人にここへおいでいただいた。その前は経営者の方々においでいただいた。いろいろ御意見を伺つた。大手は陸上部門が六五%といひますね。船はわずか三五%だといひます。それから、造船技術者といひのは五百種類ぐらゐの技術を持つてゐるということですから、いま大臣がお答へになつたように、きわめて多角的なそういう方向に積極的に取り組むということが必要だ。

だから、私が大臣に申し上げたいのは、こうして委員会が質問がある。当然だと思へば、それはそのとおりだからやらなければならぬ、こう言う。ただ委員会だけの質疑応答という形で終わるといひ感じがしてならない。そういうことであつてはいけないのだと私は思ふのです。多様な技術を持つてゐるけれども、船だけしか使えない労働者といひものは相当な数、これは圧倒的多数だといひようにしか考えられないですからね。してみると、具体的な問題としてどうするか、船の建造についてどうするか、LNG船の問題についてはどうするか、どこが隘路か、いま一隻つくつてゐるけれども、今日までテストだにしてゐない、どこに問題があるのかといひたように、やはり大臣に突つ込んでいってやらなければいけない。

もう一つは、五十三年度の予算は、景氣回復といひので超大型予算をお組みになつた。公共投資だ。なるほど私も公共投資を否定するものではない。ないのですが、それと変わらないぐらゐの迫力でもって船をつくるということに取り組んでいかれたらどうですか。古い船はつぶしたら

いいですよ。そして新しくつくればいい。

きょうは海上保安庁からもお見えになつていらつしやるのだけれども、現在の巡視船の状態はどうか。いろいろ海難事故といひものが起つてきてゐる。ところが、船がないために十分なそういう調査もできない、捜索もできない、そういう深刻な事態が起つてゐますよ。

この間、二月二十八日に突風がありましたね。大変な大しけを食つて船が沈没、行方不明といひことがあつた。私の県でも二十八日に、竹島丸といひのだけれども、十二時三十分ごろ無線で連絡があつた。毎日十二時から十二時半までに連絡する、こゝ言つてゐる。ところが、三月一日は連絡がない。三月二日も連絡がない。連絡がないからどこかで避難をしてゐるんだらう、仮泊をしてゐるんだらうといひうなことで、それをあいつたような異常な天候の中で、毎日十二時から十二時半までに連絡があるのが慣習だからあるんだらうといひうな安易な気持ちでもって、無線局の方から積極的に状況を調べようとしなかつた。そして今度は、船には僚船がありますから、僚船が、竹島丸の姿が見えないので、どうしてゐるんだらうといひので無線を送つてみたところが、返事が無い。これはおかしいといひうわけで無線局の方へ連絡して、無線局が今度は三月三日に送つてみたところが、何にも返つてこないです。返答がない。それで初めて、おかしい、これはやはり遭難をしたんだらうといひうことで動き出したのですよ。

中二日以上ブランクがあるのですよ。ああいつたような異常な状態だから、毎日十二時から十二時半までに連絡がある、だけれどもこういう状態のときは平常なときのような態度であつてはならぬ、そういうことでないといひけない。しかし、その後は海上保安庁長官が本場に陣頭指揮をして、従来になつたような取り組みをしたことは私は認めるのです。認めるのだけれども、やはり船が不足をしてゐるためにおのずから制約があるのです。

もう一つ、長崎県に第二十八恵比須丸といひのがある。これも同じように二十八日に遭難をして

いるのです。三月の十五日に、おかしいな、どこからも連絡がないからといひて動き出したのです。十五日間ブランクですよ。そして今日に至るまで、どこへ行つたのか、破片すら出ないものだからわからない。手の打ちようがない。

そこで今度はどうすると思ひますか。これはいま研究を海上保安庁もしてくれてゐると思うのだけれども、船の木切れも何も漂流をしてゐないものだから、失踪といひうことになると思ひます。除籍ができません。除籍ができれば保険金がもらえないですよ。働きの者は恐らくもう死んでおるだらう。しかし、破片だつてないから葬式も出せない、除籍もできない、保険金ももらえない、家族全部がどうにもならぬような状態に陥るのである。この問題はこの問題として、やはり運輸大臣が関係大臣とも話し合ひをして結論を出したいだかないと余りにもかゝいそうだと思ふ。

それから、こういう事態に陥るといひうことも、役所の単なる怠慢といひう形で片づけられない。飛行機にしても限度がある。船にしても限度がある。こういう実態ですから、老朽船をつくりかえるスクラップ・アンド・ビルドはそれなりに必要なんだけれども、それだけでは不足なんだから、やはり新しく船を建造していくといひうことでない、これは大変な社会問題であり、人道問題になると私は考へる。このことについて大臣はどう考へになるのか。

単にそうしなければならぬ、そう考へますといひうのではなくて、大臣は非常に情熱豊かな人柄であるといひうことは私もよく承知してゐるわけですから、あなたのそのような情熱、その人柄、その責任感といひうものを私はこういう問題の解決のために積極的に取り組んでもらうといひうことでないといひけないと思ふ。お考へ方を聞かせたいだきたい。

○福永国務大臣 大変有益な御注意もいただきまして、ありがたく存ずる次第でございます。実は私、今度運輸大臣になりまして、ちょうど時期的に、まあそれまでに予算等についてはある

程度の折衝が進んでおった時期でございましたが、御指摘のように二百海里時代に入つて、海上保安という見地からはもう大変広い海域になつたのでございますから、ここで画期的にそういうものをふやす、ましていんや、先ほどのお話のように古いやつはスクラップ・アンド・ビルドをやるといふようなことで、私、確かに就任いたしましたので命令をしたのでございますが、ある程度進行しております。今度としてはそう大臣のようなむちやくちやふやすことはできないというような話等がございましたが、私は正直に申し上げます。最初に考えたとおりいかなかったことを残念に思っておりますが、それだけに、たゞいまお話のあるようなことについては、次の年度の予算と言つていたんじやちよつと遅いと私は思います。これについては何らかのタイミングをとらえて、ぜひいまいのお話のあったようなことを頭に置いての措置を講じたい、こういうふうに思っております。

役人なんてものとは言つとまづいが、役人なんかは、中村さんや私どもがこうだと言つて画期的にしようとなつてもなかなかで、前の年がこうだったから何%、何%増してということになりやすい。そこで、そういうところは、われわれのような者が、そういうことではいかぬのだ、ましていんや、ここで二百海里時代に入つたという大きな変化のあつたときにそういうことにすべきだ、いまや日本は海洋国として何よりもそういうことが大切だ、こういうふうに思います。しかし、先ほどもおっしゃるやうに、そう思うだけではこれは話になりませんので、ぜひできるだけ早くそういうことにしたいと思ひます。

竹島丸、第二十八恵比須丸等の事例もお引きになりましてのお話、何しろ私、そのお話を伺いながらそう思ひました。船がそういうことになつた海上保安庁の船、特に飛行機なんか載せたやつも今度つくつたわけですが、こういうものがうんとあつたらそういうことにならなかつたかもしれぬというようにことを考えますと、本当に急いで

その種の措置を講じなければならぬと思ひます。

そこで、御指摘になりました委員会だけの質疑応答でなくとおっしゃるのも、まことにそうだと思います。この応答の結果がこういう結果になつたというように必ずしたい、こう思つております。多少やればできるようなことを言つていただきましたが、なかなかそういくかどうかは別といたしまして、ある程度何とかそういうことを、できることなら大変はめていただけるようなことになれば結構なんです。せいぜい努力したいと考える次第でございます。

○中村(重)委員 大変熱意のある前向きな答弁で、私は期待をいたします。

そこで、向井次長お見えですから、除籍の問題も含めて私が具体的な問題について触れましたね、それらの点。それから、現在の巡視船であるとか監視船は——これは自治省でないとよくわからないのだからけれども、あなたの方でつかんでおられる限り、時間の制約もありますから、ひとつ中心的なことをお答えください。

○向井政府委員 お答え申し上げます。

まず、海難の点でございますが、数字的なことを少し申し上げますと、昭和五十二年におきましての要救助海難船舶二千三百六十九という数字になつております。結果的には、五十一年に比べまうなこともあつて、一%ほど減つておるといふような状況でございますが、それにしてもかなりの海難船舶が出ておるといふことでございまして、その中に先ほど具体的に御指摘ございましたが、遺憾な結果になつたという事例も確かにございます。これに対しまして海上保安庁といたしましては、船艇三百十二隻、それから三十六機の航空機というのが現勢力でございまして、これが百四十五の基地に配備されておまして常時即応体制を整えておる、さらに、海難多発海域に対しましては前進哨戒等の手段も講じておるといふやうな

なことで、できるだけ努力はいたしておる、現場の方では一生懸命やっておるといふのが実情でございますが、先ほど申しましたような悲しむべき結果を生じておるといふことに関しては、まことに残念に存じております。

それから、最近の実情でございますが、先ほど大臣からも申し上げましたように、領海の拡張、二百海里漁業水域の設定に伴ひましていんや新海洋秩序の時代に入りまして、海上保安庁の業務が飛躍的に増大してくる、これに対応いたしまして、現在のところ先ほど申しましたような三百十二隻の船艇、三十六機の航空機、これは全管区に配備されておるわけでございまして、全国的にも応援体制をとりまして、ソ連漁船が出漁しております北方海域等に重点的に配備をして、現在までのところ何とか円滑な業務の実施は確保しておるといふことでございまして、このような応急体制といふものをいつまでもとっておるわけにもまいりませんので、五十二年度から予算的措置を講じまして、大幅な船艇、航空機の増強が図られてつある。具体的に申し上げますと、三千八百トンのヘリコプター搭載型の新鋭巡視船三隻、千トン型の新鋭巡視船十隻、三十メートル三十ノット出ます高速巡視艇八隻、大型航空機三機、中型ヘリコプター十機等がこの間に増強のめどがついたといふことでございまして。

これによりまして、一応漁業水域の監視等も現在よりは格段に充実するし、いま先生御指摘の海難に対しまして対応体制もより一層充実されるという見通しはございまして、しかしながら、今後の情勢といたしましては、やはり新海洋秩序の進展、海洋法会議の状況等もございまして、どのような情勢の進展があるか、かなり流動的な面もございしますので、その辺のことも踏まえ、それから、御指摘ございました海難の実情とこれに対する対応体制の充実といふこともより一層考慮いたしまして、これらの体制を整備すべく懸命の努力をいたしてまいりたいといふふうに考えております。

このやうな船艇、航空機の増強におきましては、

老朽した船艇の代替ということも当然考えられるわけでございまして、先ほど申しましたすでに予算措置のとられております分におきまして、耐用年数経過分の代替建造として計二十一隻の巡視船艇が計上されておるといふのが、現在のところの実情でございます。

○中村(重)委員 海難船の除籍の問題。

○向井政府委員 この問題につきましては、ただいままだ検討中というところでございます。

○中村(重)委員 深刻な問題として私はお尋ねをしたわけなんです、大臣、いまお聞きのとおりだ。こういう問題でも検討中。お役所だから、検討しないで何もかもやりなさいとも言えないのかもしれないけれども、現実とは余りにも遊離するわね。

それと、いま次長の答弁を聞いておつても、いかにもこれで満足しているようにしか聞こえないんだ。実際五日かそこらです、いままで捜査は。話にならぬじやありませんか。ただ、今回のやうな海上保安庁として大きな黒星になるものだから、私は、ずいぶん努力をしておりますといふことで、あなたの方の立場が悪くならないように申し上げただけけれども、どうもあなたの答弁を聞いていて、これでもう満足でございます、それで大丈夫でございますと言わなければかりの答弁なんじや話にならぬ。わずかな期間でしょう。今回の私が挙げた竹島丸とか恵比須丸の場合は、黒星だから力こぶを入れたのですよ。普通はそういうことをやらない。いままで私も、何回もこの海難事故の問題については出先の連中と折衝して、もっとやりなさいと言つて相当厳しく頼んで、一日延期してやるというそんな状態ですよ。出先は、船がないのでどうにもならないですと言ふのですよ。あなたの方は役所の中にでんと座つておられるから、そういう生々しい事実はおわかりにならない。

だから、もっと積極的に、船をつくつてくださ、これは船足が遅くてどうにもなりません、もっと大きいのでないと海が荒れたときはどうにも

らないのです、こういう実態でしょうが。こういうことをじゃんじゃん大臣に言いたくない、いまのような大臣が前向きな答弁をしたのだから。そういう迫力のある、打てば響くような対応でないと話になりません。肝心なめめあなたの方が、そういうような御満足でございまして、いった態度じゃ話になりません。十分ひとつ反省もしていたかなければならないというように思います。

○河本國務大臣 船の方は運輸省の方から御答弁になるのがよろしかろうと思っております。私は、エネルギーの面から、日本としてどこでいま LNG を確保しようとしておるかについて、荷物の面から申し上げてみたいと思っております。

○中村(重)委員 運輸大臣、いまエネルギーの立場から通産大臣もお話しになったのです。現時点の問題、将来の問題ということから考えると、いま置かれてある深刻な造船不況をどう回避するかという点については、業界からも強く要求されている。スクラップ・アンド・ビルドの官公庁船ありは民間船の協力ということ、そして LNG 船の問題も、もう一隻はできていてテストがまだできていないという状態、これもようやく技術も認められ、日本で建造するといふ可能性も期待が持てるというわけです。積極的に当面の危機を回避する努力はしてもらわなければなりません。先ほどの決意のほどで理解をしたわけでありまして、そうすると、将来計画の問題を含めて関連をしてくるのは、いま審議をいたしております特定不況産業安定臨時措置法、これは仮に五〇%の設備廃棄といふ建議がありまして、それをそのとおりやるのかどうか。さらに、これをやります場合に、格納であるとか休止であるとか廃棄であるといふような、方法はいろいろあるわけでありまして、だから運輸大臣としてはこの法律がどうしても必要であるとお考えになつていらっしゃるのかどうか。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○福永國務大臣 こういう方面に大いに意を注いでいかなければならないと考えておりますが、率直なところ、いままでのところではまだ大したところについていないことを非常に残念に思うわけでございます。私は、この問題、せつかくのこういうものをひとつと伸ばして、世界に先んじてうんと開発をしていくということになればと考えておりますが、詳細は局長の方から答えさせていただきます。

○中村(重)委員 運輸大臣、いまエネルギーの立場から通産大臣もお話しになったのです。現時点の問題、将来の問題ということから考えると、いま置かれてある深刻な造船不況をどう回避するかという点については、業界からも強く要求されている。スクラップ・アンド・ビルドの官公庁船ありは民間船の協力ということ、そして LNG 船の問題も、もう一隻はできていてテストがまだできていないという状態、これもようやく技術も認められ、日本で建造するといふ可能性も期待が持てるというわけです。積極的に当面の危機を回避する努力はしてもらわなければなりません。先ほどの決意のほどで理解をしたわけでありまして、そうすると、将来計画の問題を含めて関連をしてくるのは、いま審議をいたしております特定不況産業安定臨時措置法、これは仮に五〇%の設備廃棄といふ建議がありまして、それをそのとおりやるのかどうか。さらに、これをやります場合に、格納であるとか休止であるとか廃棄であるといふような、方法はいろいろあるわけでありまして、だから運輸大臣としてはこの法律がどうしても必要であるとお考えになつていらっしゃるのかどうか。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

○河本國務大臣 現時点でどうすべきか、近い将来にまたどうすべきか、いずれについても考えなければならぬわけですが、私は、造船業界のようなこういう業界について特に考えますことは、たとえば三年後とか四年後にこういうことが期待できるという観測が行われるとするならば、それはそれなりに、いまだに備えを食ひしばつても数年後に備えるという意気込みも出てこようと思つておられます。そういう面から、私は、まさに政治というのには先が明るい見通しになるような施策をしなければならぬということに強く感じております。

うことになり、資金等については、私どももできるだけ努力をして、政府もよくやったということでありたい、こういうふうに思うわけでございまして、まあそういうようなことをいろいろ考えつつ、今後に対処したいと存する次第でござい

○中村(重)委員 いまお触れになったように、この法律は設備廃棄だ、いわゆる後ろ向きだ、それだけではどうにもならない。私もこれを審議するに当たって決定的なものとして問題視しているのは、前向きにどうするかという問題がないということ。この法律で後ろ向きも前向きも一緒に法制化できるのかどうかという、議論の分かれるところではないでしょうか、まあ必ずしもいいことだということにはそれなりに理解をします。しかし、それじゃ前向きをどうするかということ、これは明かにしていかなければならない。下がりが放しというのじゃ、これは話にならないのですから。運輸大臣の考え方は一応そこへ出たわけですから、前向きというものが並行してあるいは優先して考えられなければならない。労働大臣にも後で、それと関連をして雇用問題というのがきわめて重要でございまして、お尋ねをいたしますが、前向きの問題については、後で河本通産大臣の意見も十分伺ってみたいと思っております。

そこで、具体的な問題として、中小と大手の事業分野の調整がやはり必要だろうと思えます。通産省の方で事業分野の確保、調整に関する法律というものも出しまして、これはいま動き出しておりますが、かつては大手は大型を、中手は中型を、小さい企業は小型をというように、おのずから分野というものがあつた。いまはもうそういうことでなくなつて、タンカーがどれもないものだから、大手が大小を兼ねるで、ほとんど中小の分野を侵している、中小は悲鳴を上げる、そういう状態になっていきますから、やはり分野調整というものがあつた。冒頭大臣がお答えになつたように、新しい技術の開発、陸上その他新しい分野

を開発していく力があるわけですから、大手はそういう方面に力を入れるも、そうして地域と密接な関係を持ちます中堅のようなのは、やはり民間のスクラップ・アンド・ビルド、そういう方向にできるだけの力を入れていくというふうな、そうした分野づけというものが行なわれる中でやはり強力に推進されていく必要があるのではないかと、思うわけでございまして。これは労働問題との関連もあつてきわめて大切な問題であるわけでありまして、あなたのこの点に対するお考え方を、お聞かせいただきたいということ、それから、中小対策といたしまして、解雇事業の問題があるわけでありまして。

五十二年度の予算では、前は利子補給であつたのを、補助事業というところで一億四千数百万円の予算を計上したわけでありまして。平電炉の不況から、スクラップが非常に価格が下がつてしまつて採算がとれないというので、五十二年度の予算は計上したがこれが消化ができなかつたということ、五十三年度の予算計上がなされていないという実態であるわけでありまして、いま事情も非常に変わつてまいりましたし、相当助成をふやしても、こうした仕事を与えるということ、需要を創出していくということ、そういうことが私は大切であると思ひますから、この二点についてお考え方を、お聞かせいただきたい。

○福永国務大臣 まず第一点の、大きなと中小との分野をどうお話をさせていただきます。御説全く同感でございまして、ぜひそういうことであらしめたいと思ひます。

そこで、当面行政的にそういうことに大いに努力をする。まあ法律でそういうことを決めるといふのも、またいろいろ考慮すべきところもあるかと思ひますが、その立法措置はともかくといたしまして、ぜひ効率的に、先ほどからお話したような適当な分野で、その両者が大きいのも中小のものも何と仕事をやっていくようにと——いまでも確かにいろいろやっておりますが、私の答弁要旨なんかには幾らか書いてありま

すけれども、われわれから見るとそれは本当に大したことはないの、でございます。ですから、本当に実効あるような措置を講ぜしめるようにぜひやりたい、こういうふうに存じます。

解雇事業につきましては、実は私も初め、あんまり専門家でもありませんし、新しい予算では載つてないのでこれはどういふことだと言つてなりましたら、先ほども中村さんおっしゃつたやうな事情等もございまして、前に計上したが、その割りに使われなかつたというやうな事情等もあつたやうでございまして、それはそれなりに特殊の事情があつてそうなので、いまやそういうことであつてはならない。これもやり方によつては、りっぱに事業として成り立つと思ひます。でございまして、その種のことにについてはやるつもりなら何か方法がございましてと思ひます。私も関係の局長等にそれは言つてあることとございまして、予算がないからどういふやうなこととでなく、ぜひやれるやうに措置いたします。そういうやうにいたしまして、この苦しい状態のもとにある造船業にお役に立つことは、もう大小を問わず急速に促進するということを進めたいと存じます。

○中村(重)委員 事業分野の方は、造船に関する限りむずかしいです、建造許可が要するので、新たな法律をつくる必要はない。つくればなおいふこととでしようけれどもね。一番やりやすいのが造船ですよ。通産省なんてそんなことはなかなかやりにくい。何もかも法律をつくつていかなければ、行政指導にも限界があるということになるのですから。あなたのほうは建造許可があればむずかしいでしよう、許可をしなければいいのだから。チェックしていけばいい。ですから、やればできる、やらないだけの話だ、こういうことなんですね。

解雇事業もそうなんです。これはやはり大手の協力も必要なんです、私が申し上げたスクラップ・アンド・ビルドの問題との関連もここへ出て

くるわけですから。実態は、無理をしてでもやらないと、これはどうにもならないです。だから、いままでの発想を転換してしまふということ、す。そういうことで対処してほしいということ、強く要請をしまして、運輸大臣への質問はこれで終わりますから、どうぞお引き取りをいただきます。

そこで通産大臣、いまも運輸大臣といふ議論をいたした前向きか後ろ向きかの問題です。法案の名称は特定不況産業安定臨時措置法。設備廃棄をやつて、後ろ向きをやつて安定ということはどういふことか。それは切るものを切つてしまつて身軽くして、そして経営を安定させる、安定だから安定だ、こういうことで、禪問答じゃないけれども、そういうやうな答えになるのかどうか、わからないのだけれども、どうも安定臨時措置法という名称といふものが、特定のものの犠牲——あるいは端的に申し上げさせていただけは、これは銀行の再建法じゃないか、これが一番調う。笑う。そして労働者と関連中小企業が泣くのだ。特定のものを笑わせないで特定のものを泣かせない、そういうやうなことをやらないと、私は安定の法律案だということにはならないと思ふ。

そこで、本当に名実ともに安定する施策といふものはどういふことなのか、どうしたらよろしいのか、どういふことを考へているのかということについて、ひとつ通産大臣の御見解をお聞かせいただきたい。

○河本通産大臣 特定不況産業に対する抜本的な対策は、やはり思い切つた景気対策をやることだと思ひます。内需がそれによつて拡大をいたしますと、いわゆる構造不況産業の問題は、半分以上あるいはほとんど全部解決するわけであります。いま全産業の操業率が平均して七五%だ。中には一〇%近いものもありまして、中には五〇%以下のものもある。こういう状態でありまして、からいわけの構造不況産業という問題が起つてくるわけでありまして、産業全体の操業率がさらにここで一〇%でも上げられるやうな政策を仮に

強力に実行すれば、大半の問題は解決する。だから、構造不況業種に対する最大の対策というものは、やはり強力な景気対策だと私は考えております。

ただし、ここ五年間くらいを想定してみますと、五年以上先のことはよくわかりませんが、大体五年間くらいを想定してみますと、オイルショック以降の産業の構造変化によりまして、ある業種はますます忙しくなっておりますけれども、ある業種はどうかこの当分の間はむしろいい、このように判断されるものも相当あるわけでありまして。そういう業種は、その業界の大多数の方が希望されるならば、一番の根本は過剰設備の問題でありますから、過剰設備の廃棄のために政府は若干のお手伝いをいたしましょう、こういうことでございまして、実際は、業界が自発的に、政府のお世話なんかになりませんよ、そういう法律ができて自分たちは自分たちの力と工夫でありますよ、こういう業界があればいいわけでありまして。現に一、二の業界はそういう業界がありまして、私はそういう業界を高く評価しております。

この法律ができたからといって、決して強制するものではないと、こういう仕組みがございまして、どうして困る、こういう業界も多々ございまして、こういう仕組みをつくっておいて、そして業界の大多数の方々が、それではひとつ相談してこの仕組みに乗ってみようじゃないか、こういう場合にだけ利用していただく、こういうことでございまして、この法律ができませんと何か強制されるのじゃないか、こういう誤解等も一部にあるのでございまして、決してそういうことではないわけでございます。

○中村(重)委員 大臣の考え方はわかったです。わかったのですけれども、現実にはそれぞれ業界でもうすで取り組みをやっておる。そしてこの法律が動き出していくと、今度は基本計画を立ててやらなければならぬ。その場合に、不況業種対策と構造不況業種対策ということと、そこ

は私はちょっと違ってくると思う。いま稼働率七〇〇程度ということになってくると、もうすべてが不況だ、特定の好況業種は別にいたしまして一般不況だということになる。そうすると、景気対策をやるにいたしまして、いま大臣が一〇〇というお話がありましたが、そういうことは期待もしておられないだろうし、また、国際的な関係といたしたようなものもあつて、そういう情勢ではない。そこをどうするかという問題になって、基本計画を立てて、そしてそれに基づいて自主廃棄をやる、カルテルによる廃棄をやる。

それから、指示カルテルという形にいまこの法律の中心は構想していらっしゃるわけですから、その場合に、もし景気回復をするとかんなに廃棄をする必要がないのだからという形になりましても、廃棄してしまつてからではどうにもならない。その廃棄をする場合、負担の大きい方を先に廃棄をするということにだつてなりかねない。要するに老朽設備というものはもう減価償却が終わつてしまつて、身軽なつておる。優秀設備というものは身軽なつていない。だから、どうしても負担の軽減をするという形になってくると、そういう優秀なものを廃棄するということになりかねない。そうすると、景気回復との関係が出てくるわけでございますから、それに対してどうするかというような問題が、私はこの法律を動かすについて大きな問題点となつていくであらうというふうに実は考えるわけでございます。

だからして、業者が希望すればこうしてやるんだというそういう簡単な問題ではないのであつて、結局いま置かれてある実態の中からやはりそういう廃棄という方向に業者も強くこれを望み、基本計画を立てなければならぬということになってくるでしょうから、そこらのめどをどう置いておられるのか。たとえば七〇〇成長という場合に、この設備廃棄というものはほとんど必要がなくなつてくるのか。それらの関連もあわせてひとつ考え方をお聞かせいただきたい。

○河本国務大臣 七〇〇成長がことしの経済政策の

一番大きな目標でございますが、それじゃ七〇〇成長をやりますと、五十三年度末つまり来年の春の程度の平均の操業率かといひますと、今度新しい統計の方法ができましたが、この新しい統計の方法でございますと、大体八〇〇強ということでございます。五十四年度も総理は予算委員会等を通じて七〇〇の経済成長を続ける、こういうことを言つておられますから、まあ数%のお上りと思ひますが、それにいたしまして五十四年度末で八〇〇強というのが現在の目標じゃないかと思うのです。その程度しか操業率はいまのところ上がりません。

でありますから、先ほども申し上げましたように、ほぼ五カ年間を想定いたしますと、十幾つかの業種では相当設備が余る。ある業種では二、三割、ある業種では六、七割も余るのじゃないかと思ひます。そこで、ある業界で過剰設備の廃棄をしたい、こういうことで大部分の方々が同意をされてそういうお申し込みをされる、そういう場合には政府の方でも安定基本計画をつくることになるわけでありまして、その場合、やはり各方面の意見を聞くことが私は必要だと思ひます。各方面の権威者の意見をよく聞いて、そして間違えないように判断をしていく。いま、新鋭設備を廃棄したら一体どうなるのだ、こういうお話も出まされたが、そういうことも含めまして、さらに内需、貿易、幾つかの諸問題を含めて総合的に判断をして、安定基本計画をつくつていくということが大切だと思ひます。だから、安定基本計画をつくつていくことが一つのキーポイントだ、こう思つております。

○中村(重)委員 大臣が触れられたようにあらゆる方面の意見を聞くということ、これは当然であるわけですが、設備廃棄をする、ところが、実際は景気が回復して、そしてまた新しい設備をつくらなければならぬ、それが時間的ずれもあつて、今度は値段がどんどん上がつてきたということになつてくると大変なことになる。農業政策なんかそれがあつて、百姓は政府の言う逆なことを

やつておれば間違いないんだ、それが百姓の思想みたいになつてしまつて、そういうことに通産行政の場合もならないという保証はない。かつて織機を七十万機でございまして廃棄をした。いつの間にか六十六万七千機かやみ織機があらわれたんですね。そしてまたそれを買ひ上げなければならぬという事態が起つてきた。そういうような問題。それから、鉄鋼なんかの場合でもそうなんですよ。通産省の見通しというものは一億五千万トン、この設備を奨励をした。そして現在一億トンを割るという状態。そうした通産省の見通しという問題は、非常に大きく日本の産業経済に影響を及ぼすわけでございますから、絶対に悔いを繰り返さない、反省をしなければならぬということがあるような対処の仕方ではなければならぬ。そういうことを私は強く望みたいわけでございます。非常な不安は実は持つてゐるわけでありまして。

そこで、当面の問題として繊維なんかのことですけれども、これは乱暴な提言であるかも知れませんが、政府が余つてゐる繊維製品を買ひ上げて商品援助というふうなことを商品援助をするといふたようなことは相当抵抗がある。物を援助する、特に米なんかそうであるわけですが、ういふことが考えられないのかどうかといううな点。いずれにいたしましても、需要の創出というもののについては、これはむしやらと言つてもいいぐらゐに取り組みをやらないと、私は今日のこの不況、そして構造不況というものを回復していくといふことはむづかしいであらう、こう思ふのでありますけれども、いかがですか。

○河本国務大臣 私もお述べになつたこと、全く同感でございます。消極的に消極的に考えますと、たとえば先ほど来運輸大臣との間に造船問題についての質疑応答が続いておりました、私もその質疑応答を通じて感じましたことは、船だけをつくるというのであれば、あるいは二割とか三割、非常に惨めな状態にいまの造船設備はなつて

しまりのじゃないか、こう思います。

しかし、先ほど来、海上浮体構造物、そういう新しい分野の仕事をどんどん開発をしていく、これは去る二十五日の内閣拡大の閣僚関係会議でも海上浮体構造物の積極的な開発ということを決めておるわけですが、そういう分野の開発、それからさらに、最後の方でも中村さんお述べになっておりましたが、たとえば中小造船に対して解体事業を奨励することによって仕事をくり出してあげばいいじゃないか、こういうお話がございましたが、造船業というのは、私は船をつくるだけが造船業じゃないと思うのです。ときには船を解体するの造船業だ。船が足らないときには船をつくらなければならないし、船が余ったときには船を解体すればいいわけでありまして、そのようにやはり創意工夫をこらして、一方で仕事をある程度積極的にくり出していくことを考えながら、どうしても方やむを得ない設備だけは廃棄する、こういうことにしませんと、設備廃棄をいたしますとどうしてもやはり雇用問題に火がついてくると思ふのです。

いろいろ受けざら等も考えておりますし、それからまた積極的に対応策も考えていくということになってはおります。しかし、いざいいたしましても、それはあくまで消極的なことでございまして、雇用問題にとにかく果が及ばない、問題が波及しないということを考えていくことが一番大事だと私は思ふ。そういう意味で、ただ単に消極的にだけ考えないで、できるだけ知恵をしぼって積極的に仕事をくり出していく、そして設備廃棄をするにしても最小限にする、雇用問題に火がつかないようにしていく、こういう工夫がどうしても必要である、そういうことを考えながらこの法律の運用に当たっていきたい、このように考えておるわけでございします。

○中村(重)委員 藤井労働大臣、御見解を伺いた

労働行政は労働者の枠組みだけで解決できぬ、総合経済政策の一環として進めてくれ、こう言われたというように語っていらっしゃるんですね。労働大臣、非常に意欲十分であった。

私はあなたとは同期生という関係もありまして、委員会等でも一緒に非常な苦勞をともにしてきた間柄である、しつかりやってくれるだろうなというところで期待感を持っていたのですが、その期待感が裏切られたとは申しません。申しませんが、構造改善政策というものは労働大臣抜きでは考えられない。それから、設備廃棄や事業転換のための制度改革というものは、労働組合の理解と協力がなければ決して成功するものではない。そういうことから考えてまいりますと、労働大臣はこうした点についてどの程度理解をされているのであろうか、どの程度意欲的にこの法律案に対してとも意見をお述べになったのであろうか、そして将来ともに計画に基づいて今度は廃棄という形にいつながつてまいりますから、それに対してどう対処しようとお考えになっていらっしゃるか。残念ながら、法律原案の中にはあなたの役割が、ちつとも出ていません。これでよろしいとお考えになっていらっしゃるのか。

福田総理からこう言われたということに対して意欲十分であったあなたは、それは単に総理からこう言われたということだけで語っただけなのか。意欲十分であったことは、これはやる気十分でやろうと構えていらっしゃるのだらうと思うのであります。ところが、こういう具体的な問題になってくると、どうしたんだらうかというようなことで首をかしげざるを得ませんので、考え方を聞かせください。

○藤井労働大臣 激励を込めたお気持ちのにじみ出る私の最初の中村委員の質問、ありがたく受けとめてお答えをいたします。

まさに私は、就任以来、労働行政が従来のような労働者の枠組みだけで問題は解決できない、こういうことで、やはり雇用の安定のためにはいかんとして需要を拡大するということ、この問題

抜きには解決ができない、こういったことで終始今日まで来ておるつもりでございます。

先般も三月二十五日、経済対策閣僚会議でいろいろ協議をいたしましたときも、先ほど運輸大臣からもいろいろお話がございましたが、私自身、自分のなわ張りからはみ出したようなことではあるけれども、たとえば解雇事業の問題、あるいはまた洋上工法による海上構造物、ただ単に従来の石油の海上備蓄の問題と違ったことよりももう一歩発想を変えた、先ほど通産大臣からもお話が出ておりましたけれども洋上空港の問題、こういう問題まで取り上げていくとか、あるいは二百海里時代になったのですから、海上保安庁の巡視艇あたりはひとつ思い切つてふやすことは一石三鳥ではないか、こういったこともいろいろ話して現在に至っております。

こら辺を裏づけるためには、やはり現在の予備費であるとか財投の弾力条項の活用とか、こういったことだけではどうしても処理できない、やはり補正予算というものが結びつかなければならぬ、こういった事態も私は考えまして、一応言いつ放しということになっておりますが、いざ通産大臣も、先ほど雇用問題について大変理解ある御答弁があったように、非常に積極的なお気持ちを持っていたらいておられますから、必ずや御期待にこたえるような方向に進捗するであらう、このように考えております。

それからもう一つ、今度の特定不況産業安定臨時措置法に、雇用問題、労働大臣というものは一体つなばさきで何をしておったのか、こういうふうな意味の御質問でございしますけれども、決してさにあらず、私は通産大臣に積極的なお話をいたしましたとして、第十条に雇用安定ということを書いておいたものであります。そして安定基本計画の策定であるとか、あるいはまた共同行為の指示、こういう問題は事前に協議するというもので、これは事務的な覚書をつくって処理する、こういうことにやりました、それも表に出したらどうかという御意見もあるかと思ひますけれども

も、私はやはり、いかにして過剰設備を処理して、そして経営を健全化して、そして企業を守っていくというところ、結果的にはそれが雇用の安定につながるのではないかと、それをそのままはたてて結局倒産になって大変なことになるというよりも、やはりこの法律は法律として一本その点に筋を通すというところの方がいいではないか、それから、こういう考えがありまして、一応内容的には十二分に歯どめをして、雇用安定については第十条で明記する、こういうことにやったわけでありまして、その点はひとつ御理解をいただきたい、こう思うわけでございします。

○中村(重)委員 無関心であったとは言いません。しかし、第十条の訓示規定なんかで済ませるようななまやさしいものではないということをし上げる。

それから、覚書は、計画段階あるいは廃棄の段階において話し合いをするということを確認しておるといふことも伺っております。しかし、このような重要な影響をもたらす法律案に對しましては、働いてる労働者、関連の中小下請業者、あるいは地域の都道府県の知事や市町村長は言うまでもなく、住民の大きな関心事であるわけですから、通産大臣に期待するとか、中でこういう覚書を取り交わしたというふうなことで、これは国民が納得するものではないということ。表に堂々と出るべきです。

この法律案は、通産大臣だけではなくて、運輸大臣であるとか関係大臣は主務大臣として出てまいります。少なくともこの法律の運用は、おれも主務大臣になるんだというぐらゐの構えて対処していかなければならない、そんな雇用問題というものを軽視したら、どの政党の内閣であらうとすつ飛びます。

いま百三十六万の完全失業者でしょう。そして企業が抱えているところの過剰労働力というものは、百万とも言われ、二百万とも言われる。この不況が立ち直らないでこのまま続いてまいりますと、この過剰労働力は町に放り出されるといふ結

果になる。失業者というものは幾らになるかわからない。有効求人倍率というものが若干上がったと言いますが、五四%とかということでごさいます。本当に深刻なものであります。

また、あなたはいま、雇用安定のために現在過剰であるところの設備を廃棄しなければならぬ、そのことが雇用の安定につながるのだ、そうおっしゃいました。そうではないと私は言います。確かにぜい肉は切らなければならぬ。そうしなければ健全になりません。だけれども、その設備廃棄だけでとどまるのか、労働者は首切りということになるのか、下請は締め出されないのか、そういったようなことをどの程度真剣にお考えになったのか、そこを明確に納得のいくような数字を挙げてお答えをいただきますと、あなたのせつかくのお答えでありますけれども、理解はいたしますが、私も完全に納得するわけにはまいらないというものであります。

そこで、造船業の問題につきましてもいろいろ議論を運輸大臣とも私はいたしましたが、現在の雇用率というものを確保していくためには、造船はどの程度の操業率であれば首を切らないで雇用率を確保していくことができるのか。真剣にこの法律案に関心をもちになり、話し合いもされた、将来ともやっていこうとお考えになっていらっしゃるならば、私はそこらもつかんでいらつるであらうと思えますから、お聞かせをいただきたいと思います。

○藤井国務大臣 中村委員の御発言の御趣旨は、私も本心にむしるお礼を申し上げたいような気持ちも浮かんできています。

ただ私は、御理解いただきたいと思っております。これは決して雇用の問題を無視しているとか労働者の生活の安定を考へていないということではなくて、むしろ逆に、労働大臣というのは、申し上げるまでもなく、労働者の生活の安定と福祉の向上というのが双肩にかかった使命でございます。

ただ、その産業が生き延びるためにはどうやっ

たらいいかという最終的判断というのは、政府部内においてはそれぞれの所管大臣というのがやはり最終的決定をせざるを得ない事実があるのではないかと。たとえが適当でないかとも思いますが、けれども、「船頭多くして船山に上る」ということになったんでは、これは結局アブハチ取らずになるということではないか。そこへ私は、やはり提案された側の方を考へながら、われわれとしてはその主体はこれはこれとして考へた方がいいではないか、そして労働者としては雇用安定資金制度の活用、それと特定不況業種離職者臨時措置法、こういったものが受けさらとなって、相呼応してやっていくということでの危機を突破する。何とならば、現在の日本の産業がいわゆる質的に転換を起している、こういう置かれた時代の認識を持つならば、そういったことを全体的にやっていくということによって、この雇用問題も結果的には確保できる、こういう考へを持ったわけでございますけれども、御指摘の点も私は十分理解をいたします。

○中村(重)委員 私どもは、この法律案を審議するに当たって一番大きな問題点としては、やはり雇用なんです。関連中小企業即ちこれも雇用なんです。私は、いまがますますこの法律案に対して、後で触れますけれども、修正の問題については与党と精力的に続けてまいりました。結論も出ていくわけでありまして、ところが、やはりこれが後ろ向きであることに変わりはない。きょう三大臣並んで私の質問に対してお答えをいただく、それによって最終的な態度を実は決めよう、賛成、反対という最終的な態度を決めなければならぬ、こういうことで、今日まで同僚諸君が質問をしてくれまして、まだ解明できない点について触れますとともに、態度決定のためにお答えを実はいただいているところでございます。

あなたが謙虚な気持ちで主務大臣を尊重していることとはわかりますけれども、内部の問題だけのことはいい。事国民に対して、そうして深刻な問題に非常に不安を持っている労働者に

対して、どう理解をさせ納得をさせていくのか、あなたの一言一言というものに私は注目をしておるといふように考へているわけなんです。残念ながら、あなたのその意欲というものはわかりますけれども、具体的なことでないかと理解ができない、納得しない。設備を廃棄する、しかし労働者は首にしません、一部の配置転換はこういうことでやらなければならぬ、そういうようなお答えがここに出てまいりますならば、それならわかる。やはりぜい肉は切る、こういうことに実はなるであらうというように思いますが、そこまでできつぱりしたお答えを聞くのは、国会活動を続けてまいっております者としてしまして、私のいまの質問に對する確かな答えというものはいささか出にくく、少し無理な要求でもあらうと思いますが、しかし、そういうことでないか、働いている労働者、中小企業の人たちは不安を一掃することができないのだということなんです。その点を十分考へてもらわなければならぬ、その点もあれ、雇用の創出ということが一番大きな政治課題であると私は考へます。

社会党におきまして、いま地方自治体に新たな雇用創出をさせなければならぬということで、余りひもをつけないで地方自治体で考えさせる雇用の創出を図るための、予算要求のときも政府折衝を続けてまいりましたし、いま単独でもって立法をしておりますもの、最小限度のものとして政府与党も耳を傾けられる筋合いのものであるというように私は考へる。雇用創出の問題としてどうしようとお考へになつていらっしゃるのか、企業内の雇用の確保の問題、いま申し上げた点でありまして、その点を今後どう対処していくのかということが一点。

それから、雇用創出のためには、時間短縮であるとか残業規制であるとか週休二日制であるとか定年延長であるとか――また身障者の方々の雇用、これは全く賃金の保障はありません。月にわずか二万円かそこらで、ただ日々昼食を出してもらうというだけで今日働いている身障者、精神

薄弱の子供たちがいるということもお考へにならないければならぬ。そして身障者の雇用は、大企業ほど割り当てられている雇用率の達成をしないではありませんか。そうでしょう。納付金をやっているのだからいい、雇用をしなければならぬという責任を金で解決しようというのが今日の大企業の姿勢ではありませんか。私はそういうことは許されてはならぬと思う。

ましてや、これは雇用問題がやかましく言われているときに、通産大臣が監督をするところの公益事業において、結婚退職というものが今日まで続けられておるといふ実態もあなたはお考へにならないといけないというように思います。結婚したらやめなさい、公益事業でそういう状態があります。全部の公益事業がそうだとはいえませんが、そういうものもあるのだということを具体的な例として実は申し上げるわけでありまして、以上、私が触れましたようなことについてどうお考へになつていらつるのか、お聞かせをいただきたい。

○藤井国務大臣 多岐にわたつての御質問でございますが、前の御質問との関連で、私はやはり現在のこの五年続きの不況で、雇用問題は不況脱出とともに政治の最大課題であるという認識において、いまいろいろ御指摘になりました問題点すべて私もこれを意識しております。

ところで、現在御審議中のこの法案に関連をして、雇用安定資金制度というのが積極的に活用されるならば未然に失業を防ぎ、そして事業内で職業転換の訓練をやる、こういうことも事業主が積極的にやるうと思えば国がバックアップするわけでありまして、そういうようなことをやって、どうしてもやはり離職しなければならぬということになると離職者臨時措置法によってこれが対策をやつていく。それから、中高年齢者を雇用事業主に対して中小企業の場合には三分の二のこれまた助成をする、そういうようなことをやり、同時に、企業は企業で経営の合理化をやつていく、これらが総合されていき、片やいま産業構造が変

復のあり方というものからいたしますと、残念ながら七%成長というものが期待できない。消費者物価は非常に下がってきたとはいえないが、一方において公共事業というものを推進していくという面から、セメントの値上がりであるとか、あるいは小棒の値上がりであるとか、あるいは土地の価格の値上がりであるとか、いろいろな面においてまた問題点も出てきている。したがって、波及効果というものが大きく期待はできないというところになってまいりますが、不況はなかなか立ち直りができない。したがって、この計画を立てられ、そして廃棄という形に発展をしていくであろうその及ぼす影響が非常に大きいということを考えてまいりますと、修正はするけれども、やはりこの法律の持つ性格、危険性というものを解消することにならないという考え方を、お答えの中からいたしました。私はその不安というものをここで消すことができなかったということ、非常に残念に思っているわけでございます。

問題は、私どもの質疑の中で指摘をいたしましたことに対して耳を傾けて、批判も批判として十分受けとめて、弊害をなくするように対処してもらいたいということを強く要求いたしました。私の質問を終わりたいと思っております。

○野呂委員長 長田武士君。

○長田委員 ただいま審議中であります特定不況産業安定臨時措置法案の質問に入る前に、緊急課題でありますところの円高問題について、一、二お伺いをしたいと思います。

まず、一ドル二百二十円の大口を割り込んだことは、輸出関連産業、中小企業に対して壊滅的な影響を及ぼし、倒産及び雇用不安の激増は必至の情勢であります。まことにこの問題は深刻であります。

そこで、これらの輸出関連産業、中小企業に対して緊急措置を講ずる必要があると私は考えるのでありますが、通産大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○河本国務大臣 三月中旬に中小企業の状態につ

いて調査を始めました。最近ようやく結果がまとまったわけですが、なおこの数日間の激しい円高が続いておりますので、さらにまた範囲を少し狭めまして、ごく最近における緊急の状態を調査いたしております。これまでの調査では、やはり相当な影響が出ておりますので、何らかの対策が必要である、このように理解をしております。もし調査のもう少し詳しい点につきまして必要とあらば、中小企業庁の長官から答弁をさせます。

○長田委員 対ドルレートが二百十円台に突入いたしました。政府は円高によるメリットを積極的に活用する政策を推進することが私は必要だと思っております。たとえば電気、ガス等の公共料金ですね、これを値下げすることなどによって、円高差益を国民に直接還元をする。そしてその国民のコンセンサスを獲得、総合的な対策が積極的に行われなくてはならない、そのように私は考えておるのですが、大臣、この円高によるところの差益、これについて還元する御意思があるかどうか、この点についてお伺いします。

○河本国務大臣 昨年の初めは二百九十円台であったわけでありまして、非常に大幅な円高であります。でありますから、輸入される商品はいずれもその分だけ安くなっております。でございます。だから、おっしゃるように、これだけの大幅な円高が起これば、当然国民にその為替差益というものを還元するというのが政治の大きな課題であろう、私はこう思っております。近く関係閣僚会議が開かれますが、そこでは多分強力な施策によりまして円高による差益の還元、こういう方向が打ち出されると考えております。

ただしかし、それは基本的な考え方でございますが、業界ごとに事情も違いますし、商品ごとにやはり事情も若干違っております。でございますから、実情に合ったようなことをやりませんと、かえってやぶへびになりますので、その基本方針に沿って、実情に合った差益還元ということを図っていきたくと考えております。

○長田委員 それでは、本法案に対する質問に入

りたいと思っております。

この法案につきまして今日まで審議をしてまいったわけですが、本法案は、深刻化した構造不況産業、これについて安定基本計画に基づいて債務を保証する、そして過剰設備の処理を行う、構造不況からこれを立ち直らせていく、こういう考え方であらうかと思っております。私も、不況が長引く中でありまして、これに追い打ちをかけるような円高という状況下でありまして、構造不況産業がこのまま放置されておけば不況の回復がさらにおくれてしまう、そのようなことも当然考えられますし、ここに総合的な対策を講じなければならぬ、私も当然そう思っております。であります。そうした意味において、一つの対策といたしまして、本法案での施策に一部の修正を加えれば私たちは反対するものではない、そう思っております。

しかし、その運用については幾つかの疑問がありますので、順次お伺いをするわけでありますが、まず初めに、安定基本計画の作成についてであります。いままで基本的な考え方が述べられてきたわけでありまして、具体的にどうされるのか、その点が明確になっておりませんのでお伺いをするわけであります。

まず、本法案の第三条において、主務大臣が安定基本計画を定めるときは、関係審議会の意見を聞くことになっておるわけでありまして、通産省所管の平電炉、アルミ製錬、合機、化学肥料、綿、スフ紡、毛紡、段ボール原紙、フェロシリコンなどの十業種が構造不況産業と考えられるわけでありまして、平電炉、アルミ製錬、合成繊維の各業種について、安定基本計画を作成する場合にどの審議会に意見を聞くのか、まずお尋ねをいたします。

○濃野政府委員 お答え申し上げます。

この安定基本計画の策定に当たりますので、審議会に聞くかということでございますが、この法律にございしますように、本法上は「その目的からみて適当と認められる審議会」、こう書いてござい

ますが、ただいま御指摘の三業種につきましては、まず平電炉でございますが、これは昨年以來いろいろ検討を進めてまいりましたが、産構造の鉄鋼部会の中に平電炉設備小委員会というものを組みまして、そこでいろいろ議論を進めてまいりました。それから、アルミ製錬につきましては、同様に産構造にアルミ部会を設けまして、ここで議論をやってまいりましたので、これら二業種につきましては、大体この二つの既存の小委員会、それから部会というものを使得いくことになるのだらう、こういうふうには私どもは考えております。

それから、合機につきましては、これは産業構造審議会でございますので、繊維工業審議会、これを活用することになる、かように考えておりますが、既存の部会に諮問をするか、あるいは新しい部会を設置してこれに諮問をいたしますかは、現在、担当の局で検討中でございます。

○長田委員 産業構造審議会及び繊維工業審議会に聞くということでありまして、具体的にどのような手順をとるのか、まず、これらの審議会に安定基本計画はどうあるべきかといったような諮問をすることから始めるのかどうかですね、この点お尋ねをいたします。

○濃野政府委員 審議会の審議のやり方はいろいろでございますが、従来の大体的な基本的な考え方から申しますと、ただいま御指摘のございましたように、通産大臣から審議会に、たとえば平電炉でございますれば、この法律によりまして安定基本計画はいかにあるべきかという諮問をいたしまして、それに応じて、平電炉でございますればこの小委員会で諮問を開始する、こういうことになるかと考えております。

○長田委員 私も、当然審議会に諮って、検討方法や作業方法を決め、いつごろまでに結論を得たいというようなことを明確にしておく必要があると思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○濃野政府委員 御指摘のとおりでございますが、審議会の諮問は、こういういわゆる構造不況業種の設備処理のあり方についての検討でござい

ますので、なるべく早く結論を出すという要請が一つございしますが、同時に、法案審議の過程でいろいろ御審議、御質問がございましたり、あるいは参考人等の意見聴取の中にございましたように、できるだけ広く関係者の意見を出して慎重な検討をするというこの二つの要請がございました。したがって、その要請を満たすために、各業種別に抱えている問題も違いますが、やり方は違ってくると思いますが、あるいは必要でございしますれば、そういう部会の中にまた専門の小さなグループをつくって、その業種の抱えている大きな問題をそのグループ別に処理をするというようなことも必要になってくると思いますが、これはすべて諮問後、関係の部会あるいは小委員会、ただいま先生御指摘のような取り運び、進め方について、関係者の間で十分検討して決めるべきことではないか、こういうふうにご考慮しております。

○長田委員 先ほど御答弁がございましたとおり、自主的な検討ですね、小委員会あるいは部会で行う、そういう御答弁でありましたけれども、自主的に検討や作業を行う場合、部会ないしは小委員会に進めるということは当然でありますけれども、この場合、既存の組織といたしまして、平電炉の場合には鉄鋼部会平電炉設備小委員会、アルミ製錬にはアルミニウム部会とアルミニウム部会基本問題小委員会、合成繊維については総合部会や需給貿易部会などというように、種々の部会や小委員会があるわけでありまして、これらの組織で具体的な作業、検討、これを行うのか、あるいは新しい組織をつくってやられるのか、この点、もう一度御答弁願いたいと思います。

○天谷政府委員 平電炉につきましては、産構審鉄鋼部会の平電炉設備小委員会で検討することになると思いますが、鉄鋼部会に労働組合の代表が入っておりますので、小委員会の方には入っていただけないので、組織等につきましては改めて労働組合の代表の方もお入りになるように改めたらよろしいのではないかと考えております。

それから、アルミにつきましては、昨年のアルミニウム部会の委員の人選を行いましたときに、アルミ産業の労働組合が統一をされていないというような事情がございまして、アルミの労働組合の方がお入りになっておられないのでございすけれども、その後アルミ産業の労働組合の統一化が昨年九月に行われましたので、今度アルミニウム部会におきましてこの問題の議論をいたしますときには、労働組合の代表を御参加いただくというようなことがいいのではないかと考えております。

○長田委員 ただいま御答弁ありがとうございました。鉄鋼部会や繊維関係の総合部会及び需給貿易部会には労働者の代表が入っております。アルミニウム部会には労働者の関係者が入っております。そこで、当部会に労働者の代表を入れるべきだと私は考えておるのですが、また、入れるとすればどなたを入れるのか、この点をお伺いいたします。

○天谷政府委員 労働組合の代表の方につきましては、通産省が一方的に決めるわけではございませんので、労働組合の方と御相談しなければいけませんから、御相談まだ済んでいない段階でここでお名前を申し上げるということは、ちょっと御遠慮させていただきますと思います。

○長田委員 産業構造審議会鉄鋼部会のメンバーの中に日本鉄鋼産業労働組合連合会委員長入っております。そういう人をこういう中から選ぶのは当然筋じやありませんか。何のためにあるのですか、これは。

○天谷政府委員 失礼いたしました。いま私が御返事を申し上げましたのは、アルミについて申し上げておいたわけでありまして、鉄につきましても、すでに宮田義二委員長が参加しておいでになりますので、改めて追加の必要はないわけでございます。

○長田委員 私は、安定基本計画の作成の段階で、雇用安定や関連中小企業の経営の安定が十分に配慮をされるような審議会でなければならぬことから、どのような組織で行うかは大変重要な問題

だろうと考えております。ただいま関係者の方々に委員として参加していただけて審議を進めていきたいとの御答弁があったわけでありまして、平電炉業は、去る五十二年二月に平電炉基本問題研究会が報告を出しているように、考え方はある程度までまとまっているようにありますので、これを例にとつてさらに具体的にお伺いをしたいと思っております。

まず初めに、安定基本計画を作成する場合に、平電炉業は産業構造審議会の意見を聞くのかどうか、お伺いをいたします。

○天谷政府委員 そのとおりでございます。

○長田委員 それでは、審議運営について産業構造審議会に諮問するのかどうか。もう一度言います。審議運営について産業構造審議会に諮問するのかどうか。

○天谷政府委員 基本計画について諮問をするわけでございます。審議運営の仕方につきましては、一般に産構審の審議運営の要領が決まっておりますので、それに従つてやりたいと思っております。

○長田委員 それでは次に、平電炉は、過剰設備の廃棄約三百三十万トン必要であるという考え方がまとまつておるわけですね。この前提となった需給見通しや報告を出した時点と現在では、経済状況が変化いたしましたのであります。もうすでに一年たつておりますから、今回、安定基本計画を作成する場合にはこの見直しをするのかどうか、お尋ねをいたします。

○天谷政府委員 改めて産構審を開くわけでございますから、その委員の皆様様の御意見を伺わなければいけないことはもちろんでございます。ただ、その当時から一年たつておりますけれども、あのときの結論でございまして、昭和五十五年でもマキシマム五百九十万トン、ミニマム三百九十万トン多い、こういう結論でございまして、その一番小さい三百九十万トン、このうち高炉分六十万トン引きますと三百三十万トンになるのでございすけれども、これを廃棄すべきである、これが絶対的過剰であるということをご昨年二月の研究

会の答申は言っておるわけでございます。これが大幅に変わることは余りないのではなからうかというふうにおわれれば考えておりますけれども、いずれにいたしまして、それは審議会の各委員の御意見を聞くべきことでございます。

○長田委員 安定基本計画を作成するには、海外の経済状況や為替レートの問題、また国内の需給見通しや輸出入の問題、あるいは内外における環境の変化などがありまして、大変むずかしい問題だらうと思つております。こうした不確定要素の多い問題を検討するのは、平電炉設備小委員会のみで行うのはちょっと荷が重いのではないかと、このように私は考えるのですが、この点いかがでしょうか。

○天谷政府委員 平電炉設備小委員会でもよく検討いただきました上、さらに鉄鋼部会にも諮りたいと考えております。

○長田委員 次に、需給見通しが決まりました過剰設備が明確になるわけですね。次に、どういう設備を処理の対象とするのか、たとえば平電炉の場合には一つのラインになっておるわけでありまして、これを処理するかどうかは非常に利害が絡むわけですね。これは部分的に廃棄できません。そういう問題が出てくるわけでありまして、そういう問題をどう処理されるのか、どう解決するのか、具体的にひとつお示しを願いたいと思つております。

○天谷政府委員 設備の処理につきましては、当事者の御意見を尊重するということが根本であるというふうにご考慮しております。平電炉につきましては、昨年二月以降、通産省の方で平電炉の企業に對しまして、個別に事情聴取を行っております。どういふ設備を廃棄しようかと考えておられるのかというのを個別に当たつておいて、この個別の聴取の結果を全部集計いたしますと三百三十万トンを少しオーバーするというような状況でございすので、私どもはこういう企業の御決意を尊重していきたい、こういうふうにご考慮しております。ただもう一遍、この審議会等を開きます場合に

は、また各企業に対して、昨年以來經濟情勢が変化してあるけれども、その後で處理計画の中身は大きな変化を見ていないのかどうか、これはなお当たる必要がございますけれども、私も、基本といましては各企業のその廢棄の計画を尊重したい、こういうふうな考えております。

○長田委員　さらに、大臣も雇用問題については格別な配慮をする意向を明らかにされておりますが、これをどこで検討されるのか、お尋ねをいたします。

○河本國務大臣　この法律を運用いたします場合に、安定基本計画をつくるということが一番大事な点だと考えておりますが、その場合に、やはり労働側の代表、それから地域の代表、それから中小企業、下請関係の代表、こういう方に入っているべきでございまして、そこで十分議論をしていただきましてその上で作成をしたい、そういう審議会の議論を通じて安定基本計画にそれが反映されるようにしたい、このように考えております。

○長田委員　安定基本計画について順次検討した後、総合的な判断を聞くというふうなことは行われないのかどうか。この場合には産業構造審議会の鉄鋼部会となるのか、あるいは平電炉設備小委員会となるのか、この点はいかがでしょうか。

○天谷政府委員　小委員会におきまして満場一致の意見であれば、小委員会限りでやる方が時間を節約できるのではないかと思いますけれども、なお小委員会におきまして若干議論がある場合には、鉄鋼部会まで上げて検討したいと思っております。

○濃野政府委員　ただいま平電炉の問題についての御質問でございますが、御質問の趣旨を体しまして、一般的な産業構造の審議会と部会と小委員会との運営の基本方針をちょっと御説明申し上げておきます。

産業構造審議会におきましては、大体はかの同種の審議会と同様に、通常は会長の同意を得れば部会の決議をもって審議会の決議とできるといふ規定がございます。したがって、ただいまの例でございますと、鉄鋼部会長が審議会の会長に相

談をされまして、これはもう鉄鋼部会の問題として處理をしいというところでございすれば、部会の決議で審議会の決議といたします。それから、小委員会の決議は通常は部会の審議に付する、こういうことになっておりますが、緊急やむを得ない場合には、部会長の同意を得れば部会の決議とできるといふことで、小委員会の決議は原則として部会まで上げるといふのが産構審の一般的な運用でございます。

○長田委員　最終的な判断をする場合、鉄鋼部会及び平電炉設備小委員会が既存の組織のままであったならばこの中で相談して決めよう、こういうことになるわけでありまして、実際問題、見通しは、利害が対立するために妥協を繰り返してしまつて、あるいは政府の調整や指示に依存せざるを得なくなつてしまつて、そういう意味では、総合的な判断が、環境の変化等から来る微妙な情勢を遮断したものになつてしまつてしまふのではないかと私は思うのです。

そこで、鉄鋼部会や平電炉設備小委員会にも関係者をさらに入れて、広く意見を求めるといふような対策が必要ではないか、このように思ひますが、どうでしょうか。

○天谷政府委員　平電炉につきましては、現在の委員で大体よろしいのではないかとわれわれ思つておりますが、なお、各方面の御意見を参照して検討したいと思ひます。

○長田委員　それでは、さらに具体的にお尋ねをいたしたいのでありますが、審議会の運営について国民の批判が強いというふうなこれまでのあり方であつてはならないと思つてあります。また、審議会の運営、予算にとらわれて、雇用の安定や関連中小企業の経営の安定及び地域経済への影響などの配慮に欠けることがあつては当然なりませんか。そこで、関係者の意見が審議会に十分反映するような通産大臣の決意をお聞かせを願ひたいと思ひます。

○河本國務大臣　審議会の意見は非常に大事です。から、最もしつこく答申をつくつてもらへるようになつてほしいと思ひます。

私はよほどその都度臨機応変に工夫していかねればならぬと思ひます。いすれにいたしまして、審議会の運営には十分配慮いたします。

○長田委員　次に、第三条の「安定基本計画」と第四条における「事業者の努力」との関連についてお尋ねをいたします。

まず、第四条に「設備の処理その他の措置を自主的に行うよう努めなければならない」とありますが、私は、この第四条の事業者の努力規定については、個々の事業者が、安定基本計画に従ひ、自己の判断によつて自主的に設備の処理を行うのが基本であるとの認識に基づいて当然設けられたものである、そう考えるわけでありまして、公正取引委員長、見解をお尋ねをしたいと思ひます。

○橋口政府委員　そのとおりでございます。

○長田委員　通産大臣、この第四条の規定についてどう認識されておりますか。

○河本國務大臣　公正取引委員長と同意であります。(長田委員「大臣も公正取引委員長も何と言つてないじゃないか」と呼ぶ)

○橋口政府委員　長田委員が御指摘になりましたとおり、この内容と私も了解いたしておりますが、もう一回申し上げますと、設備の保有、拡張、縮小、廃棄というふうなことは、これは個々の事業者の基本的な財産権の運用の問題でございます。したがって、個々の事業者が第一義的に判断すべき問題だ、こういう点から申しまして第四条が設けられたというふうに了解をいたしております。

○長田委員　個々の事業者が自主的な努力をすることが大前提である、こういうお考えのようであるが、私は、この安定基本計画を見れば個々の事業者がどの程度設備処理をしたらいいか具体的にわかるように当然指示なくてはならないと思ひます。この点はどうでしょうか。

○濃野政府委員　御指摘のように、四条で設備処理に関する基本的な考え方が上がつておるわけでございますが、そういたしますと、先ほど御指摘のように、自分が自主的に努力をする場合どうい

うことをやつたらいいかということが安定基本計画を見ればわかるということにする必要があると思ひます。具体的に申し上げますれば、大体多くの業種におきましては、設備処理の方法がある程度一定の比率を前提に進められるということが考えられますので、その場合には、大体自分の業界において占めておりますシェアその他を勘案して、自分としてはこう進めればよいということがわかると思ひます。それから、単なる一律の設備処理というのは若干むづかしいという場合には、当然のことながら、この安定基本計画をつくり出す段階で、その業種としてどういふ設備処理に個々の事業者が取り組めばいいかという設備処理の基本方針といひますか、取り進め方が議論されまして、それが基本計画に定められると思ひます。それに従つて独自で、または共同して設備処理を進める、こういうことになるのではないかと考えております。

○長田委員　個々の事業者が対応できるように安定基本計画が示されるわけですね。その場合、個々の事業者が計画に従つて設備処理等を行った場合、信用基金による債務保証の対象となるのかどうか、この点はどうでしょうか。

○濃野政府委員　ただいまの御指摘の点は、結論といたしまして、安定基本計画に従つて行う設備の処理を信用基金の債務保証の対象とするということ運用していきたい、かように考えております。

○長田委員　安定基本計画に従つておれば、この基金が利用できるということですね。

では、独占禁止法に基づく不況カルテルによつて設備処理をした場合、本法案の信用基金による債務保証は受けることができませんか。

○濃野政府委員　独占禁止法による不況カルテルの認可を受けて行う設備の処理がこの安定基本計画の線に沿つておる場合には、債務保証の対象に当然なるかと考えております。

○長田委員　本法案第三十九条の二項で、債務保証の対象となるのは「安定基本計画に従つて行

う設備の処理のため必要な資金」等の借り入れについてであります。この「従つて」という意味は、一〇〇％基本計画に従わなければ対象とならないという意味なんでしょうか。

○濃野政府委員 私、物理的に一〇〇％全部が、この条文の精神を理解しておりません。要は、安定基本計画が定められて、その定められたことに従つてその業種としての設備処理の目的が達せられて、この業界の安定が期せられるという場合には対象になると私考えております。たとえば百万トン設備処理という場合に、それが仮に九十万トンであるという場合に、九十万トンの設備の処理が行われるという目安があるという場合に、これも百万トンに達しないから保証の対象にならぬというのは、私どもとしては運用上考えるべきでない、このように考えております。

○長田委員 先日通産大臣は、私の質問に対して、安定基本計画はガイドライン的な性格のものであると答弁をされたわけでありまして。私もそれほど厳密なものにはなりたくないのじゃないかという考えを持っておるわけでございますが、そうなりますと、この安定基本計画に従つて自主努力によつて設備の処理を行う場合に、債務保証の適用対象については幅を持たせて運用すべきではないかと私は思います。いま九〇％という話があったのですが、基本的な考え方はどうなのでしょう。

○濃野政府委員 私は、ただいま九〇％という意味で申し上げたものではございませんで、要は、この安定基本計画の線に沿ひまして業界全体の設備処理が終局的に行われることによって業界の安定が達成されるという見通しがある場合には、保証の対象にしていいと考えております。それが九〇％であるのかあるいは八〇％であるのか、その辺は業種、業態によりましていろいろな考え方があると思いますが、具体的に決めるを得ない、こういうふうに考えております。その点は業種によりまして弾力的と申しますか、幅を持って考えてしかるべきではないかと考えております。

○長田委員 そうなりますと、ケース・バイ・

ケースということですか。どうもはっきりしないのですけれども、第四条に「事業者の努力」の規定というのがあります。この精神というのは、ケース・バイ・ケースではなくて、やはりある程度七〇％であるとかあるいは八〇％達成すればこの信用基金については十分弾力的に活用いたしましょう、採用いたしましうというふうになりませんと、この事業者の努力規定というのは絵にかいたもちになつてしまふのではないかと私は危惧しているわけでございますが、どうでしょう。

○濃野政府委員 私ども、この対象業種は、この法律による設備処理の仕組みに乗つてまいります大前提といたしまして、その業界の数、かつ事業活動の上での大部分の事業者の申し出を前提に、安定基本計画の策定、設備処理が始まるわけでございます。そして、そもそも業界の大部分の方がよろうじゃないかということが始まるわけでございます。それから、設備処理安定基本計画が定められ、通常の場合には協力をして自主的に設備の処理を進めていこうということとで始められるわけでございます。したがつて、ただいま九〇％とか八〇％とかいろいろな数字を申し上げましたが、やはり初期の自主的な解決への努力の意思は最後まで貫かれて業種としての設備処理の目的が達成される、つまり目的が達成できないという見込みのない限りその点は弾力的に対処をしていいのではないかと、このように考えております。

○長田委員 次に、第五条の共同行為の実施についてお尋ねをしたいと思います。本条文中「事業者の自主的な努力のみをもつてしては、安定基本計画が「実施されない」と認められる場合」とあるのは、具体的にどのような状態なのでしょう。○濃野政府委員 これは、法律的には次のような場合を私も予定してあります。第一には、法律にございます事業者の自主的な努力だけではないというその言葉の解釈でございますが、その業界の実情から申しまして、個々別々にはあるいはカルテルの話し合い等では進めないと

いう場合が一つでございます。それから第二に、先ほど申し上げましたように、そもそも設備処理のこの法律の仕組みに乗りますには、大部分の方の申し出でやるわけでございます。それから、そもそもその業界といたしましては、設備処理をやつていこうという大部分の方の意思が最初から出ていこうというわけです。しかし、実際に、安定基本計画を定め、やってみますと、当初予定したようにはなかなかいかないという、まさに自主的な努力ではないかという二つの場合があるのではないかと思います。

ただ私も、ここでは、「自主的な努力のみをもつてしては」というのは、トライをしてみたが、一遍やってみようということと努力はしてみたが、だめだということのはかに、ただいま私が二番目に申し上げましたように、一応安定基本計画までつくつてみたけれども、実際にやろうとするといろいろな利害が対立してできなかったという二つの場合を私も前提として考えております。

○長田委員 たとえば、安定基本計画に示された設備の処理の八〇％は自主努力によつてできるけれども、残りの二〇％は自主努力によつてもできないとなつた場合、共同行為の発動を行うのかどうか。その場合、残りの二〇％に対して行うのか、それとも全体について行うのか、この点どうでしょう。

○濃野政府委員 八〇％設備の処理が自主的にできた場合にいわゆる指示カルテルを発動するかどうかというのは、先ほどの関連でございます。その業種が八〇％やれば、もはやいろいろな環境から見てそれ以上指示カルテルによつてさらに残りの二〇％をやる必要があるかどうかという判断が一つございますが、仮にあつた二〇％を国の立場から見てやる必要があるという場合には、ただいま御指摘の八〇％を引き上げた残りの二〇％について指示をする、こういうことになるかと考えております。

○長田委員 次に、本法律案については具体的に懸念される事項が非常に多くあると私は思うわけ

であります。特にこの法律案で予期されておりますところの構造不況産業に働く労働者の雇用の問題、また、そうした構造不況産業に関連する下請中小企業の経営安定の問題などが山積をいたしておるわけでありまして。さらに、その地域の経済に著しい悪影響と壊滅的打撃を与えてしまふおそれさえあると考えられるわけでありまして。こうした場合には、主務大臣に対して都道府県または関係市町村長は意見を申し出ることができるようにしておくべきではないかと私は考えるのです。これらについて、本法律案の規定は、そうした面に配慮が欠けておると言わざるを得ません。したがつて、私は、ぜひとも本法律案を修正して、実りと考えるわけでありまして。政府としてこの法律案がより機能を発揮するべく全力で取り組むべきであると考えますが、いま申し上げました何点かについてはいかがでしょうか。

○濃野政府委員 ただいまの御指摘の点につきましては、特に地域経済との結びつきの非常に強い不況業種もございまして、私どももこの設備処理の問題を取り上げるに当たりまして、検討の前提として考えなければならぬ重大な問題だろうと考えております。したがつて、大臣からも審議の過程で御答弁がございましたように、基本計画の作成あるいはその前の候補業種の指定、それからカルテルの指示等々に審議会の場を通じまして審議をお願いすることになつております。その審議会の場におきまして、必要がある場合には代表の方にいわば審議に参加をしていただく、あるいはその場で審議会のメンバーにはならないといたしまして、特に地域的な結びつきの強い産業の問題を取り上げる場合には、お申し出等があれば当然のこととございまして、そうではない場合におきましても、関係の地方公共団体等から十分地域としての御意見を伺ひまして、その御意見を反映をさせていくということで運用に努めていきたいと考えております。

○長田委員 続いて、通産大臣にお尋ねをしたい

のでありますが、本法律で期待するほどの効果が発揮されなかつたときに、政府が望まなくとも、業界の保護を求めるプレッシャーグループの力によって、アウトサイダーの規制や独占禁止法の緩和措置などの新たな対策を要望する動きが表面化してきた場合、政府はこれにどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

○河本國務大臣 これは仮定のことでございますから、ちよつとお答えしにくいのですけれども、この法律ではアウトサイダーの規制はしない、こういうことですから、この法律に関連してアウトサイダーの規制をするということはいけません。

○橋口政府委員 戦後三十年間の日本経済の経緯を見ても、その中におきまして構造転換あるいは構造不況に伴う産業転換という歴史的な事実があったのでございすけれども、その場合は、昭和二十二年に制定された独占禁止法の基本的な骨格を変更することなく日本経済は対処をしましたのでございまして、ただいま先生から御指摘がございましたような、将来独占禁止法の緩和を求める動きというものが起こり得るかどうかが、私は、仮にそういう事態が起こり得ても、昨年改正強化された独占禁止法の運用によって日本経済は十分対処し得る、こういうふうに考えております。

○長田委員 政府が一たん手をかしてしましますと、民間がそれに依存してしまつて、一つの対策が十分に機能しないで行き詰まると、次の対策が当然必要とされるわけですね。いわゆる行政と企業との悪循環が始まつてしまふんじゃないかと私は思ふのです。そうなりますと、構造不況業種をそのまま温存してしまふということにもなるわけでありまして、さらには不況の回復をおくらせていく結果にならざるを得ないと思ふわけでありまして、そういう意味で、企業の自己責任を明確にするためにも、このような動きには断じて妥協することのないように、大臣の決意をお伺いいたします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○河本國務大臣 たびたび申し上げておりますように、こういう法律ができました、実際には各業界で、そういう法律なんかあてにしませんよ、自分たちの工夫と努力でやりますよ、こういうふうによつてもうのが一番いいと私は思つてゐるのです。したがって、この法律ができました場合に、自主的な努力ではどうしてもやりにくい、やはりこの法律に依存して、こういう業界があつた場合、いろいろやってみなければどうももうまくいかぬ、また何かしてくれ、そういうことを言われましても、これはきりがいいことではないです、やはり援助するのには限度というものがあつたから、そこは心得て指導していきたいと考えております。

○野呂委員長 安田純治君。
○安田委員 時間がありませんで、問題をしばらく御質問いたします。

今日までの質疑を通じて本法の欠陥といひますか、問題点が十分明らかになつてきたと思ひます。

第一点は、本法の主な柱は設備廃棄にあるわけ、それだけではこれら業種が安定するとは思われないわけです。この点は通産大臣もお認めになつておられるようで、設備廃棄以外の諸般の施策をとる必要がある、こういうふうに従来の質疑の中でおつたように承知してあります。つまり本法は名が体をあらわしてないのじゃないか。極端なことを言えば、羊頭を掲げて狗肉を売るのと同じで、特定不況産業の安定法だと言つても、そのほんの一部の施策にすぎないというふうに言わざるを得ないのですが、その全般的施策のための法案のように読めるわけ、なぜ設備廃棄以外のそうしたいらゐる施策をこの法案に盛り込めなかつたのか、この点を一つ伺いたいと思ひます。

それから第二点は、過剰設備に対する銀行、商社、あるいは高炉系ですと系列親企業などの責任が明らかにされてない点であります。各業種によつて異なる過剰設備の原因を捨象して、過剰設

備の現状、つまり結果の態様のみを取り上げたのが本法だと言わざるを得ないと思ふのです。過剰設備を招いた根本原因及び責任の所在を明らかにして、それについての対策がなければ経営の安定はあり得ない。結局政府は次々と新たな助成を打ち出さねばならないことになる。私どもの方の工藤委員がこの間、打ち出の小づちというような言葉でこれを表現しましたけれども、そういうことになるのではないかと危惧されるわけがあります。過剰設備を招いた銀行、商社あるいは親企業の責任をどう考えるか、またはその責任に、応分の負担を銀行などにさせるべきではないか、この点についてお考えを伺いたいというのが第二点です。

第三点は、雇用の安定についてでございますが、この法案では、首切り、配置転換などによる労働者の犠牲を防ぐといたした歯どめがないと言わざるを得ない。これは先ほどからも同僚委員が十分発言しておりましたけれども、この点をどう考えるか。

この三点について、まずお伺いしたいと思ひます。
○河本國務大臣 まず、第一の御質問でございますが、設備廃棄ですべての問題が片づかないではないか、こういうことでございしますが、もちろんすべての問題は片づきませんけれども、いまいふゆる構造不況業種と言われております業界の大部分の問題、最大の課題は、設備の廃棄にあると私も考へております。設備の廃棄をやれば、まずまずその業界は立ち直りのきつかけができるわけでございますから、そういう意味で、今回は設備の廃棄を中心とした法律案の御審議をお願いしておると思ひます。

それから、銀行とか商社は責任を持つべきである、こういうお話でございますが、これは私もそのように考へております。したがって、保証枠を設定いたしました設備廃棄に必要な資金を貸し出す場合には、関係の銀行や商社に裏保証をしていただく、こう思つております。

それから、雇用問題でございますが、これは非常に大事なところでございます。そこで、安定基本計画をつくりまします場合に、労働側の代表、それから下請企業、取引先の中小企業、それから地域の代表、こういうところの意見を十分聞いて、そういう意見が反映されるような形で審議会を運営しながら審議会の答申を得たい、このように考へておるところでございます。

○安田委員 この法案の「目的」の中に、たとえ雇用安定というところを入れるとか、あるいはいまの法案の第三条の二項三号を見ますと、「第一号の設備の処理と併せて行ふべき事業の転換その他の措置に関する事項」とございしますが、「その他の措置に関する事項」の中に雇用の安定のことが入らないのかどうか。もしそうだとすれば、明文でここに「雇用の安定を図るための措置を含む」と仮に入れた場合、この法案の運用が、現在審議している原案と全く雇用の問題について違つてくるのかどうか、その点についてはいかがでしよう。

○濃野政府委員 この法律は、ただいまも審議の過程を通じて御答弁申し上げておりますように、構造不況問題の解決の共通的な問題でございます。まず設備の処理の促進といふことの仕組みをつくるというのがこの法律の内容でございます。したがって、雇用の安定といふことが設備の処理を進める大前提として非常に重要であることは、私も、たびたび繰り返して申し上げておるうちに、十分な認識を持つております。たとえば三条の「安定基本計画」の内容は、そういう意味で設備の処理に関する直接的な、対象設備を何にするか、設備の処理量をどうするか、そのための新増設をどうするかというふうな直接的な問題を基本計画の中にしたい、したがって、三号も、私も考へておりますのは、「事業の転換その他の措置」と申しますのは、たとえば生産の受託、委託の関係でございますとか、あるいは販売の提携問題とか、むしろそういう設備の処理、さらに一歩進みまして、何と申しますか業界の今後のあり方というふうな問題を基本計画の中にする、こうい

あるように聞いておりますけれども、やはりそこにはおのずから限度というものがございまして、いわゆるおんぶにだっこ、そういうことはできませんので、こういう法律ができましたも、むしろこういう法律に頼らないでその業界が立ち直っていくこう、これくらいな気魄を持っていたきたいと私は思っております。一部の業界は、そういうことでやってみよう、こういう業界もあるようにございますから、それは私は高く評価しておるわけでございまして、政府の援助にはおのずから限度がある、こういうことでございます。

わけてございまして、政府の援助にはおのずから限度がある、こういうことでございます。

○安田委員　時間が来ましたのでこれで終わりますが、応分の負担は裏保証だと言われますけれども、これはなつておるとおっしゃいますが、法文の上ではどうもそうは読み取れない。行政指導でやりになるということだろうと思うのです。しかも中身が法案の審議の過程において必ずしもはつきりせぬ。どの程度の裏保証をどうするのだ、と金利はどうするのだ、いろいろな問題があると思ふのです。この問題がはつきりしないままこの法案を審議しておるわけでして、労働者の犠牲に対する歯どめもなし、過剰設備を生ぜしめた銀行、商社の責任についても免罪をしておる、応分の負

担をさせるということについても法律の明文上は何もあれがないということで、どうも私どもとしては賛成しかねる法案だと思うのですが、この点については、時間がかぎまいせんで、ぜひそういう点も考えて、この政府原案にそうこたわらず

に今後考えていただきたいということを御注文申し上げて、私の質問を終わります。

○野呂委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕

〔中島（源）委員長代理退席、委員長着席〕

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕

〔中島（源）委員長代理退席、委員長着席〕

○野呂委員長 速記を起こして。

○野呂委員長 特定不況産業安定臨時措置法案に
対し、武藤嘉文君外四名から、自由民主党、日本
社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由ク
ラブ五派共同提案に係る修正案が提出されてお
ります。

この際、修正案について提出者より趣旨の説明
を求めます。岡田哲児君。

特定不況産業安定臨時措置法案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○岡田(哲)委員 ただいま議題となりました修正
案につきまして、提案者を代表して、私から提案
の趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付されておるとおりであ
りますが、修正点の第一は、目的に、雇用の安定
及び関連中小企業者の経営の安定に対する配慮を
加えることとあります。

第二は、安定基本計画に定める事業の転換その
他の措置には、雇用の安定を図るための措置を含
むものとし、安定基本計画は、雇用の安定及び関
連中小企業者の経営の安定について十分考慮され
たものでなければならぬものとするものであり
ます。

第三は、関係審議会が安定基本計画について意
見を定めようとする場合には、あらかじめ、主た
る事業者団体及び労働組合の意見を聞かなければ
ならないものとするものであります。

第四は、事業者が設備処理等を行うに当たって
は、労働組合または労働者の代表と協議して雇用
安定措置を講ずるよう努めなければならないもの
とするものであります。

第五は、国及び都道府県は、関連中小企業者の
経営安定に資するための措置を講ずるよう努める
ものとするものであります。

第六は、都道府県知事は、地域経済に著しい悪
影響がある場合には、主務大臣に対し、意見を申
し出ることができるものとするものであります。

最後に、主務大臣及び労働大臣は、特定不況産
業の労働者の雇用に関する事項について、相互に
連絡、協力しなければならないものとするもので
あります。

以上が修正案の趣旨であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○野呂委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わ
りました。

○野呂委員長 これより原案及び修正案について
討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。
安田純治君。

○安田委員 私は、日本共産党・革新共同を代表
し、特定不況産業安定臨時措置法案に対する反対
討論を行います。

反対理由の第一は、「特定不況産業」における人
減らしに拍車をかけるものとなっていることであ
ります。

本法案は、特定不況産業の実態に即した安定基
本計画を策定し、不況の克服と経営の安定を図る
としており、その柱である安定基本計画の内容は過剰設備の処理の促進に限定され
ており、他方、失業防止、雇用安定については設
備処理を前提とした上に訓示規定にとどめてお
り、失業防止に実効性のある歯止めは何もなく、
設備処理に伴う人減らしの道の地ならし法となっ
ており、平電炉、アルミ製錬、合成繊維、造船の法定四
業種を初め予想される特定不況産業では、すでに
大幅な人減らしが行われておりますが、これら産
業が本法による指定を受けるならば、政府の定め
る安定基本計画すなわち設備処理計画をてこに、
より一層の人減らしに突き進むことは明らかであ
ります。特定不況産業の指定、安定基本計画とい

う名の設備処理計画は、まさに、「人減らし促進産
業」のお墨つきを与え、その実施に手を加すもの
にはかならないのであります。

第二は、過剰設備を招いた原因を捨象し、現在
の事態に責任を負うべき者を免罪した上、責任の
ない国民へのしわ寄せを図っていることとありま
す。

政府は、これらの業種における過剰設備が「予
測せざる経済事情の変化」によって起こったとし、
あたかも不可抗力のように言うのでありますが、
これは事実上反するものであります。工藤議員
が本法案審議で明らかにしたように、現在の過剰
設備は、石油危機後の需要の停滞、減少が顕著と
なった時期に、政府の誤った需給予測などをもと
に過大な設備投資を続けた結果であります。

そして、この無謀な設備投資については、当該
産業の事業者とその親企業、商社、金融機関が一
体となって進めたものであることは、周知の事実
となっております。したがって、これら産業の安
定については、銀行、商社などが応分の負担をす
るべきであります。

ところが、本法案においては、銀行、商社など
の責任については全く不問に付したばかりか、逆
に「特定不況産業信用基金」の債務保証によって、
銀行、商社などのリスクを肩がわりするものと
なっているものであります。政府は銀行、商社に裏
保証させると答弁しておりますが、それはあくま
で行政指導ベースであり、法的裏づけは何もあり
ませんし、どの程度裏保証させるのかも明確な案
を持たないといういかげんなものです。

このように、本法案は、銀行、商社に責任をと
らせるどころか、国家資金による銀行、商社の保
護を図るもので、とうてい国民の容認できないも
のであります。

第三は、指示カルテルの問題であります。

この指示カルテルは、独禁法の不況カルテルに
おいてはできない市況回復後のカルテル続行とそ
れによる価格つり上げを図るもので、独禁法に風
穴をあけ、物価の上昇を招くものであります。

このように、本法案は、経済の構造的危機のも
とであられた結果としての過剰設備にのみ対応
しようとするもので、過剰設備を招いた原因すな
わち構造的危機そのものに対応するものとはなっ
ていないため、目的に掲げた「不況の克服と経営
の安定」どころか、銀行、商社の保護を図りつつ
雇用失業問題を一層深刻にするものにはかなりま
せん。さらに、経営効率を主眼とする設備処理、
減量経営の趨勢として、下請企業、関連中小企業
へのしわ寄せ、企業の集中、合併が促進され、危
機の拡大再生産を準備するもので、このような法
律は国民本位の立場からは絶対に容認できないも
のであります。

なお、修正案につきましては、銀行、商社の保
護はそのまま残され、雇用の安定を図るための措
置といっても、それはあくまで設備処理とあわせ
て行う措置としてのもの、つまり設備処理を前提
としたもので、その後始末にすぎず、本法案の銀
行、商社保護、首切り促進法としての性格を変え
るものではありません。

したがって、積極的に賛成し得るものではな
く、日本共産党・革新共同は、修正案そのものへ
の態度は棄権とするものであります。本法案に
は、以上の理由により反対するものであることを
主張して、討論を終わります。

○野呂委員長 以上で討論は終わりました。

○野呂委員長 これより採決に入ります。

武藤嘉文君外四名提出の修正案に賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除
いて、原案について採決いたします。

修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○野呂委員長 起立多数。よって、本案は武藤嘉文君外四名提出の修正案のとおりの修正議決すべきものと決しました。

○野呂委員長 次に、本案に対し、山下徳夫君外四名より、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブ五派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。松本忠助君。

○松本(忠)委員 たいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特定不況産業安定臨時措置法案に対する附帯決議(案)

政府は、現下の構造不況業種の深刻な事態にかんがみ、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 景気浮揚対策の一層強力な推進を図るとともに、構造不況業種の実情に応じ、官公需の拡大等その他積極的に需要の創出に努めること。

二 安定基本計画に従った設備処理の奨励を十分確保するため、共同行為に参加しない事業者に対しても強力な行政指導を実施すること。

三 雇用保険法に基づく雇用安定資金制度、特定不況業種離職者臨時措置法に基づく措置等の充実に努め、その積極的、弾力的運用を図ることにより、構造不況業種における失業の予防対策及び離職者対策に万全を期すること。

四 特定不況産業信用基金の債務保証については、設備処理の進捗状況等に応じ資金の充実に努めるとともに、構造不況業種の設備の処理に伴い、関連中小企業者の経営の安定及び

雇用の安定を図るため、金融の円滑化等必要な措置を講ずるよう努めること。

五 安定基本計画の策定に当たっては、輸入の動向を十分考慮するとともに、輸入の急増によつて構造不況業種に重大な被害が生じるおそれがある場合には、随時適切な措置を講ずること。

六 設備の処理に当たっては、業種の実情に応じ、設備の廃棄を必要最小限にとどめるよう努力すること。

七 本法の施行に当たっては、労使協力して構造不況を克服するよう必要に応じ適切な指導を行うこと。

八 設備の処理に伴う地域経済への悪影響を配慮し、地域経済の維持を図るため、法的措置を含め適切な対策を検討すること。

以上であります。

附帯決議の各項目の内容につきましては、審査の過程及び案文によりまして御理解をいただけるものと存じますので、詳細の説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野呂委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○野呂委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について、政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本通商大臣 たいま御決議をいただきまして附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、構造不況業種対策の実施に遺憾なきを期してまいり所存であります。

○野呂委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野呂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

(報告書は附録に掲載)

○野呂委員長 次回は、明五水曜日午前十時理事會、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時三十六分散会

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律案

法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 国際出願(第二条―第七条)
- 第三章 国際調査(第八条・第九条)
- 第四章 国際予備審査(第十条―第十五条)
- 第五章 雑則(第十六条―第二十一条)

附則

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し、特許庁と出願人との間における手続を定めるものとする。

第二章 国際出願

(国際出願)
第二条 日本国民又は日本国内に住所若しくは居

所(法人にあつては、営業所)を有する外国人(以下「日本国民等」という。)は、特許庁長官に条約第二条の国際出願(以下「国際出願」という。)をすることが出来る。日本国民等と日本国民等以外の者が共同して国際出願をする場合において、日本国民等を代表者とするときその他通商産業省令で定める要件に該当するときも、同様とする。

(願書等)

第三条 国際出願をしようとする者は、日本語又は通商産業省令で定める外国語で作成した願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書の特許庁長官に提出しなければならない。

2 願書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該出願を条約に従つて処理すべき旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍及び住所又は居所

三 発明の名称

四 当該出願に係る発明の保護を求めらるる条約の締約国の国名

五 前号において指定した条約の締約国(以下「指定国」という。)について条約第二条の広域特許を受けようとする場合には、その旨

六 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

3 明細書、請求の範囲、図面及び要約書に記載すべき事項その他これらの書類に必要なる事項は、通商産業省令で定める。

(国際出願日の認定等)
第四条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当する場合を除き、国際出願が特許庁に到達した日を国際出願日として認定しなければならない。

一 出願人が第二条に規定する要件を満たしていないとき。

二 日本語又は前条第一項の通商産業省令で定める外国語で作成されていないとき。

三 前条第二項第一号又は第四号に掲げる事項の記載がないとき。

四 出願人の氏名若しくは名称の記載がなく、又はその記載が出願人を特定できる程度に明確でないとき。

五 明細書又は請求の範囲が含まれていないとき。

2 特許庁長官は、国際出願が前項各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補完をすべきことを命じなければならない。

3 特許庁長官は、前項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に手続の補完をしたときは、手続の補完に書面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

第五条 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載がされているときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定による通知を受けた者が通商産業省令で定める期間内に同項の記載に係る図面を提出したときは、その図面の到達の日を国際出願日として認定しなければならない。

(補正命令)

第六条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、書面により手続の補正をすべきことを命じなければならない。

一 発明の名称の記載がないとき。

二 要約書が含まれていないとき。

三 第十六条第三項の規定又は第十九条第二項前段において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第七條第一項から第三項までの規定(第十九条第一項後段の政令でこれらの特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反しているとき。

四 通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第七条 特許庁長官は、国際出願が次の各号の一に該当するときは、その国際出願を取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

一 前条の規定により手続の補正をすべきことを命じられた者が同条の規定により指定された期間内に手続の補正をしなかったとき。

二 第十八条第一項第一号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料が通商産業省令で定める期間内に納付されなかったとき。(次項に規定する場合を除く。)

三 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、通商産業省令で定める期間内に、当該国際出願が第四条第一項各号の一に該当することを発見したとき。

2 特許庁長官は、第十八条第一項第一号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料の一部が前項第二号の通商産業省令で定める期間内に納付されなかった場合において、条約第十四条(3)(b)に規定する場合に該当するときは、通商産業省令で定めるところにより、指定国の一部につきその国名を明示して、その指定が取り下げられたものとみなす旨の決定をしなければならない。

第三章 国際調査

(国際調査報告)

第八条 特許庁長官は、第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定をした国際出願につき、審査官に条約第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。)を作成させなければならない。

2 審査官は、国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときは、前項の規定にかかわらず、国際調査報告を作成しない旨の決定をしなければならない。

一 条約第十五条に規定する国際調査(以下「国際調査」という。)をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

二 明細書、請求の範囲若しくは図面に必要ない事項が記載されておらず、又はその記載が著しく不明確であるため、これらの書類に基づいて有効な国際調査をすることができないとき。

3 審査官は、国際出願がその一部の請求の範囲につき前項各号の一に該当するときは、その旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際調査の結果を、国際調査報告に記載するものとする。

4 特許庁長官は、国際出願が条約第十七条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、実費を勘案して政令で定める金額の手数を追加して納付すべきことを命じなければならない。

5 審査官は、前項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその命じられた金額の手数を追加して納付しないときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際調査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際調査報告に記載するものとする。

(文獻の写しの請求)

第九条 出願人は、その国際出願に係る国際調査報告にその国際出願と関連する技術に関する文献の記載があるときは、特許庁長官に対し、通商産業省令で定める期間内に、その文献の写しの送付を請求することができる。

第四章 国際予備審査

(国際予備審査の請求)

第十条 第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定による認定を受けた国際出願の出願人は、その国際出願について、特許庁長官に条約第三十三条に規定する国際予備審査(以下「国際予備審査」という。)の請求をすることができる。ただし、出願人が条約第三十一条(2)の規定により国際予備審査の請求をすることができることとされている者以外の者である場合その他通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の請求をしようとする者は、国際予備審査の結果を利用すべき指定国(以下「選択国」という。)の国名その他通商産業省令で定める事項を日本語又は通商産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出しなければならない。

(国際予備審査の請求に伴う補正)

第十一条 国際予備審査の請求をした出願人は、通商産業省令で定める期間内に限り、当該請求に係る国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、明細書、請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

(国際予備審査報告)

第十二条 特許庁長官は、国際予備審査の請求があつたときは、当該請求に係る国際出願につき、審査官に条約第三十五条に規定する国際予備審査報告(以下「国際予備審査報告」という。)を作成させなければならない。

2 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨を、国際予備審査の請求に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき次の各号の一に該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした国際予備審査の結果を、国際予備審査報告に記載するものとする。

一 国際予備審査をすることを要しないものとして通商産業省令で定める事項を内容とするものであるとき。

記載が不明確であり、又は請求の範囲が明細書による十分な裏付けを欠いているため、請求の範囲に記載されている発明につき、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての同条(1)に規定する見解を示すことができないとき。

3 特許庁長官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が条約第三十四条(3)(a)の発明の単一性の要件を満たしていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は実費を勘案して政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

4 審査官は、前項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人が同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しないときは、通商産業省令で定めるところにより、その国際出願を手数料の納付があつた発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分し、手数料の納付があつた発明に係る部分については当該発明に係る部分についてした国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分についてはその旨を、国際予備審査報告に記載するものとする。

(答弁書の提出)

第十三条 審査官は、国際予備審査の請求に係る国際出願が次の各号の一に該当するときは、国際予備審査報告の作成前に、出願人に対しその旨及びその理由を通知し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えなければならない。

- 一 請求の範囲に記載されている発明に、条約第三十三条(2)、(3)又は(4)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性がないとき。
- 二 国際予備審査報告において条約第三十五条(2)に規定する意見を述べる必要があるとき

の他通商産業省令で定めるとき。

(国際予備審査の請求の手續の不備等)

第十四条 国際予備審査の請求につき、選任国の記載がないこと、第十八条第一項第三号又は同条第二項の規定により納付すべき手数料が納付されていないことその他の通商産業省令で定める事由がある場合において特許庁長官又は出願人が執るべき手續及びその効果については、政令で定める。

(準用)

第十五条 第九条の規定は、出願人が国際予備審査の請求をした場合に準用する。

第五章 雜則

(代表者等)

第十六条 二人以上が共同して国際出願をした場合におけるこの法律の規定に基づく手續については、通商産業省令で定める場合を除き、出願人の代表者がこれを行い、又はその代表者に対してこれを行うことができる。

2 特許庁長官は、二人以上が共同して国際出願をした場合において出願人が代表者を定めていないときは、通商産業省令で定めるところにより、出願人の代表者を指定することができる。

3 代理人によりこの法律の規定に基づく手續をしようとする者は、第十九条第一項前段において準用する特許法第七条第一項本文の規定により法定代理人により手續をしようとする場合その他政令で定める場合を除き、弁理士又は弁護士を代理人としなければならない。

(手續の補充等の特例)

第十七条 出願人が第四条第二項の規定による命令又は第五条第一項の規定による通知を受ける前に、その命令又は通知を受けた場合に執るべき手續を執つたときは、通商産業省令で定める場合を除き、当該手續は、その命令又は通知を受けたことにより執つた手續とみなす。

(手数料)

第十八条 次の各号に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

ならない。

一 国際出願をする者

二 第九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする者

三 国際予備審査の請求をする者

2 前項第一号及び第三号に掲げる者は、同項の規定により納付すべき手数料のほか、通商産業省令で定めるところにより、通商産業省令で定める金額の国際事務局(条約第二条(xix)の国際事務局をいう。以下同じ。)に対する手数料を納付しなければならない。

3 特許法第九十五条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定により納付すべき手数料及び第八条第四項又は第十二条第三項の規定により追加して納付すべきことを命じられた手数料に準用する。

(特許法の準用)

第十九条 特許法第七条第一項から第三項まで、第八条第一項及び第二項、第十一条、第十三条第一項及び第四項、第十六条、第二十条並びに第二十一条の規定は、この法律の規定に基づく手續に準用する。この場合において、条約又は特許協力条約に基づく規則(以下「規則」という。)に別段の定めがあるときは、その定めを実施するため、政令でこれらの規定の特例を定めることができる。

2 特許法第四十七条第二項の規定は、国際調査及び国際予備審査に準用する。

(通商産業省令への委任)

第二十条 第二条から前条までに定めるもののほか、国際出願、国際調査及び国際予備審査に関し条約及び規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

(条約に基づく機関としての事務)

第二十一条 この法律の規定は、工業所有権に関する国際協力の見地から必要がある場合において、条約若しくは規則又はこれらに基づいて締結された取決めに従つて、特許庁がこの法律及び特許法その他の法律の規定に基づいて行うべき事務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、この法律の規定の適用を受ける者以外の者に関し条約に規定する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関としての事務を行うことを妨げるものではない。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第三章の規定は条約第十六条(3)(b)に規定する取決めが特許庁について効力を生ずる日から、第四章及び次条の規定は条約第三十二条(3)において準用する条約第十六条(3)(b)に規定する取決めが特許庁について効力を生ずる日から施行する。

(国際予備審査の請求件数の暫定的制限)

第二条 特許庁長官は、当分の間、国際予備審査機関に関する国際事務局との取決めに基づき、政令で定める期間ごとに、その期間内において受理すべき国際予備審査の請求の件数(以下「請求件数」という。)を制限することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により請求件数を制限しようとするときは、同項に規定する期間ごとに、その制限に係る件数を告示しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による請求件数の制限に関し必要な事項は、政令で定める。

(特許法の一部改正)

第三条 特許法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第七十七条」に、
「第八章 訴訟(第七十八條―第八十四條の二)」を「第九章 訴訟(第七十八條―第八十四條の二)」を「第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第八十四條の三―第八十四條の十六)」に改める。
第六集中「又は第二百二十九条第一項」を「第二百二十九条第一項又は第二百八十四條の第十五第

一項」に改め、同条第二項中「定」を「定め」に改める。

第十七条の三第二項中「前項ただし書」を、「前項ただし書」に改め、「同条第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第二十九條の二に次の一項を加える。

2 特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願が第百八十四條の三第二項の国際特許出願又は実用新案法(昭和三十三年法律第百二十三号)第四十八條の三第二項の国際実用新案登録出願(第百八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む)である場合における前項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第百八十四條の四第一項又は実用新案法第四十八條の四第一項の国際出願日(第百八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願(以下この項において「みなし国際出願」という。)にあつては、第百八十四條の十六第四項又は同法第四十八條の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。)における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面(第百八十四條の四第一項又は同法第四十八條の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第百八十四條の四第四項又は同法第四十八條の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第百八十四條の十六第二項又は同法第四十

八條の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文)に記載された発明又は考案」とする。

第四十四條第二項中(昭和三十三年法律第百二十三号)を削る。

第六十四條第二項中「前項ただし書」を、「前項ただし書」に改め、「第百二十六條第三項の規定は前項第一号の場合に」を削る。

第八十條中「又は実用新案法第三十七條第一項の審判」を「若しくは第百八十四條の十五第一項又は実用新案法第三十七條第一項若しくは第四十八條の十二第一項の審判」に、「又は実用新案法第三十七條第一項各号の一」を「若しくは第百八十四條の十五第一項又は実用新案法第三十七條第一項各号の一若しくは第四十八條の十二第一項に規定する要件」に改める。

第八章 削除を削り、第九章を第八章とし、同章の次に次の一章を加える。

第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(国際出願による特許出願)

第百八十四條の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という。)第十一條(一)若しくは(二)(b)又は第十四條(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四條(4)の指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限る。)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

2 前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という。)については、第四十三條の規定は、適用しない。

(外国語でされた国際特許出願の翻訳文)

第百八十四條の四 外国語でされた国際特許出願(以下「外国語特許出願」という。)の出願人は、条約第二條(4)の優先日(以下「優先日」という。)から一年八月以内(条約第十七條(2)(a)を規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際特許出願であつて優先日から

一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内)に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という。)における条約第三條(2)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができ。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、第一項に規定する期間が満了した時(その期間内に願書が提出された請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。)における同項又は前項に規定する翻訳文(以下「出願翻訳文」という。)に記載されていないものは、国際出願日における外国語特許出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなかったものとみなす。

(書面の提出及び補正命令)

第百八十四條の五 日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)の出願人は前条第一項に規定する期間内(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月以内)に、外国語特許出願の出願人は前条第一項の規定による翻訳文の提出の際に、次に掲げる事項を記載した書面を、特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 発明の名称

四 発明者の氏名及び住所又は居所

五 国際出願日その他の通商産業省令で定める事項

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時に提出しないとき。

二 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

三 前項の規定に違反しているとき。

四 第百九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を前項に規定する期間内に納付しないとき。

3 第十七條第三項の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。

4 特許庁長官は、第二項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を無効にすることができ。

(国際出願に係る願書、明細書等の効力等)

第百八十四條の六 日本語特許出願に係る国際出願日における願書及び外国語特許出願に係る願書の出願翻訳文は、第三十六條第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語特許出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語特許出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は、第三十六條第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語特許出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項

並びに法人にあつては代表者の氏名

提出の年月日

発明の名称

発明者の氏名及び住所又は居所

国際出願日その他の通商産業省令で定める事項

特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時に提出しないとき。

の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願日における図面及び外国語特許出願に係る図面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面とみなす。

(条約第十九条に基づく補正)

第百八十四条の七 国際特許出願の出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、特許請求の範囲について第十七条第一項の規定による手続の補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条(1)の規定に基づく補正は、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 第二項に規定する補正については、第十七条第一項ただし書の規定は、適用しない。

(条約第三十四条に基づく補正)

第百八十四条の八 前条の規定は、条約第三十条(2)(b)の規定に基づく補正があつた国際特許出願に準用する。この場合において、前条第一項中「基準時の属する日まで」とあるの

は「第百八十四条の五第一項に規定する期間内(その期間内に願書が提出された請求をしたときは、その請求の時まで)」と、「同条(1)」とあるのは「条約第三十四条(2)(b)」と、「同条第二項中「特許請求の範囲」とあるのは「明細書又は図面」と、「条約第二十條」とあるのは「条約第三十六條(3)(a)」と、同条第三項中「条約第十九條(1)」とあるのは「条約第三十四條(2)(b)」と読み替へるものとする。

(国内公表等)

第百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後(条約第二十一条に規定する国際公開(以下「国際公開」という。)がされた国際特許出願であつて優先日から一年八月以内に願書から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年八月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後、国際公開がされた国際特許出願であつて優先日から一年六月以内に第百八十四条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後)、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許出願の番号

三 国際出願日

四 発明者の氏名及び住所又は居所

五 明細書及び請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容

(特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。)

六 国内公表の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項は、第六十五条の二の規定は、国際特許出願には、適用しない。

4 国際特許出願については、第四十八条の五第一項、第四十八條の六、第二百二十八條、第百八十六條第一号及び第二号並びに第百九十三條第二項第一号及び第二号中「出願公開」とあるのは、日本語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国際公開」と、外国語特許出願にあつては「第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

5 日本語特許出願に係る証明等の請求については、第百八十六條第一号中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三條(2)に規定する国際出願の要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。とし、外国語特許出願に係る証明等の請求については、同条中「除く。」とあるのは「除く。」及び千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第三條(2)に規定する国際出願の願書、明細書、請求の範囲、図面若しくは要約(出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたものを除く。とする。

6 国際特許出願に特許公報に掲載すべき事項については、第百九十三條第二項第四号の二中「出願公開後における」とあるのは「国際公開がされた国際特許出願に係る」と、「第十七條の二第一号又は」とあるのは「第十七條第一項又は第十七條の二第一号若しくは」とする。

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願については国際公開があつた後(優先日から一年八月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年八月を経過した後)に、外国語特許出願については国内公表があつた後に、国際特許出願に係

る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後出願公告前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し通常受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、日本語特許出願については国際公開がされた国際特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前(優先日から一年八月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年八月を経過した後出願公告前)に、外国語特許出願に係る発明であることを知つて出願公告前に、業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 第六十五条の三第二項から第四項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(補正の特例)

第百八十四条の十一 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後でなければ、第十七條第一項本文の規定にかかわらず、手続の補正(第百八十四条の七第二項(第百八十四条の八において準用する場合を含む。))に規定する補正を除く。)をすることができない。

2 国際特許出願の手続の補正については、第十七條第一項ただし書中「特許出願の日(第四十三條第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントン

で、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日。次条及び第六十五條の二第一項において同じ。」とあり、第十七條の二中「特許出願の日」とあるのは、「第百八十四條の四第一項の優先日」とする。

3 外国語特許出願に係る手続の補正ができる範囲については、第四十一條中「願書に最初に添附した明細書又は図面に記載した事項」とあるのは、「第百八十四條の四第一項の国際出願日における第百八十四條の三第二項の国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の第百八十四條の四第四項の出願翻訳文に記載した事項」とする。

4 外国語特許出願の補正の却下についての第五十三條第一項(第百五十九條第一項(第百七十四條第一項)において準用する場合を含む。及び第百六十一條の三第三項において準用する場合を含む。の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、国際特許出願の明細書、請求の範囲又は図面の出願翻訳文に記載された事項の範囲内において特許請求の範囲を増加し減少し又は変更する補正は、明細書の要旨を変更しないものとみなす。

5 国際特許出願の補正については、第四十條及び第五十三條第四項から第六項まで(第百五十九條第一項(第百七十四條第一項)において準用する場合を含む。及び第百六十一條の三第三項において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

(出願の変更の特例)
第百八十四條の十二 国際特許出願についての

第一類第九号 商工委員会議録第十四号 昭和五十三年四月四日

追加の特許出願から独立の特許出願への変更及び独立の特許出願から追加の特許出願への変更については、日本語特許出願にあつては第百八十四條の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四條の四第一項及び第百八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後でなければすること

2 実用新案法第四十八條の三第一項又は第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八條の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十八條の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八條の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後(同法第四十八條の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後)でなければすることができない。

(出願審査の請求の時期の制限)
第百八十四條の十三 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第百八十四條の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四條の四第一項及び第百八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、優先日から一年八月(優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月)を経過した後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

(拒絶理由の特例)

第百八十四條の十四 外国語特許出願の拒絶の査定については、第四十九條中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第百八十四條の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされているとき(これを理由とする特許異議の申立てがあつた場合に限り。又は特許出願が次の各号の一に該当するとき」とする。

(国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判)
第百八十四條の十五 日本語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている発明以外の発明についてされたとき又は外国語特許出願に係る特許が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている発明以外の発明についてされたときは、その特許を無効にすることについて審判を請求することができない。

2 審判官は、前項の審判の請求があつた場合において当該審判に係る第百五十六條第一項の規定による通知を発する日までに第百二十六條第一項の審判の請求(同項第一号に掲げる事項を目的とするものに限る。)があつたときは、同項の審判の審決があるまでは、前項の審判について当該特許を無効にすべき旨の審決をしてはならない。

3 第百二十三條第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項の審判に準用する。

4 第一項の審判については、特百三十二條第一項、第百四十五條第一項、第百六十七條、第百六十九條第一項及び第百七十四條第三項中「又は第百二十九條第一項」とあるのは、「第百二十九條第一項又は第百八十四條の十五第一項」と、第百五十五條第三項中「第百二十三條第一項」とあるのは「第百二十三條第

一項又は第百八十四條の十五第一項」と、第百七十九條中「若しくは第百二十九條第一項」とあるのは、「第百二十九條第一項若しくは第百八十四條の十五第一項」とする。

5 国際特許出願に係る訂正の審判については、第百二十六條第四項中「第百二十三條第一項」とあるのは、「第百二十三條第一項又は第百八十四條の十五第一項」とする。

(決定により特許出願とみなされる国際出願)
第百八十四條の十六 条約第二條の國際出願の出願人は、条約第四條(1)(a)の指定国に日本国を含む國際出願(特許出願に係るものに限る。)につき条約第二條(a)の受理官庁により条約第二十五條(1)(a)に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二條(a)の國際事務局により条約第二十五條(1)(a)に規定する認定がされたときは、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができない。

2 外國語でされた國際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める國際出願に関する書類の日本語による翻譯文を特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づき規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

5 第百八十四条の三第二項、第百八十四条の四第四項、第百八十四条の六、第百八十四条の九第五項、第百八十四条の十一、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十三から前条までの規定は、前項の規定により特許出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第百八十四条の四第四項、第百八十四条の六及び前条第一項中「国際出願日」とあり、第百八十四条の十一第三項及び第百八十四条の十四中「第百八十四条の四第四項の国際出願日」とあるのは「第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日」となつたものと認められる」と、第百八十四条の四第四項中「第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に特許出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。）における同項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第百八十四条の十六第二項の規定により提出された翻訳文」と、第百八十四条の九第五項中「出願公告がされた国際特許出願に係るもの又は国際公開がされたもの」とあるのは「出願公告又は出願公開がされた出願に係るもの」と、第百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて基準時を経過した後」とあり、第百八十四条の十二第一項及び第百八十四条の十三中「日本語特許出願にあつては第百八十四条の五第一項、外国語特許出願にあつては第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後」とあり、同条中「優先日から一年八月（優先日

から一年七月以内に条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際特許出願にあつては、優先日から二年一月）を経過した後」とあるのは「第百八十四条の十六第四項に規定する決定の後」と読み替へるものとする。

6 第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第六十五條の二第一項中「特許出願の日」とあるのは「第百八十四条の四第一項の優先日」とする。

第百八十五条中「第六十五條の三第四項」の下に「（第百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）を、第百二十九條第二項の下に「及び第百八十四条の十五第三項」を加える。

別表中第四号の二を第四号の四とし、第四号の次に次のように加える。

四の二	第百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき五千四百円
四の三	第百八十四条の十六第一項の規定により申出をする者	一件につき五千四百円

（実用新案法の一部改正）

第四條 実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 再審及び訴訟（第四十二條—第四十八條の二）」を「第六章 再審及び訴訟（第四十二條—第四十八條の二） 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例（第四十八條—第四十二條—第四十八條の二）」に改める。

2 実用新案登録出願の日前の他の実用新案登録出願又は特許出願が第四十八條の三第二項

の国際実用新案登録出願又は特許法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第百八十四条の三第二項の国際特許出願（第四十八條の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中「又は出願公開」とあるのは「出願公開又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一條に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案又は発明」とあるのは「第四十八條の四第一項又は特許法第百八十四条の四第一項の国際出願日（第四十八條の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項の規定により実用新案登録出願又は特許出願とみなされた国際出願（以下この項において「みなし国際出願」という。）にあつては、第四十八條の十四第四項又は同法第百八十四条の十六第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第四十八條の四第一項又は同法第百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外国語特許出願にあつては国際出願日におけるこれらの書類及びこれらの書類の第四十八條の四第四項又は同法第百八十四条の四第四項の出願翻訳文、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日におけるこれらの書類及び第四十八條の十四第二項又は同法第百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文）に記載された考案又は発明」とする。

第十四條の十五第一項の審判に、「又は特許法第百二十三條第一項各号の一」を「若しくは第四十八條の十二第一項又は特許法第百二十三條第一項各号の一若しくは第百八十四条の十五第一項に規定する要件」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

（国際出願による実用新案登録出願）

第四十八條の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約（以下この章において「条約」という。）第十一條(1)若しくは(2)(b)又は第十四條(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四條(1)(a)の指定国に日本国を含むもの（実用新案登録出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた実用新案登録出願とみなす。

2 特許法第百八十四条の三第二項（国際出願による特許出願）の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下「国際実用新案登録出願」という。）に準用する。

（外国語でされた国際実用新案登録出願の翻訳文）

第四十八條の四 外国語でされた国際実用新案登録出願（以下「外国語実用新案登録出願」という。）の出願人は、条約第二條(4)の優先日（以下「優先日」という。）から一年八月以内（条約第十七條(2)(a)の規定により国際調査報告を作成しない旨の宣言がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に同条(2)(a)の規定による通知があつたものにあつては、その通知の日から二月以内）に、前条第一項に規定する国際出願日（以下「国際出願日」という。）における条約第三條(2)に規定する願書、明細書、請求の範囲及び図面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

第二十條中「又は特許法第百二十三條第一項の審判」を「若しくは第四十八條の十二第一項又は特許法第百二十三條第一項若しくは第百八十四条の十五第一項に規定する要件」に改める。

2 前項に規定する期間内に同項に規定する願書、明細書及び請求の範囲の翻訳文の提出がなかつたときは、その国際実用新案登録出願は、取り下げられたものとみなす。

3 第一項の規定により翻訳文を提出した出願人は、同項に規定する期間内に限り、その翻訳文に代えて、新たな翻訳文を提出することができる。ただし、出願人が出願審査の請求をした後は、この限りでない。

4 国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載された事項であつて、第一項に規定する期間が満了した時（その期間内に）出願人が出願審査の請求をしたときは、その請求の時。以下「基準時」という。）における同項又は前項に規定する翻訳文（以下「出願翻訳文」という。）に記載されていなければならないものは、国際出願日における外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲又は図面に記載されていなければならないものとみなす。

（書面の提出及び補正命令）

第四十八条の五 日本語でされた国際実用新案登録出願（以下「日本語実用新案登録出願」という。）の出願人は前条第一項に規定する期間内（優先日から一年七月以内に）条約第三十三条に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一条(4)の規定に基づき日本国を選択国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月以内に、外国語実用新案登録出願の出願人は前条第一項の規定による翻訳文の提出の際に、次に掲げる事項を記載した書面を、特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 提出の年月日

三 考案の名称

四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 国際出願日その他の通商産業省令で定め

る事項

2 特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

一 前項の規定により提出すべき書面を、同項に規定する期間内又は同項に規定する時に提出しないとき。

二 前項の規定による手続が第五十五条第二項において準用する特許法第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

三 前項の規定による手続が通商産業省令で定める方式に違反しているとき。

四 第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を前項に規定する期間内に納付しないとき。

3 特許法第八十四条の五第三項及び第四項（書面の提出及び補正命令）の規定は、前項の規定による命令に基づく補正に準用する。（国際出願に係る願書、明細書等の効力等）

第四十八条の六 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における願書及び外国語実用新案登録出願に係る願書の出願翻訳文は、第五

条第一項の規定により提出した願書とみなす。

2 日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における明細書及び請求の範囲並びに外国語実用新案登録出願に係る明細書及び請求の範囲の出願翻訳文は第五條第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における請求の範囲及び外国語実用新案登録出願に係る請求の範囲の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した明細書に記載した実用新案登録請求の範囲と、日本語実用新案登録出願に係る国際出願日における外国語実用新案登録出願に係る図面及び外国語実用新案登録出願に係る図面の出願翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面とみなす。

（図面の提出）

第四十八条の七 国際実用新案登録出願の出願人は、国際出願日が国際出願日において図面を含んでいないものであるときは、基準時の属する日までに、図面を特許庁長官に提出しなければならない。

2 特許庁長官は、基準時の属する日までに前項の規定による図面の提出がないときは、国際実用新案登録出願の出願人に對し、相当の期間を指定して、図面の提出をすべきことを命ずることができる。国際実用新案登録出願が国際出願日において図面を含んでいないものである場合において、基準時の属する日までに第四十八条の四第一項又は第三項の規定による図面の翻訳文の提出がないときも、同様とする。

3 特許庁長官は、前項の規定により図面の提出をすべきことを命じた者が同項の規定により指定した期間内にその提出をしないときは、当該国際実用新案登録出願を無効にすることができ。

4 第一項の規定により又は第二項の規定による命令に基づいてされた図面の提出（図面に添えて当該図面の簡単な説明を提出したときは、当該図面及び当該説明の提出）は、第五十五條第二項において準用する特許法第五十七條第一項の規定による手続の補正とみなす。この場合において、第五十五條第二項において準用する同法第五十七條第一項ただし書の規定は、適用しない。

（国内公表等）

第四十八条の八 特許庁長官は、第四十八条の四第一項の規定により翻訳文が提出された外国語実用新案登録出願について、出願公告をしたものを除き、優先日から一年八月を経過した後（条約第二十一条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年八月以内に）出願人から出願審査の請求があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は出願審査の請求の時のいずれか遅い時の後、国際公開がされた国際実用新案登録出願であつて優先日から一年六月以内に）第四十八条の四第一項に規定する通知があつたものについては優先日から一年六月を経過した時又は当該通知があつた日から二月を経過した時のいずれか遅い時の後、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を実用新案公報に掲載することにより行う。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 実用新案登録出願の番号

三 国際出願日

四 考案者の氏名及び住所又は居所

五 明細書の出願翻訳文に記載した事項のうち考案の名称及び図面の簡単な説明に相当する部分、請求の範囲の出願翻訳文に記載した事項並びに図面の出願翻訳文の内容（実用新案公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）

六 国内公表の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 特許庁長官は、国内公表がされた外国語実用新案登録出願の明細書、請求の範囲及び図面の出願翻訳文の内容（公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）を記載した書面を特許庁において公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、当該外国語実用新案登録出願が出願公告されたとき又は特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

4 第十三条の二の規定は、国際実用新案登録出願には、適用しない。

5 特許法第八十四条の九第四項から第六項まで（国内公表等）の規定は、国際実用新案登録出願に準用する。（出願の変更の特例）

第四十八條の九 特許法第八十四條の三第一項又は第八十四條の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の実用新案登録出願への変更については、同法第八十四條の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第八十四條の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第八十四條の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第九十五條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第八十四條の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第四十八條の十 国際実用新案登録出願の出願人は、日本語実用新案登録出願にあつては第四十八條の五第一項、外国語実用新案登録出願にあつては第四十八條の四第一項及び第四十八條の五第一項の規定による手続をし、かつ、第五十四條第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際実用新案登録出願の出願人以外の者は、優先日から一年八月（優先日から一年七月以内に条約第三十三條に規定する国際予備審査の請求をし、かつ、条約第三十一條(4)の規定に基づき日本国を選挙国として選択した国際実用新案登録出願にあつては、優先日から二年一月）を経過した後でなければ、国際実用新案登録出願についての出願審査の請求をすることができない。

（拒絶理由の特例）

第四十八條の十一 外国語実用新案登録出願の拒絶の査定については、第十一條中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第四十八條の四第二項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文に記載されている考案以外の考案についてされているとき（これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。）又は実用新案登録出願が次の各号の一に該当するとき」とする。

（国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判）

第四十八條の十二 日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面及びこれらの書類の出願翻訳文に記載されている考案以外

の考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができ。

2 国際実用新案登録出願に係る訂正の審判については、第三十九條第四項中「第三十七條第一項」とあるのは、「第三十七條第一項又は第四十八條の十二第一項」とする。

3 第三十七條第二項及び第三項の規定並びに特許法第八十四條の十五第二項及び第四項（国際特許出願固有の理由に基づく特許の無効の審判）の規定は、第一項の審判に準用する。

（特許法の準用）

第四十八條の十三 特許法第八十四條の七（条約第九條に基づく補正）及び第八十四條の八（条約第三十四條に基づく補正）の規定は、国際実用新案登録出願の条約に基づく補正に準用する。

2 特許法第八十四條の十（国際公開及び国内公表の効果等）の規定は、国際実用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3 特許法第八十四條の十一（補正の特例）の規定は、国際実用新案登録出願の補正に準用する。

（決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願）

第四十八條の十四 条約第二條の國際出願人

は、条約第四條(1)の指定国に日本国を含む国際出願（実用新案登録出願に係るものに限る。）につき条約第二條(2)の受理官庁により条約第二十五條(1)(a)に規定する拒否若しくは同条(1)(a)若しくは(b)に規定する宣言がされ、又は条約第二條(2)の國際事務局により条約第二十五條(1)(a)に規定する認定がされたときは、通商産業省令で定める期間内に、通商産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができ。

2 外国語でされた国際出願につき前項の申出をする者は、申出に際し、願書、明細書、請求の範囲、図面その他の通商産業省令で定める国際出願に関する書類の日本語による翻訳文を特許庁長官に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の申出があつたときは、その申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当であるか否かの決定をしなければならない。

4 前項の規定により特許庁長官が同項の拒否、宣言又は認定が条約及び特許協力条約に基づく規則の規定に照らして正当でない旨の決定をしたときは、その決定に係る国際出願は、その国際出願につきその拒否、宣言又は認定がなかつたものとした場合において国際出願日となつたものと認められる日にされた実用新案登録出願とみなす。

5 第四十八條の七及び特許法第八十四條の十六第五項（決定により特許出願とみなされる国際出願）の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八條の七第一項及び第二項中「国際出願日」とあるのは「第四十八條の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、「基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、同条第二項中「第四

十八條の四第一項又は第三項」とあるのは「第四十八條の十四第二項」と読み替へるものと

する。

6 第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第十三條の二第一項中「実用新案登録出願の日（第九條第一項において準用する特許法第四十三條第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百一十二年四月十四日にブラッセルで、千九百一十五年六月二日にワシントンで、千九百一十四年六月二日にヘーグで、千九百一十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百一十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日）」とあるのは、「第四十八條の四第一項の優先日」とする。

別表中第一号の二を第一号の四とし、第一号の次に次のように加える。

一の一	第四十八條の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき四千円
一の二	第四十八條の十四第一項の規定により申出をする者	一件につき四千円

（意匠法の一部改正）

第五條 意匠法昭和三十四年法律第二百二十五號の一部を次のように改正する。

第十三條の次に次の一條を加える。

（特許協力条約に基づく国際出願に係る出願の変更の特例）

第十三條の二 特許法第八十四條の三第一項又は第八十四條の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願の意匠登録出

願への変更については、同法第百八十四条の五第一項の日本語特許出願にあつては同項、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては同項及び同法第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第百八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

2 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の意匠登録出願への変更については、同法第四十八条の五第一項の日本語実用新案登録出願にあつては同項、同法第四十八条の四第一項の外国語実用新案登録出願にあつては同項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第一項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることができない。

（弁理士法の一部改正）

第六条 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又ハ商標ニ関シ」を「若ハ商標又ハ国際出願ニ関シ」に改める。

第九条第二項中「又ハ商標」を「若ハ商標又ハ特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第 号）ノ規定ニ依ル国際出願（以下単ニ国際出願ト称ス）」に改める。

第二十二條ノ第二項中「商標ニ関シ」を「商標若ハ国際出願ニ関シ」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第七條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第三十八條中「及び第四十六号から第四十九

号まで」を「、第四十六号から第四十九号まで及び第五十一号」に改める。
第四十二條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「審査」の下に「（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第 号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。次号及び次条から第四十三条の三までにおいて同じ。）」を加える。

理 由

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約を実施するため、同条約に基づく国際出願等に関する特許庁と出願人との間における手続を定めるとともに、特許法、実用新案法等の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定不況産業安定臨時措置法案に対する修正案
正 案

特定不況産業安定臨時措置法案の一部を次のように修正する。

目次中「第五十五条・第五十六条」を「第五十五条―第五十八条」に、「第五十七条―第六十二条」を「第五十九条―第六十四条」に改める。

第一条中「講ずることにより」の下に「雇用の安定及び関連中小企業者の経営の安定に配慮しつつ」を加える。

第三条第二項第三号中「措置」の下に「（雇用の安定を図るための措置を含む。）」を加え、同条第七項中「第五項の規定は」を「第六項の規定は前項の規定により関係審議会が意見を聴かれた場合に、第七項の規定は」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 安定基本計画は、当該特定不況産業に属する事業者の雇用する労働者の雇用の安定及び関連

中小企業者の経営の安定について、十分な考慮が払われたものでなければならない。

6 関係審議会は、第一項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、あらかじめ、当該特定不況産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

第四条中「前条第五項」を「前条第七項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

3 第三条第六項の規定は、第一項の規定により関係審議会が意見を聴かれた場合に準用する。

第十条第一項中「当たつては」の下に「、当該措置に係る事業所における労働組合（当該事業所において、労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者）と協議して」を加え、「雇用の安定に配慮しなければならない」を「雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

4 国及び都道府県は、第二項に規定する事業者の関連中小企業者について、その経営の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章中第六十二条を第六十四条とし、第五十七条から第六十一条までを二条ずつ繰り下げる。

第四章中第五十六条を第五十八条とし、第五十五条の次に次の二条を加える。

（都道府県知事の意見の申出）
第五十六条 都道府県知事は、安定基本計画に従つて行われる設備の処理その他の措置が当該都道府県における地域経済に著しい悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

（連絡及び協力）
第五十七条 主務大臣及び労働大臣は、第二章の規定の施行に当たつては、特定不況産業に係る労働者の雇用に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

昭和五十三年四月十五日印刷

昭和五十三年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W